

六村政

I 村定

二三四 流出物留賃支払一札

○川辺町所蔵
(上米田支所)

(解説) 明和二年(一七六五)の留賃の定法一札である。
所定の賃銀の額をめぐってのもので、村民が規定通りの支払いを求め、さらに今後の連帯責任を、村役人あて連名で提出した一札である。なお、上米田のいずれかの村方文書である。

一札

一下麻生村新右衛門仕出新、当十月廿二日夜出水にて
流出、当村ニ少々留揚申候間、右新右衛門より大概

六村政

積留賃にて、請取度由申参候处、先前御役所にて相
定り申候留賃相払、請取被成候様申被遣候处、左様
にてハ得請取不申候由又々申来候、勿論右村問屋衆
中より御挨拶湊メり、右之趣にてハ不宜調旨御座候
間、御役所沙汰ニ及申候、此上金錢我々共へ相懸り
申候共、少も故障無御座候、何卒先前相済候定式之
通、御願被成可被下候、従先前之格式相替り、親類
之法式被仰付候共、連判差出申跡ハ少も故障無御座
候、為後日一札仍て如件

明和二年酉十一月

圓 助 印	茂 八 印	与 藏 印
早 助 印	武兵衛 印	傳助後家
彦右衛門 印	半四郎 印	甚 平 印
岡 平 印	源 七 印	甚四郎 印
新三後家	弥 平 印	忠兵衛 印
新 助 印	五兵衛 印	太兵衛 印
武 平 印	与 惣 印	直 八 印
忠治郎 印	助三郎 印	孫右衛門 印
善右衛門 印	彦 藏 印	和 平 印
兵 八 印	久 助 印	忠七郎 印

兵治郎印	儀右衛門印	半十郎印
平治郎印	平吉後家	伊兵衛印
喜十郎印	長十郎印	長助印
玄三郎印	長八印	傳三郎印
金藏印	孫七郎印	伊助印
金十郎印	定平印	権吉印
勘六後家	武助印	定治郎印
与市印	小吉印	宇兵衛印
牧助印	又右衛門印	忠藏印
庄藏印	平八印	久治郎印
甚藏印	藤治郎印	七右後家
市三郎印	善助印	弥助印

庄屋
衆中
組頭

二三五 村方困窮相定条項

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

〔解説〕 明和二年（一七六五）の下川辺村の村定文書である。村民の飲酒、華美の振る舞いを戒めたもので、五人組頭の責任において取り決めたものである。

村方困窮ニ付願出候故相定候事

一 当村之内博奕ハ勿論、其外賭之諸勝負宝引等迄も、一切仕間敷候、当村之者他え罷出諸勝負仕候共、見付次第庄屋年寄へ申出、其上御役所え申上、御吟味を受可申候事

一 酒之儀猥ニ付、殊之外費之儀願出候間、拾ヶ年之内小売酒相止候事

一 正月之儀式門礼節会振舞堅相止候御事

右之条々五人組切ニて、別て致吟味堅相守可申候以上

明和二年西十二月
五人組頭

小三郎印	弥左衛門印	二郎右衛門印
次郎作印	瀬野右衛門印	徳左衛門印
次郎兵衛印	弥七印	傳九郎印
孫左衛門印	久右衛門印	忠八印
仁三郎印	太郎八印	七右衛門印
傳右衛門印	藤七印	九藏印

与	平	惣	源	清	新	長	長	与	善	甚	弥	市	次	平	与	庄	忠	善	七
右衛門	右衛門	三郎	四郎	四郎	三郎	作	四郎	次右衛門	兵衛	三郎	藏	助	左衛門	八	八	八	兵衛	右衛門	郎兵衛
吉印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印
惣	長	市	助	浅	新	権	徳	清	権	庄	藤	新	平	久	長	兵	甚	善	民
助	助	右衛門	左衛門	右衛門	兵衛	七	兵衛	吉	右衛門	兵衛	藏	藏	三郎	助	兵衛	三郎	右衛門	藏	部
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印
長	二	佐	権	彦	弥	半	又	権	六	傳	九	孫	林	半	庄	孫	庄	久	清
二	郎	五	三	八	右衛門	三	市	兵衛	右衛門	藏	郎右衛門	右衛門	左衛門	右衛門	七	八	二	七	兵衛
郎	吉	平	郎	印	印	郎	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	郎	印	印

利	新	小	久	圓	与	助	吉	林	五	藤	半	佐	圓	庄	年	半	角	利
兵衛	助	助	八	右衛門	右衛門	兵衛	兵衛	吉	郎	左衛門	兵衛	次右衛門	六	屋	寄	兵衛	助	兵衛
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	中	印	印	印	印
半	角	安	庄	金	源	金	勘	喜	庄	四	庄	佐	太	太	太	太	太	太
助	助	右衛門	右衛門	十	六	六	三	兵	作	郎兵衛	六	平	兵	兵	兵	兵	兵	兵
印	印	印	印	郎	印	印	郎	衛	印	印	印	次	衛	衛	衛	衛	衛	衛
				傳														
				吉														

二三六 博突取締一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 明和五年(一七六八)の下川辺村の一札である。他村の者の博突や、場所の提供を互いに厳しく戒めたもので、全戸主の連名印で、村役人あてに証文を提出している。

一札

一博突之儀段々相互ニ吟味仕候得共、心得違之族有之宿等仕、尚又其場ニ寄合申候者共、不埒至極ニ奉存候、乍去是迄有之儀、委敷御吟味被成候ては、難儀之族有之候間、是迄之義は、何分共御用捨被成下候様奉願上候、此以後心得違ニて宿等致候か、何方ニても博突等仕候ハハ、相互ニ用捨なく差込仕、御役所表迄御願申共、又は宿仕候者ハ見付次第ニ、寄合其居宅を打こわし候共、博突之儀ニ付何様ニ及候共、御役人中は勿論村方中え、相互ニ申分無御座候、尚

又博突之儀ニ付、喧嘩口論仕候共、御役人中え御苦
勞かけ申間敷候、為其連判証文差出シ申候如件

明和五年子四月

次郎	作印	久右衛門	印	清兵衛	印											
次郎	兵衛	印	瀬野右衛門	印	久七	印										
小三	郎	印	徳左衛門	印	長四	郎	印									
七郎	兵衛	印	民部	印	与八	郎	印									
傳右衛門	印	甚右衛門	印	傳九	郎	印	寺	印								
孫左衛門	印	次郎右衛門	印	庄次	郎	印	庄右衛門	印								
藤七	郎	印	忠八	郎	印	権兵衛	印	源四	郎	印						
新藏	印	利兵衛	印	庄右衛門	印	清四	郎	印	甚三	郎	印					
九藏	印	忠治	郎	印	新三	郎	印	惣三	郎	印	吉	印				
長作	印	半三	郎	印	弥	藏	印	多郎	八	印	林左衛門	印				
与次右衛門	印	平右衛門	印	清四	郎	印	甚三	郎	印	惣三	郎	印	吉	印		
弥右衛門	印	六右衛門	印	甚三	郎	印	惣三	郎	印	吉	印	多郎	八	印		
平八	郎	印	孫右衛門	印	新三	郎	印	惣三	郎	印	吉	印	多郎	八	印	
長兵衛	印	半右衛門	印	惣三	郎	印	吉	印	多郎	八	印	林左衛門	印	多郎	八	印
市助	印	善右衛門	印	傳	吉	印	多郎	八	印	林左衛門	印	多郎	八	印	林左衛門	印
清吉	印	九郎右衛門	印	弥	藏	印	多郎	八	印	林左衛門	印	多郎	八	印	林左衛門	印

重	半	仁	庄	圓	源	金	佐	林	四	久	善	平	権	太	権	浅	半	新	惣
十	兵	三	六	六	六	六	次	吉	郎	助	兵	郎	右	兵	三	右	右	助	助
郎	衛	郎	印	印	印	印	右	印	兵	印	衛	印	衛	衛	郎	衛	衛	印	印
				庄	傳	又	角	小	多	彦	六	長	助	德	庄	与	源	左	次
				八	藏	郎	助	助	次	八	兵	次	左	兵	七	吉	次	平	左
				印	印	印	印	印	兵	印	衛	郎	衛	衛	印	印	郎	次	衛
									衛		作	喜	五	助	多	圓	与	藤	佐
									衛	九	印	兵	郎	兵	七	右	右	左	五
									印	兵	印	衛	八	衛	印	衛	衛	衛	平

六
村
政

庄屋
年寄中

二三七 村定書

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

（解説）寛政七年（一七九五）の下川辺村定書である。
過去の村定めを、さらに一〇か年延長したもので、年貢上納を第一とし、生活が華美にならないよう、箇条書きで戒めたものである。

村定

一 百姓第一根元ハ、御年貢惣取入済候上諸事差置、御米拔差急キ郷蔵へ相納可申、其外上納もの並ニ諸夫錢ハ、御年貢ニ付候儀、庄屋所へ持参可有筈、請作ハ地元より誰何程と書付認、庄屋所差出し、米分ヶハ霜月晦日迄、皆済ハ極月十日ニ限り、急度勘定相立可申事、尤訳有之格別難渋之族ハ、五人組限り世

話を以、諸訳相立可申事

一 村方連々困窮ニ付諸失脚費等ヲ省キ、奢等無之以致度、尤前ニも拾ケ年限り定メ候得共、年明キニ相成、

今般庄屋所免割之席ニおいて、五人組頭村作り之相談ニ付、^(簡)間略拾ケ年之儀、当卯年より来ル子迄相慎ミ可申定メ、左之通

一 婚礼並□後物参り、其外諸祝儀事等ニ音物樽酒ハ勿論、聊之品ニても諸給も遣り届不致、並ニ諸事いわい事等ニも重之内ハ勿論、聊之配り物不致極ニ御座候、然共貧家之方へ仕来り之心添、諸事情等ハ可成丈ケ致度事ニ御座候、

一 いわい日呼人ハ相止居候へ共、都て酒取扱ハ一切不致筈、村禁酒と申様成儀と相定メ申候、尤不幸之野酒壺升ニ可限事

一 薪稼ニ山祭り聊も不致、並ニ馬之灸治壺疋控入神酒料と致し、其外いわい一切相止、尤極月ハ壺疋ニ付豆腐壺丁、いわい若メ灸元へ、しゅせん宿頼ミハ断可申事、諸事しゅせん等一切相止可申事

一 不叶儀ニて呼人有之とも、手作之品一汁一菜ニ可限事、仏事等も右同断、壺軒より壺人宛ニ可限事、酒

之儀ハ前段ニ相止居申事ニ御座候

一 女中年礼見舞相互ニ相止メ、ことなり五・六軒ハ見舞も可申欵

一 ぞうり・わらじ手造りニて買不申、たばこきざみハ不可用、諸事何ニても費之品ハ買不申、家別ニ村法相慎ミ可申ハ、第一御年貢上納之差支ニ不相成、困窮を相凌キ可申、然ハ御百姓相続ニ相成、能々相互ニ心添へ可申極ニ御座候

右ハ拾ケ年之内、急度^(簡)間略之ケ条相慎ニ可申極ニ付、村中連印を以村役所々差出申処如件

寛政七年卯十一月八日

次郎	作	小三	郎	孫左衛門
次郎	兵衛	七郎	兵衛	傳右衛門
傳九郎	藏	平	八	
織右衛門	庄次郎	市介		
織助	源兵衛	与次右衛門		
善藏	清兵衛	金左衛門		
次郎右衛門	伊三右衛門	清吉		
甚右衛門	長四郎	伊助		
忠八	傳左衛門	忠次郎		

次左衛門 印	善兵衛 印	藤七 印	藤藏 印	藤右衛門 印	平三郎 印	権右衛門 印	茂兵衛 印	源四郎 印	権兵衛 印	平右衛門 印	半三郎 印	嘉右衛門 印	九郎右衛門 印	孫右衛門 印	善右衛門 印	忠兵衛 印	新藏 印	長作 印	弥右衛門 印
圓右衛門 印	与右衛門 印	長次郎 印	喜七 印	六兵衛 印	佐五平 印	藤左衛門 印	利右衛門 印	惣三郎 印	市右衛門 印	庄右衛門 印	林左衛門 印	利兵衛 印	甚三郎 印	弥兵衛 印	弥助 印	清四郎 印	仁三郎 印	孫八 印	与八 印
権三郎 印	庄作 印	九兵衛 印	林吉 印	喜平治 印	金六 印	喜兵衛 印	勇右衛門 印	半助 印	角助 印	惣助 印	浅右衛門 印	太兵衛 印	兵藏 印	新助 印	安右衛門 印	小助 印	忠右衛門 印	半右衛門 印	六右衛門 印

六村政

庄七 印	竹兵衛 印	金十郎 印
助左衛門 印	和助 印	源六 印
佐平次 印	五郎八 印	太次兵衛 印
庄屋		
衆中		
年寄		

二三八 組分総判帳

○川辺町所蔵
(西村家文書)

(解説) 寛政一〇年(一七九八)の中川辺村組分判帳である。従来普請や祝事の場合、組全体で行っていたものを、経費節減から幾つかに分けたもので、三か年の期限付きとなっている。しかし差障りがなければ、以後も継続することとを、組総員で決めた判帳である。

第二部 文書の部

(表紙)

寛政十年

組分惣判帳

午二月

一私共今度俟約仕、御百姓相続之ため兩三年之間、普請祝儀事並新発子等組分仕候筈ニ、惣方和談之上相究申候、其外之義ハ万端是迄之通相替義無御座候、尤愈宜敷義ニて末々迄も分居候共、随分陸間敷可仕候、勿論墓所之義ハ入ましり居候事故、別て不勝致合、争論ケ間敷義申間敷候、其外此義ニ付巨障之義毛頭無御座候、為後日組中判形仍て如件

寛政十年午二月

儀兵衛印	長兵衛印	惣治郎印	多助印	喜六印	作兵衛印	半十郎印
太次兵衛印	甚助印	傳兵衛印	太郎右衛門印	八百右衛門印	与兵衛印	佐次介印
四郎助印	甚三郎印	喜三郎印	清六印	文六印	彦五郎印	平太郎印

嘉右衛門印	権十郎印	小市印	甚吉印	治左衛門印	七兵衛印	佐治兵衛印	七兵衛印	久七印	何助印	忠藏印	佐平治印	忠助印	長助印	彦兵衛印	与三兵衛印	長七印	清九郎印	治郎左衛門印
				惣兵衛印	弥助印	佐右衛門印	長右衛門印	武平印	佐五右衛門印	林右衛門印	捨藏印	忠右衛門印	丈助印	茂左衛門印	太治右衛門印	甚藏印	新吉印	安兵衛印
									利兵衛印	伊右衛門印	忠治郎印	伴助印	三右衛門印	五郎右衛門印	初右衛門印	彈七印	平六印	傳六印

庄屋
衆中
組頭

二三九 御用木総判帳

○川辺町所蔵
(西村家文書)

(解説) 寛政一二年(一七九九)の御用木に関する中川
辺村判帳である。川下げの木材が、不時の出水で流木となっ
た場合は、昼夜の別なく総出で係留することを定めた村民
総判帳である。

(表紙)

寛政拾壹年

飛州
尾州御用木惣判帳

未ノ十一月

一 今般飛州並尾州御用木御川下ケニ付、若シ不時出水
等ニて流木仕候ハハ、昼夜ニ不限惣方罷出随分出情
仕、留来仕大切ニ取扱可申候、万一心得違之族有之

六 村 政

入用等相掛り候共、其当人より相立可申候、若又埋
木捨木ニて入用相掛り候ハハ、其場居合候ものは割
賦仕、急度相立可申候、為後日御請印形仍て如件
寛政十一年未ノ十一月

孫	市印	判十郎印	八百右衛門印
孫	藏印	作兵衛印	太郎右衛門印
新三郎印	喜	六印	傳兵衛印
助	市印	多	甚助印
宮	吉印	惣治郎印	新右衛門印
惣兵衛印	長兵衛印	彦五郎印	
孫	七印	佐治介印	文六印
長五郎印	与兵衛印	清	六印
太郎兵衛印	忠	助印	長左衛門印
喜三郎印	佐平	治印	市郎右衛門印
甚三郎印	忠	藏印	忠兵衛印
与三兵衛印	太次兵衛印	清十郎印	
茂兵衛印	安兵衛印	弥右衛門印	
治郎左衛門印	甚	藏印	嘉兵衛印
清九郎印	太次右衛門印	九兵衛印	
長	七印	茂左衛門印	長藏印

彦兵衛印	丈助印	彦藏印	治兵衛印	与五兵衛印	弁藏印
長助印	忠右衛門印	勘右衛門印	彦四郎印	傳藏印	喜七印
久七印	甚吉印	三右衛門印	甚右衛門印	弥七印	文左衛門印
喜兵衛印	治左衛門印	五郎右衛門印	惣十郎印	長兵衛印	又吉印
弥助印	七兵衛印	初右衛門印	源助印	平藏印	長助印
佐右衛門印	佐治兵衛印	源七印	清助印	弥平治印	長吉印
長右衛門印	久七印	平六印	徳左衛門印	五右衛門印	傳助印
市郎兵衛印	何助印	四郎助印	喜右衛門印	与左衛門印	沢右衛門印
佐五右衛門印	利兵衛印	林右衛門印	清四郎印	金三郎印	四郎右衛門印
嘉右衛門印	伊右衛門印	捨藏印	善助印	治郎右衛門印	勘七印
權十郎印	忠治郎印	佐兵衛印	市平印	九右衛門印	又六印
小市印	伴助印	孫左衛門印	勘兵衛印	又助印	治左衛門印
又右衛門印	彦右衛門印	重助印	藤藏印	徳兵衛印	
善四郎印	弥十郎印	甚七印	六兵衛印	九郎右衛門印	
又三郎印	奥右衛門印	藤七印	徳右衛門印	治郎作印	
庄治印	傳左衛門印	角右衛門印	利助印	孫作印	
幾助印	助藏印	平作印	空兵衛印	孫十郎印	
与三兵衛印	傳六印	安右衛門印	又兵衛印	孫兵衛印	
梅太夫印	喜助印	唯助印	半三郎印	金助印	
忠助印	權四郎印	武兵衛印	磯右衛門印	五右衛門印	

孫 助^⑤
孫 六^⑥

二四〇 博奕取締一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文政四年(一八二二)の下川辺村取締連印帳である。来村者の勝負事が再び行われているのを、厳しく取り締まったもので、違反者は親戚・組の連帯責任としたものである。なお、村民すべての連印とした一札である。

(封書)

文政四辛巳年

博奕取締連印一札入

庄屋 官兵衛代

差出申一札之事

一 前々被仰渡候御法度御条目之趣、被仰付候通其度々

六 村 政

御読聞被成候て、銘々承知罷在候儀ニ御座候得共、中ニは心得違之族も御座候様子にて、近頃は博奕等御座候風聞ニ付、猶又今般嚴敷御吟味之旨御申聞之段、委細承知仕候、依之隣家組合相互ニ申合、情々急度吟味可致候、若又其上ニも心得違之族御座候て、万一不埒之筋出来候ハハ、各方え相届ケ可申候、夫より御支配様え御届ケ可被成候て、御吟味ニ相成、御仕置迄之諸入用ハ当人は申不及、親類組合両隣迄急度弁金可致候、尤組親類両隣たりとも、右不埒之筋見付相届ケ候者は、其諸入用ハ相除可被成候旨、村内一同承知之事ニ候

一 先達て取締ニ相立候田畑山林野荒之儀、是亦追々猥之様子ニ付、今般猶亦御申聞御座候段承知仕候て、相互ニ吟味可致候、万一心得違之族御座候て、見付候ハハ、其段村役人中え相届可申候、其節村内より為褒美錢五拾文御渡可被成候、尤当人之儀ハ御支配様え御届ケ、御吟味之上御仕置被仰付、何様之諸入用相掛り候とも、当人は申不及親類五人組合両隣迄、夫々割合を以急度出金可致候、尤見付候者ハ前条之通、相除可申候儀ニ御座候事

第二部 文書の部

右之通村内一同申合候上、少も相違致間敷候、依之村
方一統連印一札指出申所如件

文政四巳年正月

治郎作印	次郎右衛門印	九	藏印
次郎兵衛印	忠八印	小	平印
小三郎印	清兵衛印	長	作印
小兵衛印	伊三右衛門印	源右衛門印	
七郎兵衛印	久七郎印	平	八印
孫左衛門印	源兵衛印	市	助印
織之助印	長四郎印	近右衛門印	
織右衛門印	傳左衛門印	弥右衛門印	
織部印	孫八印	与八郎印	
善藏印	庄次郎印	久	吉印
兵三郎印	源四郎印	惣三郎印	
甚四郎印	清四郎印	勇右衛門印	
伊助印	弥助印	龍助印	
忠次郎印	九郎右衛門印	仁右衛門印	
七右衛門印	甚三郎印	新	助印
嘉右衛門印	林左衛門印	半	助印
半右衛門印	茂吉印	惣	助印

忠兵衛印	利右衛門印	浅右衛門印
平右衛門印	庄右衛門印	多兵衛印
茂兵衛印	市右衛門印	仁三郎印
藤右衛門印	幸右衛門印	助兵衛印
平三郎印	庄七印	五郎八印
新右衛門印	佐平治印	九兵衛印
常右衛門印	藤左衛門印	清右衛門印
久助印	佐治兵衛印	林吉印
源次郎印	半兵衛印	庄作印
藤藏印	惣右衛門印	奎右衛門印
治左衛門印	長次郎印	金六印
喜七印	久藏印	和助印
助左衛門印	圓右衛門印	亀三郎印
長吉郎印	佐五平印	金十郎印
源藏印	四郎兵衛印	多作印

庄屋
官兵衛殿
年寄
兵左衛門殿
百姓代
傳右衛門殿

二四一 村方取締連印帳

○町内石神

石神区所蔵

〔解説〕 天保三年（一八三二）の取締連印帳である。近年村民に逸脱する向きもあり、そのため、今回改めて取り決めを簡条書きとして指示したものである。内容は節約を基としたもので、村民の連名形式となっている。

〔表紙〕

壬天保三年 石神村

村方取締連印帳

辰三月吉日

庄屋
源 太郎
年寄
七右衛門

村方取締規定之事

一 当村之義、村役人並小前共行違ニ付、近年度々彼是入組、下川邊御役所様えも粗相聞、右ニ付御支配様より格別之御慈悲以御勘弁を、上川邊村庄屋弥右衛

六 村 政

門殿・栃井村庄屋佐吉殿御内々被召出、石神村当入組之分ハ格別、以来村方惣方取締心得違無之様ニ談事合、調へ方之吟味御内命被仰聞候ニ付、右御兩人より村役人、並小前共え御内命御利解之趣為申聞、一統恐入奉畏取締規定いたし候趣、逸々左ニ書印候事

一 御年貢米金納方取立方之儀、御米御粃共拵方之義、精々撰立俵拵共入念可申候、勿論皆済納所ハ十二月廿日限り、同月廿五日諸役金皆済可仕候、若又無拠訳ニて少しなり共不足仕候ハハ、其五人組諸親類より致世話、上納為致候様ニ取斗可申候事

附り、役金不足仕候もの有之ハ、相応之利足相添急度上納可仕候事

一 納所之節は勿論、御蔵於近所ニ葭蓍一切吞不可、猶又夜番之もの共、火用心第一ニ心掛可被申候事

一 宗門人別印形下判之節は、庄屋可触出シ候ハハ、役場え可罷出候、生子三年相成候ハハ、早春之内ニ庄屋所え可訴出候、人別増減之義も右同断可為事

一 御年貢諸役金都て臨時入用割合之節は、庄屋年寄百姓代夫々立会之もの相招、相談之上可仕候事

一 御高差引相触候ハハ、早速可罷出候事

一 村役人会合之節、酒肴等一切取扱不申候、何事よらす精々宥略仕、御百姓出精可致候事

一 氏神祭礼当本之義、組内四組ニ相^(分)訳ケ、年番ニ相勤可申筈、尤別紙当本帳相調置申候事

一 村方三役人之外立会之義ハ、西組ニて耆人、東組耆人、城組耆人夫々見立□□、其氣ニ当り候ものを相

談之上立合、取極可申候事

一 遊日之義夏向雨乞御立願、鎌留之日は格別、其外庄屋触出し休日之日限ニハ、商ひ荷物持運、其外勝手之仕事も相止メ、御触之趣急度相慎可申候事

附り、揚荷等参り候節ハ、役場え相達人足之差図を請、揚させ可申候

一 御年貢諸役金請勘定之儀は、毎年々々年限リニ仕立、村役人より小前一同え、篤と申聞せ候事

一 御法等博奕之儀一切相慎可申候、若心得違ニて仕候もの有之ハ、其五人組並隣家より急度吟味可仕候、宿も仕間敷候、右ニ付万々一不時之儀出来候時は、入用之義ハ其宿七分当人三分掛リニて、村方えハ少しも損掛申間敷候事

一 小前より村役人ニ願筋之儀有之候節ハ、其五人組相頼百姓代え願出、百姓代より庄屋所え願出可申候、村方一同之義は、五人組頭中相談之上、右ニ准シ可申事

附り、休日等も右同断ニ相心得可申候事

一 何事よらず庄屋より触出し候節ハ、早速可罷出候事
右之通り村役人、並小前一統相談之上取極候故ハ、逸々箇条之趣相互ニ急度相慎、訴訟は勿論何事不寄、御上様え御苦勞もかけ間敷様ニ取斗り、親類隣家ハ不申及村中一統相互ニ睦間敷、御百姓相続□御年貢諸役金触出し候日限通、皆済仕候事肝要也、依之一統連印仕、庄屋所ニ預り置申候仍て如件

壬天保三年辰三月

甚右衛門	喜	助	庄
長三郎	嘉右衛門	平	藏
庄兵衛	佐	外	助
弥助	直	萬之	助
宮吉	小十郎	新	助
龜次郎	茂	八	助右衛門
吉五郎	久	七	長助

又	藏印	善	七印	久兵衛印
新	七印	惣右衛門印	喜代松印	
徳右衛門印	治	助印	卯	助印
孫右衛門印	儀兵衛印	平		助印
増	吉印	与三右衛門印		

右之通り私共立入相極申所相違無御座候、依之致奥印候以上

年寄	七右衛門印
同断	徳十郎印
庄屋	源太郎印
同断	貞助印
上川邊村庄屋	弥右衛門印
栃井村庄屋	吉印

二四二 陣屋引戻連印一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

〔解説〕 弘化二年（一八四五）の下川辺役所引き戻しの願書である。笠松役所へ統合となったため不便となり、そのため、村民一同で取り決めを行い、村役人あてに提出した願書である。

御頼申一札之事

一去ル天保十亥年笠松附御支配被仰付候てより、往返入用其外臨時入用等不少、右ニ付追々村方及困窮、右ニては自然と退転いたし候より外無之、歎ケ敷儀ニ御座候間、何卒先規之通御引戻シ相成候様致度、依之御出府之上其御筋え、御内願被成下候様頼入申処相違無御座候、然ル上ハ右一件ニ付諸入用之儀は勿論、江戸表如何様相済候共、右御頼申候上は村方ニおいて高割ニ仕、聊異乱仕間敷候、為後日村方連印頼一札差出申処依て如件

弘化貳年巳三月

次郎	作印	治郎兵衛印	小三郎印
七郎兵衛印	孫左衛門印	織之助印	
織部印	善藏印	貢印	
奥助印	源右衛門印	長作印	

[illegible]

五
三
二
一

						喜	金	林
同	百姓代	年寄	同	庄屋	六印	廣	賢	吉印
彌	傳右衛門殿	与次右衛門殿	喜右衛門殿	藤左衛門殿		林		正
助殿					寺印		源	作印
							六印	奎左衛門印

二四三 取締連印請証文

○町内上川辺

上川辺区所蔵

（解説）弘化四年（一八四七）の取締請証文である。近年不都合事などが行われ、このため役所より嚴重な通達がなされた。これによって村民一同が請証文の形式で、村役人に提出したものである。

村方取締連印請証之事

御支配所村々之内ニも、不取締筋有之様子風聞ニ付、急度取締可致様、御役所より御用会所え被仰渡、依之御用会所より村役人え被申聞候間、前々より被仰渡有之候賭之諸勝負は不及申ニ、諸事不都合心得違之筋等、決て無之様嚴重被申渡有之間、依之村内之儀は五人組限り、急度相慎取締可申様、村役人衆え被申渡、此段一同承知奉畏候、右之趣組合限り以来取締可仕候、依之御請一札連印差出申所仍て如件

弘化四年未八月
上川邊村五人組

久治郎 印	忠助 印	鍋吉 印	長右衛門 印	丈助 印	勇右衛門 印	新七 印	八兵衛 印	宇兵衛 印	増藏 印	由兵衛 印	豊吉 印	彦三郎 印
庄兵衛 印	源右衛門 印	平四郎 印	源三郎 印	茂左衛門 印	虎之助 印	繁八 印	弥七 印	重五郎 印	孫兵衛 印	重左衛門 印	伴藏 印	治八 印
増治郎 印	吉左衛門 印	徳兵衛 印	安右衛門 印	藤右衛門 印	八左衛門 印	茂兵衛 印	治八 印	藏 印	重左衛門 印	伴藏 印	治八 印	治八 印

勇助 印	和七 印	權右衛門 印	傳右衛門 印	治郎九 印	和七 印	七十郎 印	七右衛門 印	市右衛門 印	留右衛門 印	彌藏 印	清藏 印	治郎兵衛 印	清右衛門 印	村役人衆中
元之助 印	源藏 印	忠吉 印	林八 印	幸三郎 印	平三郎 印	伊助 印	七兵衛 印	彌三郎 印	友治郎 印	定右衛門 印	組頭 小左衛門 印	同断 彌右衛門 印	同断 清右衛門 印	
熊藏 印	治平 印	平八 印	又六 印	半右衛門 印	儀右衛門 印	浅吉 印	新兵衛 印	又右衛門 印	助作 印	組頭 金三郎 印	同断 友三郎 印	同断 長治郎 印		

二四四 御咎御免嘆願書

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 嘉永元年(一八四八)の他村の嘆願書である。村定めに外れた行動、あるいは不似合の風俗をしたため、咎めを受けるのを、親戚・組合の者が、本人に今後は逸脱しないことを確約させ、役人に嘆願したものである。

差出申一札之事

一 今般拙者倅常吉儀、当八月中家出仕立歸り不申、依之此段村役人衆え相届申候処、御役所え御届相成則尋方被仰付、御日限中常吉儀帰村仕候故、猶又御届被下候処、御召出シ御吟味中手鎖村預ケ被仰付、則相慎罷在候、然ル処是迄百姓ニ不似合風俗等いたし、就中度々他所え出長々罷在候段、組内並村役人衆え不沙汰仕申訳無之、且近村ニて色々村方氣障り申触候段、風分相立御差当有之御尤之至り、是又一言之申訳無御座、此儀御断申上候、且又今般之御咎一件、

此上御吟味等奉請候てハ、農業不情身持不宜段等数度仕無申訳、何共恐入候次第ニ御座候得は、何分御上様え御歎御頼被下候様、村方御一同相頼申候間、此後は何分村定にはづれ候儀等、一切不仕ハ勿論、村役人衆よりの御利害等相守、向後決て相背申間敷、御百姓大切ニ相守、農業專ニ出情可仕候間、何卒御咎御免被成下置候様、御歎願被下度親類組合相頼、御村方御一同え御頼申上候間、何分御聞届御願被下度、家門一同此段伏て奉願上候、依之親類組合村方御当番、御加印一札差出申依て如件

嘉永元申年十一月廿二日

本人 常吉 印
親類 源右衛門 印
親類 源兵衛 印
同断 傳右衛門 印
組合 次郎兵衛 印
同断 善右衛門 印
五人組頭 小三郎 印

前書之通相頼候ニ付、奥書印判いたし候以上

役人衆中

村方当番証人				
同	同	同	同	平
喜	斷	半	五	健
助	右	郎	郎	吾
印	衛	八	八	印
印	門	印	印	印

二四五 村中連印帳

○町内下飯田

下飯田区所蔵

(解説) 嘉永五年(一八五二)の村中の連印帳である。
日常生活の心得など人道的な事項を記したもので、これを
遵守すべく、村民一同の連印形式となっている。

六 村 政

(表紙)

嘉永五年

村中噺方連印帳

壬子三月 下飯田村

村中一統為心得ヶ条差出シ申候事

一 御上様可敬事第一

一 村役人より万事任御差図ニ違配仕間鋪候、万一不都合ヶ間敷事、申出シ候者有之候節、不及沙汰ニ直様御上様御伺之上、如何様御取噺可被成候共、御恨申間鋪候

一 心得違ニて徒党ヶ間鋪候事、申出シ候者有之候は、村中篤と打訳之上、可然様御取斗イ被成候共、御不足御恨ニ存不申候

一 山林田畑境 糴 取ヶ間鋪事致間敷候、若又心得違之者有之候節、村役人衆中頭百姓衆中立合之上、御自分ニて如何様之御取斗イ被成候共、御不足御恨ニ存不申候

一 林山田畑讓引致候節、並之控主立合内得之上可致候、又は上木売払候節も右同断ニ可仕候

一 林山柴草刈取候事、先年より村方一統相極メ之通可相慎候、並心得違ニて竹並竹之子・生木等取候者見当り候て、見捨ニ致置後々ニ相知れ候者、右同罪ニ御取斗被成候共御恨ニ存不申候

一 普請堂築之儀、其主勝手ニ宜敷様可仕候、若シ心得違ニて、影ニても彼是申候者有之候節は、村役人衆中如何様之御取曖ニ被成候共、御不足御恨ニ存不申候

一 只今之通村方難渋之者、村役人衆中・頭百姓衆中御取廻シ被下候様御頼申上候

一 難渋之者普請之節、御互之事ニ候共、成丈手前之事ニ致、早々見合なシニ罷出取持可致筈

一 他所より養子ニ参り候人有之候て、其者不行届候共影ニても彼是申間敷候、若シ心得違ニて色々と申立候者有之候は、村方ニて御取曖被成候共、御恨ニ存不申候

一 手前控之地所之外、人之差障ニ相成候場所、一切成草之木類も植不申候、並生垣高サ壱間より不延、枝打節切取致候、若一心得違ニて其俣ニ捨置候て、地^(差)主指障ニ相成候ニ付ては、村役人衆中え頼、可然

様被成候共御恨不申候

一 婚礼不幸之節、取持呼れ参り候其席ニて、万事不行届儀ニ候共、彼是申者有之候は、村方之付合被成不被下候共御恨ニ存不申候

一 村方役所ニ置不相分儀有之候節は、密ニ御尋可申候筈、左様ニ御承知可被成候

右拾三ヶ条之趣、一々已後急度相慎ミ可申候、万一心得違不筋之儀仕出シ候節は、前頭ヶ条書之通思召次第可被成候ても、毛頭御恨申間敷候、為後証差出シ申候依て如件

嘉永五年子三月

金	語 ^印	栄	助 ^印	茂三郎 ^印
貞	助 ^印	伊兵衛 ^印	治兵衛 ^印	
弥	助 ^印	其右衛門 ^印	市右衛門 ^印	
勘兵衛後家 ^印	孫	七 ^印	又次郎 ^印	
糸	八 ^印	幸	七 ^印	岩吉 ^印
柳	吉 ^印	儀右衛門 ^印	源兵衛 ^印	
藤三郎 ^印	銀三右衛門 ^印	岩	松 ^印	
長太郎 ^印	むめ野 ^印	捨次郎 ^印		
ます ^印	白次郎 ^印	兼五郎 ^印		

八右衛門^印 和 七^印 おさわ^印
儀 七^印 八三郎^印 政三郎^印

当村庄屋

金 語殿

同村組頭

儀右衛門殿

後々

村役人衆中

右ヶ条毎年春日待之節、於役席ニ申渡ス筈、如斯一々
為不忘家毎ニ木札可相渡者也

閉目印形は

市右衛門^印

栄 助^印

銀三右衛門^印

岩 吉^印

二四六 陣屋引戻一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 慶応三年(一八六七)の下川辺役所引き戻しの
一札である。引き戻し運動のため江戸へ行くについて、旅
費などの迷惑を掛けないという一札である。

六村政

御頼書付一札之事

一下川邊陣屋元成御引戻し一条ニ付、出府出願仕度処、
其筋柄御承引も有之、猶更其御筋え願達、向御行渡
被下度御頼申ニ、万々一調不調如何様被成候とも、
入用雜費は勿論後年ニ至り貴殿え、万事彼は申上間
敷候間、宜御取斗被成下候様一入御頼申、書付為後
日一札差上申置候処、相違無御座候以上

慶応三卯年八月

下川邊村元郷宿

元割元会所

半右衛門^印

喜右衛門^印

同村百姓代

小三郎^印

同 喜 助^印

年 寄 傳 右衛門^印

同 斷 龜 三郎^印

庄 屋 与次右衛門^印

木下内記殿

二四七 村中連印一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 年号不詳であるが、下川辺村の村中連印一札である。流木・林山・溜池の取り扱いについて、村中一同で申し合わせを行い、連印の上一札形式としたものである。

一札之事

一此度七宗山御材木御伐出ニ付、御役所より被仰渡候は、出水之節流木等有之候ハ随分出情仕、無油断留木致候旨被仰渡候間、村中申合出情可仕候、尚又不埒之義無之様可被相心得候事

一大嶋兵庫様御林ニおいて、御林木は勿論柴草・落葉等ニ至も、伐採盗出申間敷候、心得違イ之者有之候ハハ、見付次第庄屋え可申出候、御役所へ御訴申上御下知ニ取斗候間、其旨可被相心得候、右御林之内ニ当村溜池有之候へハ度々入込、尚又普請等致候節大勢人足入込候間、随分不埒之義無之様可仕候、其

ため村中印形差出候以上

右之趣村中申合急度相守可申候以上

丑三月

次郎作印	次郎兵衛印	小三郎印
七郎兵衛印	傳右衛門印	孫左衛門印
藤七印	瀬野右衛門印	徳左衛門印
民部印	甚右衛門印	七郎右衛門印
忠八印	清兵衛印	久七印
源兵衛印	長四郎印	与八印
傳九郎印	庄次郎印	新藏印
九藏印	長作印	平八印
長兵衛印	市助印	与次衛門印
弥右衛門印	清吉印	太郎八印
利兵衛印	大次郎印	孫右衛門印
九郎右衛門印	善右衛門印	半三郎印
半右衛門印	六右衛門印	平右衛門印
権兵衛印	源四郎印	清四郎印
孫八印	又市印	林左衛門印
与吉印	甚三郎印	傳吉印
新三郎印	惣三郎印	弥藏印

角	半	権三郎	権右衛門	次左衛門	庄七郎	長次郎	六兵衛	庄六郎	助兵衛	金六郎	九兵衛	佐次右衛門	源六郎	左兵衛	小助	善藏殿	喜六殿	庄屋	年寄
安右衛門	惣助	太兵衛	善兵衛	左平次	徳兵衛	佐五平	彦八郎	圓右衛門	五郎八郎	圓六郎	林吉郎	半兵衛	太次兵衛	庄八郎					
新助	浅右衛門	平三郎	久助	源次郎	助左衛門	藤左衛門	与右衛門	太七郎	喜兵衛	庄作	四郎兵衛	金十郎	仁三郎	庄右衛門					

Ⅱ 触書

二四八 廻文

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

〔解説〕 弘化四年（一八四七）の四か村への廻文である。

大嶋氏所領の御林山の、取締役に就いたときの各村庄屋への周知状である。

〔封書〕

廻文

大嶋甲斐守殿

御林山取締役下川邊村

木下喜右衛門

栃井村始メ

御廻状使イ廻文を以一筆啓上仕候、追て残暑厳敷御座

候処、益々各様御安康ニ御勤役被成、御座候由と珍重奉存候、然は今般拙者儀、中之番大嶋甲斐守殿御林山取締役之儀、御支配御役所え御掛合濟之上、右役儀被為仰付、則此段御別紙御廻状之通り御座候間、以来御承知置可被成下候、尤私シ右之段以来、可申入本意ニも御座候由と奉存候得共、此節郡中小役錢夫々え払申所内ニて、右御林山ニ付御用等之節ハ、拙者方へ可被御申聞候、依之右之段懸札を以可得貴意如斯ニ御座候、猶又此廻文御次手之節御順達可被下候て、留り御村より会所え御次手御戻シ可被下候、早々已上

弘化四未七月十一日

大嶋甲斐守殿

御林山取締役下川邊村

木下喜右衛門印

栃井村印

石神村印

上川邊村印

鹿塩村上組印

鹿塩村下組印

右御村々

御庄屋衆中

別啓御村々御役中様へ乍惶御伝之節、宜敷御伝可被下候、猶追て貴面方々奉申上度恐惶謹言

二四九 御条目明細書

○川辺町所蔵
(西村家文書)

(解説) 嘉永七年(一八五四)の御条目明細である。川辺村役人から総百姓に出されたもので、日常生活の細部に触れ、質素俟約を基とするよう指示したものである。特に、冠婚葬祭の儀式の簡略化を要請し、一方では年間の休日を定め、労働専一とすることを記載した触れ書きである。

(封書)

御条目

惣百姓へ

定

一従先年御上様被仰出候御ヶ条之趣、弥堅相守村中五人組致吟味、家業第一可致事

一 博奕諸勝負は不及申ニ、子供穴市六道ニても不相成事

一 祭礼諸祝儀音物等取遣之儀致候約、成文質素手輕ニ取扱、客向振舞親類之外其組限、是又手輕取斗婚禮祭礼葬礼たりとも、同様可相心得候、但彼是口論ケ間鋪義不相成候、若手拔等も有之候得は、相濟候上ニて村役え可申出事

一 葬礼之節野酒一切不相成候事

一 村方一同衣類之儀、結紬かひたんを限、縮緬ひろふと之類用ゆべからず、尤其分限ニ応じ、大礼他所突合無扱節は、其筋え相断着用可致候事

一 若キものは勿論、何人ニよらず大勢打寄酒盛不相成候、並ニ召仕之男女え、難たいケ間鋪申掛間敷候事

一 村方役等ニ出節及延刻候者、村役相談之上歩引可致候、其外普請雨乞等延刻致間敷候事

一 用水掛引候儀猥ニ不致、村役人之差図を請、掛引可致候事

一 呉服小間物商人家別売買之儀差留可申候事

一 奉公人之者より内分ニて諸品買受候事不相成、並寄集宿不致様五人組申合可致吟味事

六 村 政

一 野あらし候者見付次第村役え可申出事

一 休日之儀猥ニ不致、五節句祭礼有来之外致間敷候事
右之通村方一同相談之上、御上様え御届申上取極候上は、若心得違之者有之候ハハ、急度御咎可被仰付候以上

休日之覚

正月三ケ日・七日・十日・十五日、二月山の講・社日・廿四日、三月節句・十日・十二日、四月八日・十七日、五月節句、六月朔日・祭礼申廿五日、七月七日・廿四日、八月社日・十二日・十七日、九月節句、十月十三日、十一月山の講・廿三日・廿八日、十二月定なし

嘉永七甲寅年二月

庄屋

組頭

二五〇 御用触書廻状写

○川辺西小学校所蔵

〔解説〕 元治二年（一八六五）の御用触書である。石神村から周辺幕領の村々への廻状で、内容は、將軍近親者の訃報、年号の改元、長州征討のさいの臨時入用金、水害による供出米など、さらに銀銅錢の換算基準を指定し、物価の安定をはかった記述もある。いずれも、他村への廻状をその都度写した書状である。

（表紙）

元治貳年

御用廻状御触書写帳

丑正月日

石神村庄屋

亦三郎

村々取締之儀、前々被仰出候御法度之趣、並五人組帳前書之通急度可相守候、若博奕諸々勝負等ニ携候もの有之は、早々申立可事隱置ニおいては、後日相聞候とも急度遂糺明、夫々御仕置申付候条、其旨可相心得候但し出所不慥成もの、一夜之宿をも致間敷事

一御年貢米金諸上納物之儀、兼て申渡置候通触日限無相違可相納候、延引相成候得は、村役人は勿論不納

人共、不殘呼出吟味之上、夫々咎等申付候儀、左候ては無益之入用相掛、自然と困窮之基ニ付、右之处得と相弁日限通上納致可候

一御林廻り又は往還道添等有来、境筋不紛様常々心付、切込山崩等いたす間敷、且堤川除用悪水路道橋等御普請所自普請所之儀、村役人時々見廻り農隙申合、無油断修復兼破損不相成候様可取斗事

但し御林並ニ往還並木有之村々、立枯風折雪折根返等之損木有之は可相届事

一御林並ニ百姓持山最寄ニて、猥ニ野焼致間敷、若無抛野焼いたし候節は、境刈入念可致事

一当丑年定免年季明、並ニ新規定免相願候村々精々増米いたし、早々触書可差出候

一諸運上冥加小物成年季明、並ニ新規稼等有之村々は、是又精々増方いたし、早々願書可差出候

一荒地有之村々は、新古損地とも出精起返、旦取下之内本免入免上可相成分、其外見取場之内御高入ニも可相成場所、又は畑田等有之村々は得と取調置、追て改見分可請候等、国々村方は其節急度遂吟味条、心得違無之様可致候

一当丑年宗門人別帳・鉄砲証文並ニ、去子村入用夫錢帳、来ル三月五日限急度可差出候

但し家数人別帳入人出生死失人、其外牛馬とも去子年より差引増減仕、訳書取調可差出候

一村々地先之内、空地或は切添切開いたし、新規御高入並見取場等ニ相成候場所は勿論、其外何事ニよらず公儀御触ニ成、又百姓触ニも可成儀と心付候儀は早々可申出候

一孝行人並ニ寄持之もの、長寿人等有之は得と相糺、始末書付いたし可申出候

右之趣村役人共厚仰付、村中不取締之儀無之様入念、小前末々之もの迄不洩可申聞候、此廻状村名下庄屋令請印、早々順達留り村より可相返者也

丑正月七日出

笠松

御役所

丑二月十六日着

徳川寿千代殿逝去ニ付、普請は今日より三日、鳴物七日停止之事

丑二月五日出

右之通御書付出候間、廻状披見之日より書面之通可相

六 村 政

心得候、此廻状村名下令請印、昼夜割付を以早々順達、從留り村可相返者也

丑二月十七日夜丑上刻上川邊村受取、即刻枋井村へ継送り申候以上

二月十六日出

笠松

御役所

以廻文啓上仕候、未余寒退兼候得共益々御安全ニ被遊御勤役、珍重之御儀奉存候、然は当丑秋蚕種之儀、春子並ニ夏子等当村ニて、何れより何十何枚程買入、高取調相届ケ可申段、此頃同役之者笠松表より出張罷在候節、御懸り松本様より御談事ニ相成、私村方之儀は御届ケ申上候程之儀は無之段申上候得は、右之趣組合村々え通達致候様被仰渡候、御勘弁之上御届可被下候、尤拙村之儀は秋蚕種之儀、仕入等不仕積リニ御座候間、若御組合御一同御届ニ相成候ハハ、右之趣御惣代衆中より、可然御届可被下候、先は右之段申上度、此廻文早々順達留り村より御返臨可被下候以上

二月十八日

下川邊村庄屋

与次右衛門様

追て本文御届之儀、村々御取調之上御惣代衆中え御申

五四三

出之上、御惣代衆より御聴之積り御座候間、左様ニ御承知可被下候

戌年之分

一永七百六拾六文三分

石神村

右共先般惣代衆集メ専評議ニ相成候、去ル戌年御廻米
粃江戸納、臨時入用買物代払損多分ニ付、納石置難渋
申出助成講として、書面之通割賦相成申旨、来ル廿日
迄会所へ向御出金被下候、此廻文早々順達可被下候以
上

丑三月十一日

笠松

御会所

一永壹貫六百七拾六文六分

石神村

右は先般惣代衆評議相成候、去亥年御廻米粃江戸納、
臨時入用買物代払損等多分相立、納石遂難渋ニ付助成
講割賦書面之通ニ御座候間、戌年分一月御出金可被下
候以上

丑三月十一日

御用会所

以廻文啓上仕候、時節柄暖氣相成候処、弥各々様方御
壮氣ニ御勤役被遊御座、珍重御儀奉存候、然は今般子
御年貢金並ニ、太餅米買納代共、一昨日笠松御役所え

都合能御上納仕候、昨日引取申候間、右御切手御差上
下ケ相成申候間、御村々当り分御改之上、御取廻し可
被下候、先ハ右之段申上度、此廻文早々御順達留村え
御戻し可被下候以上

丑三月廿日

鹿塩村惣代

忠治右衛門様

其村々当丑年御膳粃仮割賦申渡条、来ル十八日三割持
参罷成可相届候、此廻状村名下令請印、早々順達留村
より可相返者也

丑四月十一日

笠松

御役所

丑四月十九日
一御膳粃拾貳石也

石神村

又三郎出

御仮割賦

物価之儀ニ付ては、前々度々御世話も有之候得共、追々
引上ケ近来別て諸民難渋いたし候ニ付、猶又厚被仰出
候趣も有之間、此上は急度御主意貫き候様被為遊度、
末々之もの共も心得違不致、諸物価引下ケ候様可致旨、
去子五月中相触候処、却て格外値段引上ケ候儀にて、
厚御主意之趣、いまた貫徹不致哉ニ相聞如何之事ニ、
去秋以来関東浮浪之徒、暴行又ハ上方筋動揺等にて、

右様之次第ニも至り候儀ニ可有之候処、追々鎮静ニも相成候間、諸品出産国々元方直段(値)をも相糺候筈ニ付、町奉行・御勘定奉行より差紙出来次第、無遅滞荷主共罷出取調請候様可被致候、尤罷出候節村役人は、其人之外多人数差添候儀は不相成候、右ニ付是迄江戸・京・大坂其外え取引いたし候様、諸荷物之分差送り分見合、又はノ買、ノ売等致間敷候、若相背者有之候ハ、吟味之上急度咎可申付候

三月

右之通御書付出候間、得其意村名下令請印、早々順達留り村より可相返者也

丑四月十九日出

同 廿三日入

笠松

御役所

廻文を以啓上仕候、時節柄薄暑ニ御座候処、弥各々様御壮栄御勤役奉賀寿候、然は御廻米積下運賃之儀ニ付、御相談申度儀御座候間、時節柄と申御苦勞ニ候得共、明晦日早欠何卒拙宅え、向御出張可成候様御願申上候、先ハ右之段申上度早々以上

丑四月廿四日

六 村 政

栃井村庄屋

伊六様

亥年置米

米拾四石

笠松より引取は
差ニ申置候

酒倉村

ノ式石也

下川邊村

ノ八石也

栃井村

ノ式拾石

石神村

ノ三拾八石

上川邊村

廻文致啓上候、弥々御安全御勤役被遊目出度奉存候、然は今般笠松御役所より被仰渡候趣、去子年置米之儀慥相違候へ共、此口え御廻米被仰付候、早々川下相成様左様御承知可被下候、猶又亥年置米石代之儀、江戸御届可被下候へ共、石代之儀おり□い申さず、此度御上洛ニ付置米ニ被仰付、右村々左様御承知可被下候、先ハ右之段申上度如斯御座候以上

五月十一日

上川邊村惣代

清藏様

亥年置米之儀、宜敷御勘定御座候ハハ御頼申候、甚迷惑可申上候、子年置川下ヶ之儀一日ニ御頼申候

慶応

五四五

右之通去月十八日、年号改元仰出候間可得其意候、此廻状村名下令印、早々順達從留り村可相返者也

笠松

御役所

覚

追て亥米之積
一米三石

酒倉村

一々九石

上川邊村

一々四石

石神村

一々貳石

栃井村

一々四石

下川邊村

右は御進発ニ付、其村之去子御物成置米之内、書面之通り三河路起宿え引渡候ニ付、当月廿六日迄三日限無相違、同所え着船相成候様可取斗、其節心得候者一夜貳三人ツツ同宿え可罷越候、此廻状刻付を以早々順達、從留り村可相返者也

丑五月廿二日寅上刻

御役所

差上申一札之事

今般長防為御征伐御進発ニ付、御道中御供方御賄米御引当として、去子御物成米之内、左之通置米被仰付候間、火盜難有之候節は弁米可仕は勿論、都て不取締之

儀無之様、精々心付且御渡方之儀は、御沙汰次第早々廻し方、可取斗旨被仰渡候趣、一同承知奉畏候、仍て御請証文差上申処如件

丑五月

亥子置米ノ高

貳拾四石

石神村

貳拾四石

下川邊村

拾七石

酒倉村

拾石

栃井村

四拾七石

上川邊村

一米貳拾貳石

栃井村

酒倉村

上川邊村

石神村

下川邊村

其村々去子御物成置米、書面之通起宿え可相廻旨相触置候処、右米羽栗郡竹ヶ鼻村え相渡候積相成候間、来ル廿六日朝迄ニ無相違、右村え着船いたし候様可取斗候、此廻状刻付を以早々順達、從留り村可相返もの也

笠松

御役所

追て起宿より竹ヶ鼻村迄之運賃は同村より受取可申、委細は場所出役之ものより可申談候以上

一秣六百四十メ

東西
拾三ヶ村

右之通早々積廻り、壬五月朔日より三日迄之中、美濃路起宿え引渡し、宿役人受取□取之船賃共、追て郷届出もの也

笠松

御役所

一米九斗九升

石神村

右は去子御物成米之内、昨冬大坂御廻米ニ相成候分、同所ニおいて納之節、^(救)久米ニ相成ニて書面之通、御割合之分笠松御役所ニおいて、御掛り太田鎌吉様より、早々桑名湊へ積下ヶ候様被仰渡候間、左様御承知被下度、附ては桑名上乘之儀は、毎度御苦勞奉存候得は、鹿塩村・上川邊村御両村之内ニて御相談之上、何分宜敷御願申上候、尤外村々ニて有之候ハハ、上乘之处可然御頼申上候、此廻文早々刻付を以御順達、留り御村より、御返却可被下候以上

下川邊村

与治右衛門

本文御米御下ヶ之儀、早行取斗候様被仰渡候得は、御承知之通大多洪水ニて、川筋差支候間、来ル廿二日船

六村政

積いたし、翌廿三日無勒寺迄川下ヶ積納、継合之儀も通達取置候旨、右之御心得ニて御取斗被下度、此段左札を以申上候以上

五月十八日

一米壹石四斗壹升

下川邊村

一ヶ四斗五升

栃井村

一ヶ六升

則光村

一ヶ式石四升

上川邊村

外ニ去子御廻米残石之分
一ヶ六斗六升

鹿塩村上

一ヶ四斗五升

同村下

一ヶ七斗五升

廿屋村

一ヶ米六石八斗一升

栃井村より受取申候

壬五月廿二日

一御廻米中札七枚

石神村
上川邊村

一鹿塩村御惣代忠治右衛門様行御手紙壹通

一金貳両三分

上川邊村東組行

当節米価格別高値之处、尚又洪水にて所々堤切入、当日難凌飢および候もの共多、追々御救筋をも取斗候儀之处、近領村々穀類他所買差留、相成候趣ニも相聞候間、追て御沙汰候まで、他領は勿論支配所内ニても、

五四七

利慾之筋等相聞候分は、決て売渡し候儀不相成、勿論一己之利潤ニ拘り、買取候もの有之ニおいては、嚴重可改沙汰条其旨相心得急度可相守候、廻状村下令請印、刻付を以早々順達留り村より可相返者也

丑五月廿三日出

笠松

御役所

近來諸国共錢払底差支候由、右は銅値段高値ニ相成、銅鉄と之釣合不直故と相聞候間、真鍮錢・文久錢・銅小錢共夫々天愁之相場に任せ、一枚ニ付相応之步増通用可致候、猶又錢鉄錢之儀は廻文之通りニ候間、何れも無差支通用可致候、右は世久融通之御趣意、又御条其旨可相心得、万一兩替屋共等利潤之為、不都合之取斗いたし、又おいては可為曲事候

但し銅小錢之内耳白錢引替可相成候間、兩替屋共方え可差出代り之儀は、相当之相場を以て可相渡間、不貯置差出可申候

右之通御書付出候間、得其意小前末々之まで不洩様可相触候、此廻状村下令受印、早々順達從留村可相返者也

丑五月廿三日出

笠松
御役所

右銀類引替差出方之儀、先年より度々相触、是迄増歩御手当等も被下、追々引替差出候向も有之候得共、いまた引替残有之候ニ付、此度引替差出候ものえは、尚又相増候割合左之通

一元文銀拾貫目ニ付代銀拾九貫

一文政銀同断ニ付銀拾五貫目

一保□銀同断ニ付銀拾壹貫目

一古式朱銀百兩ニ付代金百六十兩

一文政式朱銀同断ニ付代金百拾五兩

右之通歩増御手当被下候間、聊も不貯置銀金並三江戸・大坂・京其外、諸国引替御用相勤候もの共之内へ差出、早々引替可申候、若此上貯置候もの於有之は、糺之上急度可為沙汰候

右之通御書付出候間、得其意此廻状村名下令受印、早々順達從留り村可相返者也

丑五月廿三日出
笠松

御役所

壬五月廿六日昼辰上刻上川邊村より受取、即刻栃井村

継送り申候以上

廻文を以啓上仕候、追々大暑之砌ニ御座候処、弥御壮栄ニて、御勤役被遊御座候哉奉珍寿候、然は今般御触御座候通、洪水ニて切込候え御手当買立ニ付、村々明俵御尋ニ付、惣代之ものニて早々可申立候様被仰付候間、御村々俵数御取調、当月晦日迄ニ拙者方へ御申越可被下候、来ル六月一日笠松へ出張仕、村々俵数取調御届ケ可申上候間、左様御承知置可被下候、右之段申上度、此廻文早々順達留り村より、御序之節御戻し可被下候、早々以上

壬五月廿九日

鹿塩村御惣代

忠次右衛門様

今般川々洪水所々堤切入、就中木曾川通来戸村切所之儀は、大場ニて容易ニ水留難出来、然ル処当節明俵払底ニて差支候間、村々他所より買廻り之もの罷越候えも、決て不売渡囲ひ置、相当之代金を以来戸村組合え可売渡候、尤當時有合候俵数取調、惣代之ものより早々可申立候、此廻状村名下令請印、早々順達從留り村可相返り也

壬五月廿九日

六 村 政

笠松

御役所

此度真鍮銭・文久銭夫々天然之相場ニ任セ、一枚ニ付相応之増歩通用被仰出候処

真鍮銭壹枚ニ付拾弐文

文久銭一枚ニ付八文

銅小銭一枚ニ付四文

但銅小銭之内耳白銭は、一枚ニ付銭六文之積を以引替候事

右之通歩増通用之儀、両替屋共より町奉行え申立取極り候ニ付、右之趣を以通用方支配所へ早々可達事

右之通其筋より御達有之候間、得其意此廻状村名下令請印、刻付を以早々順達從留り村可相返者也

笠松

御役所

六月十日夜丑ノ下刻上川邊村より受取、即刻栃井村へ継送り申候以上

以廻文啓上仕候、時節柄残暑強御座候処、弥御壮栄ニ御勤役被遊御座、珍重之御儀奉存候、然は先般太田宿三升屋方へ、両組惣代出会之上別紙帳面之通り割合仕り、桑名三好屋金並ニ大坂廻し欠石買納、残金之分共

引ケ

金貳拾五兩壹分壹朱ト壹兩四分五厘

此貳ツ割

金拾貳兩貳分貳朱ト

来寅盆前出金分

貳兩六分

銀七百六拾兩壹分

当丑之出金割

外ニ金六拾兩

割雜用手間代共

ノ八百貳拾兩壹分

割高

五千六百四拾壹石四斗四升貳合五勺

高百石ニ付拾四兩五分五厘ツツ

懸り

七分貳厘過

一銀八拾五兩貳分五厘

東惣代

同断

西惣代

石神村

藏様

忠次右衛門様

又左衛門様

笠松

御役所

乍略儀以急札啓上候、秋冷相増候処益々御安康被為在

(番)

御勤役候条、珍重御儀ニ奉寿候、且又先般中之村と差

入組之儀ニ付、追々御苦勞様ニ相成千万有難奉存候、

六村政

付ては先境孫市様、中之番村え御出張ニ相成、其砌被

仰聞候ニハ、今晚同村え罷出候様被仰下候処、今日ハ

雨中旁々御用多ニハ御座候得は、昼後より御出張被仰

下御苦勞様ニ致候間、乍失礼各々様えも右之段御返達

奉願候、先ハ右御願申上度迄如斯ニ御座候早々

丑八月廿三日

上川邊村西組庄屋

平九郎

廻状を以申上候、日一日秋冷相成申候処、各々様益々

御壮栄御勤役可被成御座奉恐嘉候、然は去々亥年より

同十一月迄当分出助郷之儀、尾州領村々相行付不申、

旁々以夫々相延ニ置候処、右御領道中御奉行所えは、

御筋被触御懸命相成候処、免除之儀御沙汰難被改旨ニ

付、当月廿日迄ニ於太田御陣屋ニ村々御呼出し、右勤

埋可被申段被仰渡、夫々勤埋示談相済申候ニ付、此段

改て申上候、同日其御村々九月朔日、当宿へ夫々御出

張被成、勤埋之儀御談儀可被成候処致度、早々廻状を

以申上候以上

丑八月晦日

見竹宿

宿役人へ

又作触

和宮様御実母觀行院様八月十八日御逝去ニ付、鳴物は此廻状披見之日より七日之間停止、普請は不苦候、右之趣被仰出候間、得其意廻状刻付を以早々順達、留村より可相返者也

丑九月七日朝丑上刻受取、即刻栃井村え継送り申候以上

笠松

御役所

右書類引替方之儀、去ル申年増歩御手当被下候間、聊も不貯置引替御用、相勤候者共之内へ差出早々引替可申、且引替人御手当之儀も、百兩ニ付金貳分ツツ可被下候処、以後都て一百兩ニ付金壹兩ツツ被下候間、引替抄取候様可致旨相触候処、今以世上引替残之分も多ニ付、此度保字金・正字金・古式朱金三分も、引替人御手当之儀は、古金同様百兩ニ付金壹兩ツツ被下、尤古金類引替方遠国、又は手遠場所は道中持運び諸入用も可相懸儀ニ付、道中往返入用として、道法五里余隔り候場所に、五百兩以上引替差出候節は、金四兩ニ付金壹匁八朱之割合を以御手当可被下、追ては国々迄引替所も可仰付候得共、中国上方筋最寄は京都・大阪表、

引替御用相勤候者之内え差出、江戸近国奥羽最寄より差出候者は、江戸へ引替御用相勤候者共之内、並本町壹丁目御金改役所へ品々差出、其余国之儀は江戸・京・大阪引替所最寄にて、都合宜方へ勝手次第差出可申候、且引替人共は壹ヶ月金壹百兩、一年にて引替差出候者は、是迄被下御手当之外金五拾兩ツツ増シ、御手当被下者一同兩以上差出候ハハ、右割合を以金百兩ニ付式分ツツ増し、御手当被下候ニ付、於国々取集等世話いたし候ものも、前番引替人共へ被下候通、御手当被下候間、引替方抄取候様可致候、若出止貯置候者有之ニおいては、糺之上急と可致沙汰旨御領は御代官、私領は領主地頭より其旨相心得候様可申付候

七月

右之通御書付如之候間、得其意此廻状村名下令請印、早々順達留り村より可相返者也

丑九月十六日

笠松

御役所

笠松御用会所写し

御進発ニ付、郡々御冥加金差上候ニ付、諸宗寺院其外

儒者・神官・山伏之類、夫々本山より達し可有之筈之處ニ候、若し本山より達し無之候分ハ、早速冥加永取調差上候様、可申通旨被仰渡候間、表之此段申達し候、早々調立可有之候以上

丑九月

加茂郡惣代中

笠松
御用会所

右之通会所より此廻文相廻り候間、写取廻文添相廻し候間、御承知之上御取斗可被成候以上

以廻文を啓上仕候、時節柄冷氣相増候處、弥各々様御安清御勤役被遊御座奉珍寿候、然ハ先般会所より、右廻文之通り村々寺院方、御冥加金取調方之儀ハ、西組右加茂之振聞合候處、寺院方高拾石ニ付金壹兩位之積りを以、取調之趣ニ御座候間、左様□□ニて何寺金高何程旦那何程、神官・山伏共同断ニ御取調書寺院方御印形共、来廿五日迄ニ拙宅へ御差出し可被下候、同廿六日笠松え出張いたし、惣代共談可被下、御請印可仕候間右之段申上度、此廻文早々順達留り村より御戻し可被下候已上

丑九月廿三日

六村政

廻事

惣代
忠次右衛門

各様御壮健被為渡候条奉寿候、然ハ当村下渡り積越船納之儀、近来追々諸色高値ニ付、船取締方並ニ雜作等ニ付てハ、諸雜費相嵩困窮船持ハ難渋仕候、付ては当狀に右問之儀五割増ニ差出被下候様仕度、右ニ付てハ兩三日之内ニ定哉、来別問廻り仕度候、乍御苦勞様右之趣ハ組頭衆中様え御申貯置、御村方一統え御沙汰被成下置候様仕度、乍略儀廻文を以奉御願候以上

丑十月

兼山
船持

其村々当丑御膳粃手本御廻米上中下、来ル十五日迄ニ無相違可差出候、此廻狀村名下庄屋令請印、刻付を以早々順達村留より相返者也

丑十月十二日酉上刻受取

笠松
御役所

追て皆畑又は無抛分納ニて、御廻米実ニ不足いたし

清次郎様

一金四拾七兩壹分一朱ト

買納代別紙写

五五三

錢百三十文

一 錢八十匁

又右衛門手間七人増共

但し壹人拾壹匁貳分五厘

雜用共引請

一 六拾匁

割雜用

一 六拾匁

金拾兩木屋にて借用之

分はつせん

メ皆錢貳貫九百九十六匁

此割高

米拾石貳升

東西欠石

但し壹斗ニ付錢貳拾九匁九分ツツ

一 永四貫四百四十四文六分

石神村

右は去子十一日当丑壬五月迄遣払、郡中小役金書面之通候条、来月四日限無相違可相納候、此廻状村名下令請印、早々順達從留り村可相返もの也

丑六月廿六日

笠松

御役所

以廻文啓上仕候、時節柄残暑砌ニ相成候得共、弥各々様方益々御壮栄ニ、御勤役被遊御座候哉奉存候、然は今般御役所より御触御座候小役金之儀、来ル二日迄ニ拙宅え御差出し可被下候、一同御上納可仕候、先は右

之段申上度、此廻文早々順達留村より、序之節御戻し可被下候以上

丑六月廿七日

鹿塩村御惣代

忠治右衛門様

以廻文致啓上候、時節柄残暑之砌ニ御座候得共、弥御安栄ニ御勤役被遊御座奉珍寿候、先般相願候上納金之儀ニ付申談儀有之条、来月四月迄心得候もの両三人ツツ罷出可相返者也

丑六月晦日

御役所

然は昨日笠松木屋傳右衛門殿より書状到来仕候間、右書状之儀は、当年至て諸色高値其上出水にて、御存之通田畑一円皆水底、畑もの等ニ至る迄極高値金子取借方も大差支え、何卒御組合村々飯料分之儀、当盆前皆勘定ニ相成候様、御村々役人之衆中様へ、此段訳て御願奉申上候様惣代方え向申参候間、右之段御承知可被下候、就ては先般申上置候小役御上納之節、猶又木屋雜用勘定御役所様申言定成共、不残相済申度候間、御村々木屋下用金高御取調、並ニ下用書付共来月二日迄、拙宅御差出し可被下候、右書付ニ請取為致候様ニ仕度

候間、左様御承知可被成候、先は右之段申上度、此廻文早々順達留り村より、御序之節御戻し可被下候以上

七月一日

惣代

忠治右衛門様

急廻文を以致啓上候、時節柄残暑相成候処、弥各々様益々御安清ニ御勤役被遊御座、珍重之御儀奉存候、然は当組合割之儀は、明十二日割賦仕度候間、乍御苦勞拙宅え早々御出張之上御割合可被下候、当丑東西割合金高百石ニ付、銀六拾八匁ツツ相掛申候、冥加金高掛金壹両ニ付五分六厘ツツ、両分共御持参可被下候様、並ニ馬かいば置米共、入用割宜敷早々御出張之上御割合御願申候、先は右之段申上度此廻文早々御順達、留り村より御戻し可被下候以上

七月十一日

上川邊村惣代

清藏様

残暑之砌御座候処、遍御壮健被成御座奉珍賀候、然は今般信州善光寺仁王門供養ニ付、御本尊御前立開帳、来ル七月廿日・八月廿日迄

右之趣從信州善光寺被仰越候間御通達申上候、各々御参詣可被成候

六村政

一開帳ニ付諸勤作買納相願候村々は、買納米手本相添願書可差出候以上

以廻文啓上仕候、時節柄向寒相成候処、弥各様方御壮栄ニ御勤役珍重ニ奉存候、然は追々御咄しも仕置候、御廻米川下ヶ運賃、並ニ亥年置米之儀共内定之上御願申度、今朝下川邊村よりも相談も仕候間、石神・上川邊御両村之处は、小山船方よりも御懸合御取調之上、来ル廿一日笠松表え御出張可被下候、尚又下川邊、栃井・石神三ヶ村之儀は、御定免切替御下知濟御請印形、兼て出張郷宿方にて御村々共御相談之上、願書も差出度心組ニ御座候間、左様御承知右廿一日御出張可被下候

丑十月十六日

栃井村

田原伊六様

十月廿日

一永十二ノ五十文七分

石神村

右は去子御年貢皆済金、来ル晦日銀可相納候

一永式ノ五百文

石神村

右は当丑年納入用

一永式ノ

右は当丑年初納金来ル晦日可相納候以上

五五五

一御廻米三百俵

右は今般御役所より、当廿五日後より川下ヶ被仰付御座候

二五一 御用触書写覚帳

○川辺西小学校所蔵

(解説) 慶応二年(一八六六)の御用触書である。石神村から周辺幕領の村々への廻状で、役人来村による接待、年貢納入、助郷人夫割り当て、生糸の価格通達、取り締まりと村人の心得など、また、幕府出兵にともなう諸費用の割り当て、將軍死去のことの記述もある。いずれも、他村への廻状をその都度写した書状である。

(表紙)

慶応貳年

御用触書御写覚帳

寅正月日

石神村庄屋

又三郎

大吉書始

尚々申上候、本文之通明九日早朝御出張、御頼申上役入申候以上

急廻文を以啓上仕、時節余寒之砌ニ御座候処、弥各々様方御壮栄ニ御勤役奉珍嘉候、先般御年頭は大いニ御苦勞ニて相済申候、然る処其節仰渡し御座候、兵賦差出し方被仰付候間、右ニ付明九日御出合ニ預り、御談事可被下候様御頼申上度、何卒明早朝拙者方迄御本役衆中様方御出張之上、御談示可被下候様御頼申上度、此廻文早々御順達留り村より、御戻し可被成下候、早々以上

寅正月八日

鹿塩村惣代

忠治右衛門様

御廻米八百五俵

新加茂郡

内百四十俵

小瀬出し

三百俵

西組村々

四百拾俵

東組村々

此訳
貳百五拾俵

石神村

百五拾俵

上川邊村

右は其村々去丑御廻米川下ヶ申付、来ル十三日桑名湊

積り取斗可申候条、村名下令請印早々順達留村より可相返者也

寅正月十日

笠松

御役所

覚

一人足三人

式人

耆人

駕籠耆挺

両掛耆荷

右は我等儀、其村々去丑御年貢御廻米粃改触、明十三日明六ツ時笠松陣屋出立、別紙廻村順帳之通罷越候条、得其意書面人足差出無遲滞繼立、都て無差支様可被取斗候、此先触早々順達從留り村、着之上可相返候以上

寅正月十六日

岩田鍛三郎手代

辻雄治郎

別紙廻村順帳

村々

役人中

正月廿日昼

小迫間村

同 同日宿

迫間村

同 廿一日昼

大杉村

同 同日宿

木野村

六 村 政

正月廿五日昼

夕田村
絹丸村
鹿塩村

廿一日昼

上川邊村
石神村
栃井村

猶村下ニ令印形、先村え早々順達可給頼入候

以通状致啓達候、弥御安泰珍重ニ存候、然は今般公儀御条目、並神祇道教諭締等之儀ニ付、廻村被仰村当国え致下向候、就ては神主無之、村方ハ当使公儀御趣意相弁不申族も有之候故、此段産子中え兼て申聞置、追て参着之節致出席、講談聴聞差支無之様取斗可様候、右之段案内迄如斯候以上

寅正月

吉田殿学□

日比野肥後守

廿八日渡り

下川邊村

廿九日昼

栃井村

同日渡り

中之番村

三十日昼

石神村

五五七

同日渡り

上川邊村

右村々

役人中

社家中

以廻文を啓上仕候、弥各々様御壮栄ニ御勤役被遊御座、珍重御儀奉存候、然ル処先般御廻村ニ付、右御礼割並ニ休溜り割賦共、其外ニ御積品向方々御座候間、来ル二月朔日早朝上川邊村清藏殿宅迄、御村ニ御本役衆中様ニて、御出張被下候様御頼申上度候間、何卒早行御出張ニて御割賦之程御頼上候、其節割賦金子御持参之程宜敷御頼申上候、先ハ右之段申上度、此廻文早々御順達可被下候已上

寅正月廿九日

上川邊村御惣代

清藏様

同断

忠治右衛門様

村々取締之儀は、前々被仰出候御法度之趣、並五人組帳書出之通急度可相守候、各博奕賭之勝負等之極候もの有之は早々申立べし、隠置ニおいてハ後日相聞候とも、急度遂糺明斗入之御仕置申付候条、其旨可相心得候

但し出所不慥成もの一夜之宿をも致間敷候事

一 御年貢米金諸上納物之儀、兼て申渡置候通触日限無相違可相納、延引相成候得は村役人勿論、不納人共不残呼出、吟味之上夫々咎等申付候儀、左候ては無益之入用相掛自然と困窮之基ニ付、右之処得と相弁日限通急度上納可致候

一 御林廻り又は往還道添木、有来之境筋不紛様常々心付、切込切崩等いたす間敷候、堤川除用悪水路道橋等御普請所、自普請等之儀村役人時々見廻、農隙申合無油断修復いたし、破損不相成様可取斗事

但御林並往還□□有之村、立枯風損雪折根返等之損有之は可相届事

一 御林並百姓持山最寄ニて、猥ニ野境いたす間敷、若無抛野之境いたす候節は境刈入念可致事

一 当寅年定免年季明、並新規定免相願候村々は、精々増米いたし早々願書可差出候

一 諸廻文冥加小物成年季明、並新規稼等有之村々は精々増方いたし、早々願書可差出候

一 荒地有之村ニは新古損地共出精起返、日々取下之内本免入免可相成分、其外見取場之内御高入ニも可相

成場所、又は畑田成等有之村々は、得と取調置追て改見分可請候、等閑は村方其節急度遂吟味条、心得違無之様可致候

一 当寅年宗門人別帳鉄砲証文、並去丑村小入用夫錢帳、来ル三月五期限急度可差出候

但家数人別帳入人生出人、死失人其外牛馬とも、去丑年は差引増減仕訳書取調可差出候

一 村々地荒之内、空地或は切添切開いたし新規御高入、並見取場等ニ相成候場所は勿論、其外何事ニ寄らず公儀御触ニ成、又ハ百姓触ニも可成義と心付候儀は、早々可申出候

一 孝行人並寄持之もの長寿人等有之ハ得と相糺、始末書付ニいたし可申出候

右之趣村役人共厚心付、村中不取締之儀無之様入念、小前末々之者迄不洩様可申聞候、此廻状村名下庄屋令受印、早々順達留村より可相返者也

寅正月七日出

笠松
御役所

近来笠松より之運賃不同余ニ候ニ付、今般相改左之通相定、諸方問屋衆中え御頼申上候処、早速御承引被成

下、已来定之通運賃増方御頼不申上候、依之船方一同取調申候処相違無御座候以上

慶応元年丑十月

黒瀬村

麻生村

小山村

川合村

太田村

一 笠松より中馬壹駄ニ付錢八百文

一同 小馬壹駄ニ付錢壹貫文

一 諸方行下り運賃之儀は、右運賃共三俵之割合取調候

事

一 壹ノ文

新村

一 壹貫貳百文

兼山村

一 壹ノ文

下川邊村

一 壹ノ三百文

下麻生

一 壹ノ貳百文

兼五郎

一 壹ノ貳百文

又三郎

一 壹ノ四百文

黒瀬村

取極メ之事

壹ノ式百文

笠松・北方より

尚々右運賃之儀は当分取斗申候以上

右は上り運賃之儀は、昨年より払方不同ニ御座候、今日より相改前書之通取極メ申候間、左様御承知可被下候以上

寅二月六日

川邊村 又三郎
兼五郎

川合村・小山村

御舟方衆中

一永六貫八百六拾七文九分

其村々去丑右餅米買納代、左之通候条得其意、来ル十五日迄無相違可相納候、此廻状村名下令請印、早々順達留り村より可相返者也

寅二月十三日

笠松
御役所

一永四貫六拾九文三分

石神村

其村々去ル丑御廻米納入用追割左之通、得其意来ル十五日迄無相違可相返者也

笠松

御役所

一金貳両也

石神村
曹源寺

御進発ニ付、其村々寺院より相願候上納金、左之通来ル十五日迄無相違可相納者也

笠松

御役所

急廻文を以申上候、御廻状之通諸上納物金、明日迄ニ清藏殿え差出可事、一同上納仕度候以上

上川邊村惣代

清藏

添書

先般大坂欠石御上納方之儀、御日延奉願上候、来ル廿日ニは無相違御集會御談番成候以上

笠松

御用会所

其村々組合去丑御膳糲五拾四俵、御米百俵川下申渡条、来ル十五日迄ニ無相違桑名湊着可取斗候、此書付追て可相返者也

笠松

御役所

加茂郡大杉村

清次郎

上川邊村

清藏

三月十二日
一米百俵

上川邊村

一糲拾九俵

同断

一ッ拾九俵

石神村

付二毫千余枚
一ッ拾六俵

栃井村
下川邊村

ノ百五十五俵

急廻文を以啓上候、追々暖氣相成候處、益々御安清奉
存賀候、然今般御役所より兵賦人足之儀、来ル十八日
笠松出張被仰付候間、十日江戸出立付ては免御請事候
通、高百石ニ付金貳両ツツ之割合にて、十七日夕方迄
拙子宅へ御村当り之分、御取出し可被下候様御頼申候、
先ハ右之段申上度如此御座候以上

三月十六日四ツ時着

上川邊村庄屋

清藏様

石神村

栃井村

鹿塩村

廿屋村

連判
秋葉山様御判証

壹ッ判金壹両より同金貳両迄

〇判

貳ッ判金貳両貳分より同四両迄

〇〇判

貳ッ判金五両より同七両迄

〇〇判

三ッ判金七両貳分より同九両迄

〇〇〇判

海上安全

三ッ判金拾兩より同拾五兩迄

〇〇〇判

家門繁昌

五ッ判金廿兩より同貳拾五兩迄

〇〇〇〇〇判

尚々入組一件之儀、追て御面会之上御咄可申上候

(節)

以廻文啓上仕候、時分柄薄暑ニ相成候處、弥各様方
御壮健ニ御勤役珍重ニ奉存候、然ハ今般組合惣代引替
為御願、去ル廿日笠松表へ出張仕、尚又同日大坂廻し
欠石割合所集会相兼候處、不廻寄御支配郡中一同入組
出来ニ相成、夫ニ付多分之日数相掛、然ル処先ニ事済
相成候間、昨廿九日夕方引取申候、乍併御組合村々御
心配筋等少しも無御座候、御安心可被下候、右ニ付て
は御村々御印形御改、無扨御差支も可被有之儀とハ、
御改無扨儀ニ付、右之延引之段御用捨可被下候、何卒
今日廻文之相添差立候間、御改御請取之上早行御順達
之程奉届候、先ハ右申上度此廻文御序も御座候節、御

戻し可被下候以上

寅三月晦日

栃井村惣代

伊六

貴村々当寅御膳粳飯割賦申渡し条、三判持参来ル明四日朝四ツ時罷出可相届候、此廻状村名下令受印、早々順達従留村可相返者也

四月二日

問屋

又三郎

笠松

御役所

丑年日光

御法会ニ付、道中筋宿ニ繼立人馬其外御手当之分、国役金村高百石ニ付金壹両、永百六十メ文ツツ去丑より来ル已迄五ヶ年之間、年々可相納旨被仰渡候間、得其意去丑年分、左之通り当四月七日迄無相違可相納候、此廻状早々順達従留り村可相返者也

四月二日

笠松

御役所

一 永八拾文八分

酒倉村

一 四文八分

大津村

一 五百三十四文八分

大杉村

一 拾文七分

今泉村

一 拾六文四分

木野村

一 拾八文九分

多田村

一 三拾六文三分

同村

一 三三四拾九文三分

絹丸村

一 九百九拾文

廿屋村

一 九百四拾壹文七分

鹿塩村

一 六百三拾壹文六分

鹿塩村

一 式ノ七百拾壹文八分

上川邊村

一 式ノ四百五十六文九分

石神村

一 九分

栃井村

一 壹文三分

下川邊村

一 六拾式文五分

則光村

申渡儀有之間、村役人之内壹人ツツ、来ル十八日朝五半時分可罷出候、此廻状早々順達従留村可被返者也

四月九日

笠松

御役所

追て嘉吉は麻上下着用可罷出候、若病氣差参候得は、名代のもの可差出候以上

三奉行え

生糸御取締之義御種御触之趣も有之候処、新糸古糸ニ不拘当五月より改印打始候筈ニ付、同四月中迄ニ分て是迄之通り、五月以後之儀ハ改印無之処、一切売買難相成候条其旨可相心得者也

右之通御触出候間可得其意候、右ニ付心得方之義左ニ申渡候

一御国内生産生糸之義近来外国輸出不少、追々及高価御締不宜、此上御国用足り尽候義ニ至候てハ、不易事ニ付今般御沙汰之次第も有之、諸国生産之生糸取方為御取締支配御代官ニおいて、御料ハ勿論小給所、寺社領之分知又々相改 為是は糸又ハ織元遣用工惣て荷日延、公儀より御改被成候、大焼印打改外国行之分ハ小焼印打添可相改候、尤糸荷括り日ハ手漉紙ニて封いたし可差出、是又改之小印を押可相渡候

一御領私領之無差別、其筋取扱候者之内へ納、肝煎等ニ申付糸荷等引請取纏サセ候様、右肝煎名分ハ追て可相触候、右改所之義ハ笠松陣屋ニおいて相改候積り、尤手遠く村ハ春夏蚕とも糸挽立、時節村々惣代

を以可相届候、手附手代又ハ肝煎之者廻村改方為致候積

但改不相済糸他へ売渡候義ハ不相成事ニ候

一 右手数料之義御国遣之分ハ、生糸壹貫目ニ付拾五兩割を以置立、外国行之分ハ今般之御沙汰ニて、是迄御府内問屋、並所務いたし来候歩合ハ相止候ニ付、同壹貫目ニ付三拾兩之当を以、都て品ニても代金ニても可相納候

一 蚕種紙之義ハ、関東並北国筋之分ハ肝煎之者被仰付、最寄御代官ニて取締いたし、御料私領之分ハ元紙買集方、其外都て引請為取扱候積、右手続之儀ハ肝煎之者、元紙買集最寄御代官へ差出、公儀より御渡相成之改印を請取迄、製作人共え分配いたし、種仕付方心付製作人国所名前為相記、製作不残出来之上枚数ニ応し、入用欠過元紙元代へ壹割を懸紙代取立、外国行ニ限種仕付候処、当最寄御代官所へ為ニ改印を請候積、右之分ハ前段之手数ニも有之、殊ニ生糸ニ不相成輸出いたし候義ニ付、元紙壹枚ニ付永百文も為相納候筈ニ付、上方並西国筋之義も、同様相心得候義旨被仰出候事

右之趣本前末々迄不洩様申渡廻状令請可候、以刻付
早々順達留村より可相返者也

寅四月十五日

御役所

一 永式貫拾文七分

石神村

右は去々子年御廻米納入用書面之通候条、来ル三日迄
ニ無相違可相納候、此廻状早々順達從留村可相返者也

五月朔日

御役所

一 永式ノ五百式拾八文式分

石神村

其村々去々子年、大坂御廻米納入用左之通候条、得其
意来ル三日迄ニ無相違可相納候、此廻状早々順達從留
り村可相返者也

五月一日

笠松

御役所

廻文

添廻文を以啓上仕候、別紙御廻状之通両用共、明二日
出立御上納可仕候間、今日夕方迄ニ拙宅御差出可被成
下候以上

寅五月朔日

今般生系改方被仰出候ニ付、右改方肝煎右之名前之者
共へ申渡候間、生系改方手続之儀ハ、兼て相触置候通
相心得改請候もの共は、最寄之肝煎之者え申立候様可
致候、右之趣小前末々迄不洩様相達、此廻状刻付を以
早々順達、留り村より可相返者也

笠松

御役所

戌上刻上川邊村より受取、即刻栃井村え継送り申候以
上

肝煎之者名前

当支配所

濃州羽栗郡笠松村

杉山市右衛門

久右衛門

伊兵衛

方縣郡古市場村

助三郎

木田村

太八郎

山縣郡世保村

銀右衛門

梅原村

平右衛門

葛原村

大西亀藏

武儀郡下有知村

政次郎

生櫛村

官兵衛

各務郡伊吹村

喜兵衛

加茂郡下川邊村

与次右衛門

寺前村

清右衛門

可兒郡野市場村

丹羽伊三郎

土岐郡多治見村

円次

今般長防御征伐ニ付、芸州表へ軍勢出張米穀諸色共、

払底之趣ニ相聞候間、土地名呼ニ分て可成丈彼地へ積送り、兩人共へ相對ヲ以売渡候様可致候、右之通御書付出候間、從其意村名下令請印、早々順達從留り村可相返者也

六月十四日

笠松

御役所

保字金・正字金とも夫々新金と引替候筈候処、兎角心得違ニて持貯候者有之哉ニ相聞、以之外之事ニ付、向後世上通用停止すべく候、就ては慶長以来古金類之儀も、先年通用停止被仰出有之候得共、是又同様持貯候被可有之哉も相聞、不埒之事ニ付右古金類並保字金・

六村政

正字金は、来ル辰年三月を限り引替差出可申候、若等

閑ニ相心得右期限迄之引替不差出、隱置候てハ相糺被達之上急度咎可申付、是迄右金類盜取其品出候節ハ、兼て相触置候通増歩を以引替被下候得共、右期限り以後は糺之上、其品被致咎可申付候間、其旨相心得弥以心得違無之様可致候

六月十四日

御役所

一永四貫百四拾文

石神村

右は去丑十一月より当寅五月迄繼払、郡中小役金書面之通候条、来ル廿三日限無相違可相納、此廻状村名下令請印、早々順達從留り村可相返者也

六月廿日

笠松

御役所

覚

諸入用

一永七貫五百四拾三文式分

新加茂郡

給金

一永三拾文

右は兵賦給金並ニ諸入用割賦書面之通候条、来ル廿三

五六五

日無相違可相納者也

六月廿日

笠松

御役所

以廻文啓上仕候、時分柄大暑ニ御座候処、各々様御仕
栄ニ御勤役被成御座、珍重之御儀ニ奉存候、然ハ今般
御触御座候郡中小役金、御村当り分明夕方迄ニ拙宅向
御差出可被下候、且又左ニ相印兵賦給金諸入用割賦と
も、是又同日御出金可被下候、先は右申上度此廻文早々
御順達留り村より、御戻し可被下候以上

六月廿日出

板井村惣代

伊六様

一金式両ト式勿六分五厘

石神村

以廻文啓上仕候、時分柄大暑之砌ニ御座候処、弥々各
様方御勇健御勤役為在、珍重ニ奉存候、然ハ今般小役
金御上納御役所え罷出候処、別紙之通被仰渡御請印仕
候間、御村々小前末々迄不洩様御申渡被遊、御取締被
成候間可然奉存候、尚又小役金御請取御切手、御村々
壹枚宛御改之上御請取置可被下候、外ニ木屋下用通是
又御請取相成様御願申上候、且又今般兵寄人給金並請
入用之儀ニ付、御元様え歎願申上候処、殊之外ニ大六

ヶ敷之儀ニて、濟方ニも相成不申候間、来ル廿九日迄
御日延之書面差出引取申候、委細之儀ハ拙石神村へ直
参仕、又三郎様御咄し申上候間、外ニ御村々え追て御
相談も御座候間、何分此段御承知置可被下候、先は右
申上度、此廻文早々順達留り御村より御戻し可被下候
以上

一長防御征伐ニ付ては不取留風説を聞取、打寄批判等
不致様申付、諸事相慎村方取締旨第一ニ可懸心事
一士分僧修驗商人、都て如何敷躰之もの立廻り候ハハ、
心付品々寄早々可訴出候事

右被仰渡之趣承知奉畏候、組合限申通候様可仕候、依
之御請奉申上候以上

慶応式寅六月廿三日

加茂郡七ヶ村惣代

板井村庄屋

伊六

申渡儀有之間、村役人之内心得候もの壱人ツツ、其外
左之名前之もの一同、来ル十七日罷出可相届候、尤左
之名前之内ニて役儀相勤候もの、其村役人代罷出候て
も差支無之間可得其意候、此廻状村名下令請印、刻付
を以早々順達従留村可相返者也

寅八月十日昼巳之上刻ニ上川邊村より請取、即刻栃井村継送り申候以上

笠松
御役所

栃井村

以廻文啓上仕候、時分柄朝夕ハ冷氣ニ相成候処、弥各様御勇健御勤役珍重之御儀ニ奉存候、然ハ当七日夜大風雨御村候共、田畑痛御届之儀仕昨十三日夕方ニ引取申候、付てハ何レ之御村方ニモ、少々宛ハ潰家も可有之候間、来ル十七日御召出し之節御届可仕候間、明十五日迄潰家間ニハ、家主名前等御取調之上、明後十六日笠松表え御出張ニ相成候様仕度候、尤御三役人御印形無遅滞御持参被成候、尚又今般御召出し之儀ハ、御冥加金御上納可仕様、被仰渡と過半相見え候ニ付、昨年御上納金御下帳御持参も有之旨可然奉存候、先ハ右之段申上度、早々順達從留村御返し可被下候以上

寅八月十四日

伊部助様

村々祭礼之儀、御時節柄相弁不取締無之様ニいたし、鳴物之儀は当分之内家業之外祭礼ニ候共、皆止候様可致候、此廻状村名下令請印、早々順達留り村より可相

六 村 政

返者也

寅八月十四日昼

笠松
御役所

以廻文致啓上候、各々様方弥々御安全被成御勤役、珍重奉存候、然ハ先般笠松御役所より、御触御座候生系御改方之儀は、兼て御承知之儀ニ候得共、最早生系引上ニも相成候儀と被存候間、其御村方御取調之上、来ル廿二日迄ニ肝煎与次右衛門方え、有無もの御申出可被成候、尤当方にて御改印受御渡し可申候、且又御村方之内、万一心得違にて御改印無之もの取扱、他より洩聞候節ハ無用捨御取上ニ相成候間、右之趣小前末々迄不洩様御申渡、右日限迄ニ右与次右衛門方え無相違、御差出可被成候、此廻状早々御順達留り村より、御返事可被成候以上

寅八月廿日出

生系御肝煎方石神村

清右衛門

右同断下川邊村

与治右衛門

追て一兩日之内、笠松より御出役ニ相成候間、本文日限ニは無相違御申出可被成候以上
公方様御不例之处御養生不被為叶、去ル廿日卯上刻被

五六七

遊薨御候ニ付、普請鳴物停止之事

一 御相続之儀一橋中納言殿え被仰出、去ル廿日より上

様と可奉躰旨被仰出候

右之趣相心得廻状村名下令請印、刻付を以早々順達留
り村より可相返もの也

寅八月廿五日出

笠松

御役所

四月廿六日夜亥上刻ニ上川邊村より請取、即刻栃井村
え継送り申候以上

公方様薨御ニ付、普請鳴物停止之儀は、別紙触置候通
相心得、町方は勿論村方ニても、往来筋は軒□□とみ
をおろし、急度相慎町方は番手桶差出、仮番所補理番
人附置、村役人差添時々相廻り、別て願中は繁々相廻、
第一火之元入念胡乱成者ハ相改、若怪敷相聞候ハハ召
捕可差出、尤役所よりも見廻之者差出可申事

一 旅籠屋並郷宿等ニて為致止宿候ものハ、名住所等相

糺留置、其段宿村役人相届可申事

一 百姓町人共亭主たる者ハ勿論、其外共当分他行可致
遠慮事

一 今日より日数七日之内、諸商人商売之儀可成丈ヶ穩

便ニ取引いたし、並茶屋向等ニて酒食商ひいたし候
輩ハ、別て入念可申事

但商人見せをしとみをおろし、売物見せ外え一切
出し置申間敷候、尤しとみの替り障子を横ニいた
し、差置候ても不苦候

一 諸商人売物在町を売歩行候儀、当分可致遠慮事

一 油屋ニてから臼並米麦搗候儀は不苦候、尤うたなど
うたひ申間敷事

一 海川山殺生今日より三日相止メ可申事

一 鑄物師・鍛冶職並湯屋渡世は、火之元第一之職分ニ
付、一両日遠慮其余停止中は、日中ニ限り穩便ニ可
相稼事

一 子供とも堂最等え集り、煙ヶ敷儀無之様可心附事

一 寺院ニおいても朝夕勸行時之鐘は不苦、其余法談等
無用之事

一 停止中若病死之者有之葬送りいたし候とも、少人数
ニて如何ニも穩便ニ可取行事

一 髪結床之儀人集候義ニ付、如何ニも穩便ニ相稼雑談
高声等決て致間敷事

右之通相心得、小前末々門前借家之者迄不洩申渡、急

度相慎可申候、此廻状村名下令請印、不限昼夜刻付ラ
以早々順達、從留り村可相返者也

寅八月廿六日出

笠松

御役所

当月廿七日夜丑ノ刻上川邊村より請取、即刻栃井村へ
繼送り申候

石神村 又三郎・栄八・善吉

上川邊村 幸三郎・小左衛門

鹿塩村 九郎三郎・友八・利平・傳右衛門

廿屋村 岡吉・谷吉

右は先般生糸御改ニ付、笠松より辻雄次郎様御廻村之
節、糸主之印形御取り被遊度被仰聞候處、其節右之衆
中夜中御役立申上候てハ、御迷惑と存候間、追て御用
席迄御銘々印形之儀御断申上置候、附ては明九日昼時
迄ニ印形御取集、拙宅向御差出被成下候、御廻文早々
御順達留り村より御戻し可被下候以上

寅九月八日

生糸肝煎方下川邊村

与治右衛門様

御本丸御鷹御用余差之内、中之村々立廻り押て止宿又

六村政

はいろいろ錢等ねだり候者有之由候相聞、右は其筋よ
り当国之間え、余差とも差出候儀無之由ニ付、万一御
用余差と申越之、立廻り候もの有之候ハハ、召捕吟味
お□□条得其意、村々之おつくハ止宿等之儀ハ勿論、
人足錢或は人足差出等決して不致、其所ニ差押置早々可
附出候、此廻状村名下令請印、順達從留村可相返者也

寅九月十四日

笠松

御役所

覚

一人足貳拾五人

四人

乗物壹挺

四人

長持壹棹

六人

両掛六荷

貳人

合羽籠貳荷

三人

竹馬三荷

壹人

挾箱手代り

三人

駕籠壹挺

貳人

乗替壹挺

一馬壹疋

右は鍬三郎儀、当国方為検見致廻村候ニ付、我等共附

五六九

添明後十六日明六ッ半時笠松陣屋出立、別紙廻村順帳
之通罷越候条、得其意書面人馬差出無遲滞繼立、渡船
之場所は両村より及通達、御検見村ニては其耕地一箇
限建札いたし、他支配他領境紛敷之様、目印建置村役
人共村境え罷出、耕地絵図差出正路之案内いたし、縄
（添）
筵其外附法之用具等、都て無差支様可被取斗、休泊
之儀も別紙之通相心得、所有合之品一汁一菜ニて相賄、
馳走ケ間敷儀決て致間敷候、此先触早々継送り、從留
村笠松陣屋え可被相返候以上

寅九月十四日出

岩田鋏三郎手代

飯佐進兵衛

若林弥留

不法合無印

辻雄次郎

原継藏

右同断

福田清作

別紙廻村順帳

村々役人中

追て郡代之方上下八人、我等共上下拾壹人、宿老軒之
積賄用迄可被致候、手狭ニ候ハハ宿老軒ニても不苦候
以上

御先触老通

御廻村

順帳老冊

御日会品老通

廻状

下川邊村老通

出廻文

ノ四通外ニ色木箱老箱

九月廿五日夕より同廿六日朝迄

一四百四十七文

木銭

一銭七貫九百拾六文

米代

此白米九升五合

但シ右同断

合銭八ノ三百六十三文

但シ右同断

内金廿老弍式朱入

石神村

公方様薨御ニ付鳴物停止之儀、先達て相触置候处、兼
て能々鳴物共御免相成候間、其旨相心得此廻状村名下
令請印、不限昼夜ニ刻付ヲ以早々順達、從留村可相返
者也

十月十一日

御役所

以廻状啓上仕候、迎寒之砌御座候处、各々様弥御安康

被成御勤役、珍重御儀奉存候、然は今般寅御年貢米之内、早廻し被仰付候儀ハ、兼て御承知之通笠松表にて、内割合仕置候分御船取之上、来ル廿六日船積、翌廿七日川下ケ、廿八日迄桑名湊着米取斗可申旨、宮本様より吳々御談事ニ相成候間、右之御心得にて早行川下ケ可成申候、尤御改之儀は笠松河岸にて、御廻村御掛り水野様御改ニ相成候間、左様御承知可被下候、且又寅御膳粃御手本之儀一村限可相納候處、惣代納之段右水野様え御内願申上置候間、来ル晦日迄ニ差出可申旨被仰付候間、廿九日昼頃迄ニ御惣代伊六様向へ御差出、一同御上納ニ相成候間、左様思召可被下候

一当寅御廻米郡上郡並新附加茂郡え、当兩年ニ御座候處、方縣郡共勿論当新附迎も、兼て御相談申上候通、米売格外高値ニ付、多分欠石相立候ては乍恐迷惑仕候間、右納名主之儀笠松御用会所ニおいて、郡上郡惣代中え相断度旨申出候處、惣評議ニ罷出種々□割有之候處、無拠儀次第ニ付、其郡限り、添納方可然者にて其段御役所え、書面を以願立相成候處、御役所ニおいて夫々御評定ニ相成、新方之儀ゆへ御取締等之書面、御取り被遊候儀御座候、且又何れ之御村

方ニても桑名湊ニおいて欠米相立、甚難渋罷在候間惣郡一件談示之上、桑名湊中御取寄奉願上候處、早速御聞済之上廻船方え御談示ニ相成、湊中御取寄相成郡中立会之上、□□申候處会所ニ在之件引寄候處、壹合八・九勺宛やも入用多にて、新升ニ御取替奉願上候處、廻船方ニおいても、夫々難渋申立双方え御利解にて、江戸表え御申遣し之上、御蔵御手ニ□御様升御取寄之筈にて願申、並廻船方双方納得いたし候儀ニ御座候、右之外早々申上度儀多分御座候得は、廻文にては行届不申候間、何卒乍御苦勞来ル廿一日、与治右衛門宅にて出会仕候間、同日早朝より御出席奉願上候、此廻文早々御順達、留り村より追て御返事可被下候以上

寅十月十八日

下川邊村惣代

与治右衛門様

其村々当寅御年貢初納、並当寅へ御廻米納入用仮割、別紙之通候条来ル廿日迄、無相違可相納候、此廻状村名下令請印、村順達相廻り從留村可相返者也

十月十八日

笠松

御役所

一 永式ノ

初納金

一 永式ノ五百文

納入用

ノ金四両式分

以廻文啓上仕候、寒氣之節御座候間、弥各々様御壮栄御勤役珍重之儀奉存候、然は当寅御年貢初納金、御廻米納入用共御上納仕候て、昨廿二日夕方引取申候、付ては御請取御切手差送り申候間、御村々之分御改御請取可被下候、尚又此間御割合御座候御検見諸入用割賦帳、御廻米郡限乗納人定成諸入用取斗帳、当十月より諸願達、其外用留帳相廻し申候間、御村々にて写取被遊候にて、其上早々御順達被成候、諸帳面留り御村下川邊村ニ相納候様御願申上候、先右之段申上度早々如此御座候以上

十月廿四日

惣代

伊部助様

其村々当寅御膳粃手本齊御廻米上中下、手本米来ル廿九日迄ニ無相違可差出候、此廻状村名下令請印、早々順達從留村可相返者也

十月廿六日

笠松

御役所

申渡儀右之間、三判持之来ル月三日朝四時罷出可相届候、此廻状村名下令請印、早々順達從留り村可相返者也

笠松

御役所

加茂郡

石神村

栃井村

則光村

一 御米百式拾五石

内訳

八拾壹俵

東組合村々
下川邊村

三拾俵

栃井村・則光村

六拾俵

石神村

八拾貳俵

上川邊村

三拾俵

廿屋村

三拾俵

鹿塩村両組

ノ三百十三俵

右は当寅御廻米之内、四百五拾石積ニ船入津いたし候ニ付、来ル十五日桑名湊着米取斗可申旨、西惣代大杉村清次郎方より被申越候間、右之心得にて可成丈早行御下ケ御取斗被下度候、尤此頃笠松え出張之砌被仰渡候、触之儀ハ七百石積にて、古加茂にて三百石、新加

茂にて四百石、右之内貳百石は西組合にて引請、右は笠松ニおいて内割合仕、兼て御承知之儀ニ御座候処、偏ニ小船入津いたし候ニ付、前書之通四百五拾石之内貳百石は古加茂、貳百五拾石新加茂之相当り、内百廿五石西組合、跡百廿五石当組合え割合ニ相成候間、左様御承知可被下候、江戸納入用之儀ハ、跡より取調可申上候、先ハ右之段申上度、此廻文刻付日程早々御順達、留村より御戻し可被下候以上

寅十一月七日

下川邊村惣代
与治右衛門

以廻文啓上仕候、寒冷之節各々様御繁栄被成御勤役、珍重御儀奉存候、然は当寅御年貢江戸御廻米納入用弁乗納人給金共、御廻米百石ニ付金拾両之積を以、古加茂・新加茂右之振合度、来ル十日迄ニ与治右衛門え向無相違御差出し可被下候、尤四番船乗納人之儀は、木野村え四ヶ村当りニ相成候間、御心得迄ニ申上度、且又当寅御膳粳之儀は、当四月中被仰渡候、仮御割賦通にて過半相済候様子、尤治定之儀は御請割賦ならてハ、相分不申様被仰聞候儀ニ御座候、此廻文早々順達留り御村より御返戻し可被下候以上

六 村 政

寅十一月九日

下川邊村御惣代
与治右衛門様

村数栃井村・石神村・鹿塩村両組・廿屋村以廻状啓上仕候、寒冷之節弥各様御安清ニ被成御勤役、奉恐前々候、然は此頃笠松表え御出張之砌ハ、何角御苦勞奉存候、其砌相談申上候通り、此掛御配弁両組え見舞金、御相談申上割合仕度候間、来ル十一日拙宅え向御出張可被下候、尤当節ハ難行之儀ニ付、可成丈早行御出張御願申上度、此廻文早々順達留村より御戻し可被成下候以上

以廻章啓上仕候、寒冷御座候処各々様御安康被成御勤、珍重之御儀奉存候、然は当寅御膳粳早行撰方出来方之上、改見分日限等取調可申立旨、小瀬何岸御用先水野逸作様より、西惣代清次郎殿御呼出ニ付、昨十一日朝罷出候て、古加茂惣代とも談示之上、新加茂村々之儀は迎も冬分出来兼候訳、清次郎殿より御歎願御会被御申上候得共、当年之儀ハ船都合宜にて、最早拾壹番船迄取船入津いたし訳にて、迎も来春迄ニ申儀ハ不行届、種々操立日限可申立旨被仰渡候程、昨昼後同人より被申越候ニ付ては、来ル十日頃迄之处御日延之儀

五七三

奉願上度故ニ、尤ニは御座候得共、此儀御聞濟ト申儀
ニも無之候間、其御村々ニおいて小前末々迄、可成丈
手操いたし、早行撰立方出来致候様御取斗可成候、且
又御掛り水野様より、舳船取定被遊度儀ニ付、村々御
廻米辻並御膳扱之儀ハ、去丑辻ニて宜敷候間、早々取
調可申立様小瀬何岸ニおいて、呉々御談示ニ相成候趣、
清次郎殿被申越候間、此段御取調来ル十五日迄ニ御取
調書付、拙宅え向御差出可被下候、尤御廻米下り辻之
儀ハ、破免相立候村々も在之候得共、御取調之上畑方
取米何程、此儀は追て引方左様談示之上申立度段申参
り候間、こさいニ御懸之上、右日限迄ニ是御差出可被
下候、先は右之段可得相意、此廻文早々御順達留り村
より御返済可被下候已上

寅十一月十三日

下川邊村惣代

与治右衛門様

か子母山材切判形

□入出にメ

尾張殿領分濃州か子母山より仕出用材、別紙切判形差
遣候条、若出水致散乱候節ハ掛留置早々可訴出候、尤
右之趣小前之もの共えも申渡置、不取締之儀無之様可

取斗候、此廻状早々順達留り村より可相返者也

笠松

御役所

加茂郡

下川邊村

栃井村

石神村

上川邊村

石神村

一永八貫四百八拾八文五分

右は其村々、去丑御廻米納入用請割書面之通候条、来
ル廿日迄無相違可相納候、此廻状村名下令請印、早々
順達從留村より可相返者也

寅十一月十七日昼

笠松

御役所

出羽守殿死去被致候、仍御書付出候間、此廻状披見之
日より日数三日間、鳴物停止普請不苦条可得其意、此
廻状村名下令請印、昼夜以刻付早々順達、從留村可相
返者也

笠松

御役所

十一月廿一日朝卯ノ上刻請取、即刻栃井村へ継送り申
候以上

差上申御請書之事

当年諸国作方不宜之趣相聞、米價格外高値ニ相成、下々難儀可致候ニ付、公辺ニおいても外国米御買入ニ相成思召ニ候得共、潤沢之為外国米買入売捌不苦候て、商人共より勝手次第買入候様可致候、右之通御書付出候間銘々罷歸、組合村々えも可申通旨被仰渡承知奉畏候、依之御請奉申上候以上

寅十一月

御役所

願主
惣代連中

右之通被渡仰候間、組合村々迄可申達旨被仰渡、仍之御承知之趣、村名下ニ御請印形之上、御廻し可被成候、此廻状早々御順達留村より御戻し可被下成候以上

下川邊村惣代
与治右衛門様

以廻文啓上仕候、寒冷之節御座候得共、各様益々御安健被成御勤役、珍重御儀奉存候、然ハ去丑納入用請割御村之当月之分、当月廿日御上納仕候ニ付、御請取書御下ケニ相成候間、其村々忝枚ツツ御取廻し可被下候一当寅御膳糲撰立之儀、来早春迄御猶予奉願上候得共、当年之儀ハ是迄□ハ格外之儀ニて、最早拾九番艘迄桑名湊え船入津いたし、御猶予之儀更ニ御聞濟無之、

六 村 政

然ハ新加茂村々之儀ハ、先前より撰立方手間取候ニ付、来月十五日迄之处、何れニも御猶予不被成下候ては、迎も撰立不行届段、折入て御掛かり水野様へ呉々御願申上候ニ付、其段御郡代様え御伺ニ相成处、惣代共は勿論村々役人迎も、精々心配はいたし候得共、右ニては早行方不相成候間、撰立出役之者差出可申旨申渡候处、右御掛かり様え御談示ニ相成候間、右之御心得ニて小前末々迄、不洩様御触可被下候、尤御撰立御出役様之儀ハ、古加茂御取始ニて来月五日笠松御発駕ニ相成、夫より当組合ニ御廻村ニ相成候間、左様御承知呉々御手廻し可被成候

一 当寅御廻米早廻し忝番船納入用之儀、笠松御用会所ニて取替忝番船乗納人、山縣郡梅原村新右衛門殿と申仁え取替相渡ニ相成、右ニ付下拙ニ取替出金可申旨被申聞候間、金八両取替差出申候間、石神・上川邊御両村ニて御割合、明廿九日迄ニ御差出可被下候、尤外ニて時借いたし候儀ニ付、御割分御添被遣候様御頼申上候

一 当寅畑方御引方願之儀ハ、先月中村々御一同御願之儀ハ、御承知之儀ニ御座候处、未タ表向被仰渡候儀

五七五

は無之候得共、当組合之処ハ多分四分御引方之積、御伺ニ相成り様趣、附ては畑方御取米之内、定取並ニ屋敷高御引去り之上、右畑米之内前頭之通四分御引去、全ク当寅年田畑御取箇何程ニ相成、御取調之上乍御面倒右取調書付、拙方え急々御差出可被下候、尤御膳粃御村々御請割之儀、未タ被仰渡無之候間、御仮割賦ニて御取調、全ク御下り辻何程ニ相成候段、御申越可被下候、且又当寅年御川下ケニ相成候分、こさいニ是又御越被下候様仕度存候

一 今般被仰渡候当寅九月より来卯二月迄、江戸表兵賦給金臨時御手当、御貸渡ニ相成候間、新古加茂郡兵賦村々ニて、永九拾壹貫貳拾四分御割賦ニ相成、右之内古加茂ニて半分、新加茂ニて半分、右は拙村方之儀兵賦掛り之村方ニ無之候間、上川邊・石神御両村御申合御談判之兵賦掛り、御村々より御取立、来月二日迄ニ拙方え向御差出可被下候、翌四日笠松え出立御上納可申候旨、右日限無相違御差出し被下候様致度奉存候

一 当寅御廻米粃為御改水野逸作様御儀、当月五日御発駕ニて、古加茂御手始ニて御廻村之御積、附てハ廿

屋村之儀御延見之儀、此頃笠松へ出張仕候ニ付、其段申上処どうやら御聞済ニ相成候趣、近日御廻村御泊先之村へ御伺之上、御申上被成候ハハ、多分御聞済ニ相成候儀と奉存候、尤少々○印御持参之上可然と奉存候

一 当寅御膳粃余粃之儀東西ニて都合三俵、右之内壹俵半拙村並石神・上川邊、右三ヶ村ニて取斗来候処、当年ハ不残西組合ニて取斗之積、先達て中西惣代中え頼置候処、外村々へ談事ニ相成候処、当年ハ格外米価高値之折柄ニ付、当寅年之儀ハ是迄之振会ニて、西ニて壹俵半、東ニて壹俵半之積取斗呉候様、此頃西惣代中より談事ニ御座候間、上川邊・石神壹俵之處、御取斗被下度御頼申上候

一 笠松郷宿木屋傳右衛門殿方飯米之儀、買入方不都合之次第ニ付、都て郷宿引請村々より、少々之取集被差出候趣、附ては此頃西組合之儀は、壹艘差下しニ相成候間、此段御承知之上東組合ニても御相談之上壹艘御差下し方御取斗可被下候、尤右は此頃小役割見届として罷出候砌、右郷宿より強て頼入も有之候間、下拙並伊兵衛様え向、呉々外御村々え頼呉候様

分て申越候間、何分御手厚之御取斗奉願上候、尤下川邊村之儀ハ、此頃笠松え差送り申候、左様御承知可被下候、右之段申上度此廻文早々御順達、留り村より御返却可被下候以上

十一月廿八日

下川邊惣代

与治右衛門様

急廻文を以致啓上候、甚寒之砌ニ御座候処、各様方御揃御勤役被遊御座珍重奉存候、然は当寅御膳粳之儀御改として水野様御儀、当月七日・八日兩日之内は、東組合御出役相成候趣ニ御座候間、左様御承知置此廻文早々御順達、留御村より御戻し可被下候以上

十二月四日

下川邊村御惣代

与治右衛門様

一笠松御役所御廻状十二月四日夜五ツ時

一永式ノ三十七文七分

廿屋村

一〃壹ノ九百三十四文四分

鹿塩村上

一〃壹貫貳百九十七文五分

同村下

一〃五ノ五百七十文三分

上川邊村

一〃五ノ四十六文九分

石神村

一〃壹ノ六百七十三文

栃井村

六村政

一〃四ノ三百十文貳分

下川邊村

一〃百廿文三分

則光村

右は当寅六月より十月迄遣払候、郡中小役金東西之通候条、来ル十日迄無相違可相納候、此廻状村名下庄屋令請印、割付を以早々順達從留り村可相返もの也

十二月四日卯下刻

笠松

御役所

上川邊村より請取即刻栃井村え継送り申候

岩田小名村より白川行、郡中小役金御廻状十二月四日夜亥年上刻ニ、小名村より請取即刻白川・小原村え継送り申候以上、式人夜分ニ付金三朱

覚

一人足三人

但シ兩掛壹荷、駕籠壹挺

右は当寅御膳粳改方為御用、明後六日明ヶ六ツ半時出立、廻村いたし候条其意都て無差支様可被取斗候、此先触早々順達留村へ可被下、着之上可相返候以上

寅十二月四日

岩田鐵三郎手代

水野逸作

追触

加茂郡村々御粳並御米改方為御用、明六日出立廻村之

五七七

積相達候処、休泊之儀左之通入狂ひ候間、可得其意此追触、早々順達留村々へ可相返候以上

十二月五日

岩田鋏三郎手代
水野逸作

休

泊

十二月六日弁当持参

小迫間村

同 七日大杉村

市橋村

八日木野村

酒倉村

九日下川邊村

上川邊村

十日夕田村

瀧田村

十一日大平賀村

肥田瀬村

十二日鑄物地村

市平賀村

十三日

笠松着

以廻文啓上仕候、時節柄甚寒ニ御座候処、弥各々様方御壮栄ニ御勤役珍重之御儀ニ奉存候、然ハ今般当寅御膳粳並御廻米、為御改と水野逸作様御廻村ニ付、来ル八日酒倉村御泊候間、組合村々為惣代下川邊村与治右衛門殿、拙者共兩人ニて御伺ひ相済、可相心得ニ御座候間、左様御承知可被下候、御廻村之御用意可然奉存候、此廻文早々御順達留村より、御序之節御戻し可被

下候以上

十二月六日

栃井村惣代
伊兵衛

急廻文を以啓上いたし候、甚寒之節御座候処、弥各々様方御壮栄ニて、御勤役被遊御座奉恐賀候、然御膳粳御改として水野様御儀、御出役ニ相成候ニ付、大杉村清次郎殿小迫間村御泊り被御伺、古加茂郡惣代中とも談事之上、水野様ニは御酒角ニ無御座候間、御泊り御村々ニては金百疋ツツ、下人え銀壺朱ツツ御泊り村ニて取斗、御酒さかな等之儀ハ、所有合之品ニて相済可申段談事合之趣、清次郎殿より申参り候間、此段廻文を以申上候間、左様御承知可被下候、此廻文早々御順達留御村々より御戻し可被下候已上

寅十二月七日

下川邊村惣代
与次右衛門様

其村々当寅年御膳粳御割賦申渡間、来ル十四日朝五ツ時、村役人之内壺人ニ三判持参罷出可相届候、此廻状刻付を以從留村可相返者也

笠松
御役所

寅十二月十一日夜亥下刻上川邊村より請取、即刻栃井

村え継送り申候以上

高拾八万六千六百六十九石六斗八升四合三勺三才、百石三付永式百廿四文掛

一金壹両壹分ト永六拾貳文四分

合銀三千百七十七ノ八百六十貳文

此金四百十八両ト永百四十文壹分

右は去丑十一月廿一日より、当寅十二月廿日迄堤川除御普請、其外御用廻状持送り役人罷出、人馬船賃御役所修復絵図師賃等、書面之通候間村下被致印形、割賦之通銘々写取来ル十七日可相届候、此廻状昼夜共刻付を以順達留村より可相返者也

堤方

御役所

寅十二月十四日辰下刻上川邊村より請取、即刻栃井村へ継送り申候以上

一永九貫文

石神村

右ハ当寅年買納可致、太餅米代金凡積り左之通、当月廿日迄無相違可相納候、此廻状村名下令請印、早々順達留村より可相返者也

十二月十三日

笠松

御役所

六 村 政

十二月十三日

一御廻米百貳拾壹石六斗五升七合四勺

下ノ辻

一御置米江戸買納廿石

一御膳粃拾七石

一米百貳拾壹石六斗五升七合四勺

石神村

右は其村々当寅御廻米書面之通候条、得其意是迄川下ケ取斗候分引之殘米、来ル廿一日迄ニ湊皆着可取斗候、且右川下ケ取斗候分、員数早々取調可申聞候、此廻状早々順達留村より可相返者也

寅十二月十五日

笠松

御役所

以廻文致啓上仕候、甚寒之節御座候得共、各々様弥御安健被成御勤役奉恐嘉候、然は当寅太餅米買納代、右積並堤方人馬賃両積共、都合能御上納仕候間、其村々ニて御切手式枚之御帰御受取可被下候、右御上納ニ付拙達出合候処少々不勝、無拠忝差出置候処、御領私領共御取締之節殊之外六ヶ敷趣、笠松出張先より申候間此段一寸申上候、尤帰村之上いさい可申上候、先ハ不取敢申上度此廻文、早々御順達留り村より、御序之上御戻し可被下候以上

五七九

十二月廿三日

下川邊村惣代
与治右衛門様

追て当寅御皆済目録写壺冊ツツ写取、御頼申候処、出来いたし候間差上申候、此村々ニて壺冊ツツ御落手可被下候以上

一永九ノ

石神村

当寅年買納可致太餅米代金凡積り左之通、当月廿日迄無相違可相納候、此廻状村名下令請印、早々順達留り可相返者也

十二月廿三日

笠松

御役所

以廻文致啓上相成候共、益々御壮健ニて迎春之御用意可被仰付と奉珍嘉候、然は今般御取締筋ニて、此頃笠松え出張仕候処、別紙之通御取締被仰渡候間、御村々御如才ハ有之間敷候得共、小前末々迄不洩様被御申渡候様仕度、いさいハ別紙ニて御承知可被下候、此廻文早々御順達、留り村より御返却可被下候以上

寅十二月廿七日

下川邊村惣代
与治右衛門様

以廻文致啓上候、弥各々様ニも御壮栄、迎春之御用意

御座候哉奉珍嘉候、然は今般笠松御郡代様へ、美濃国壺ヶ国御取締之儀、稲葉美濃守様より被仰付候ニ付、加茂郡四十三ヶ村、私領寺社領差別無組合其内ニて、取締惣代之者三・四人も見立可申立候被仰付、来春申立候様御申置候ニ付、御村々三役印形御年頭之節、無御使者御持参可被下候様奉願上候、余は其砌万々御談事合申上候間、右取込乱筆御免可被下候、此廻文早々御順達御戻し可被下候

卯正月三日

二五二 川普請触書

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 年号不詳であるが川普請に関する触れ書きである。あらかじめ予定された場所以外は一切行わないことを村々に周知したもので、さらに、材料などの高値の未然防止をもはかっている。

封書

御触書

沓通

川邊村
栃井村

庄屋

組頭

惣百姓

右之通承知仕奉畏候以上

川邊村庄屋

吉兵衛印

栃井村庄屋

儀右衛門印

此度濃州・勢州・尾州東海道筋川々御普請之儀、濃州・勢州・尾州之方先達て見分目論見之外、猶又増彼所之分此度見分目論見の積り付、右之外追願増願於場所願出し候共、不取上筈之間決て願出間敷候、且東海道筋之儀は、此度見分目論見之上、是又前書同様之事ニ候間、御普請所村々之儀は、掛り役人差図次第諸事無差支、正路ニ御普請可相仕立候、御普請之儀都て村請ニて相仕立外請負人等え相渡申間敷候、且御普請中竹木其外御普請之諸色、無謂高値ニ致間敷候

右之趣御料は御代官、私領は領主・地頭より村々え不洩様可申渡候

右之通濃州・勢州・尾州・東海道筋村々之内、領分知行有之向々え可被相触候

九月

右之趣従公儀被仰出候間、其旨相心得可被申候以上

十月十七日

矢嶋専左衛門

六村政

井上又左衛門

Ⅲ 村役人

二五三 庄屋役退役並跡目相続願

○町内下川辺

木下喜作氏所藏

(解説) 寛政一二年(一八〇〇)の庄屋役交替の文書である。跡目相続人選出について、村人が連名で役所へ願書を提出し、さらに、村役人が追い書き形式で、一札を入れたものである。

乍恐以書付奉願上候

一 当村庄屋喜右衛門儀、是迄庄屋役相勤罷在候処、老年ニ罷成御役衛難相勤御座候間、退役之上隠居之義御願申上、右後役跡敷共村方一同相談之上、伴官兵衛へ被仰付被下置候様一同奉願上候、右官兵衛儀実躰成者にて、是迄御咎等蒙り候者にてハ無御座候、

且亦御年貢御上納物等ハ、随分御大切ニ為相守、万
一引負等仕候ハ、村方へ引受弁納可仕候、一同連
印を以奉願上候以上

寛政十二年申十一月

濃州加茂郡下川邊村

百姓

庄屋願人喜右衛門印

次郎作	次郎兵衛	小三郎
七郎兵衛	孫左衛門	傳右衛門
孫左衛門	傳九郎	織右衛門
徳左衛門	織部	善藏
甚右衛門	次郎兵衛	忠八
清兵衛	伊左右衛門	源兵衛
弥八	長四郎	傳左衛門
与八	庄次郎	九藏
新藏	長作	平八
仁二郎	市助	宗三郎
金右衛門	弥右衛門	与次右衛門
忠次郎	清吉	伊助
半右衛門	半三郎	六右衛門
友吉	嘉治右衛門	孫右衛門
九郎右衛門	若右衛門	善左衛門

權兵衛	平右衛門	源四郎
彌助	茂兵衛	清四郎
林右衛門	瀬野右衛門	甚三郎
利兵衛	利右衛門	庄右衛門
市右衛門	与右衛門	多七
勇左衛門	角助	半助
浅右衛門	惣助	念藏
小介	新助	安右衛門
多兵衛	藤七	平三郎
藤右衛門	藤藏	權右衛門
善兵衛	久助	次左衛門
庄七	幸右衛門	助左衛門
佐吉	長四郎	嘉七
藤左衛門	佐五郎	六兵衛
助兵衛	金十郎	源六
和助	五郎	喜兵衛
九兵衛	林吉	庄作
四郎兵衛	金六	半兵衛

右村百姓代
年寄
武助
圓右衛門

下川辺
御役所

庄屋跡役願人
官兵衛

前書之通奉願上候処、願之通喜右衛門儀ハ退役被仰付、跡役之義ハ忝官兵衛へ庄屋役被仰付候間、何事ニよらす正路ニ相勤メ、別て御年貢米金銀上納方之義ハ、御役前より御触日限通急度相納、村内並ニ郡中諸夫銀等、可成丈ケ不相掛様、実意ニ取斗ひ、都て金銀米錢請払ニ付、聊も不正之筋無之様、可被斗旨精々被仰渡、一同承知奉畏候、依之連印御請一札差上申所如件

申十二月廿一日

下川邊村百姓

御役所

年寄
圓右衛門
武助
庄屋
官兵衛

二五四 庄屋役退役取調願

○町内下川辺

木下喜作氏所藏

(解説) 文化一〇年(一八一三)の庄屋役退役にとまなう文書である。理由もなく退役となつたため、三郡総代が真相究明を役所に訴えたものである。恐らく当事者が、前記総代を動かしたものと思われる。

乍恐以書付奉願上候

一 当村郡中代割元官兵衛儀、先祖より右役数代相勤並居村庄屋兼役罷在候処、去ル文化七午年右庄屋致退役候故、何等之訳にて庄屋退役被致候哉、不実私欲虚妄之筋ニも無之哉と相尋候処、何之訳も無之村方より暫ク休役致呉候趣、年寄与次右衛門・百姓代圓右衛門を以申聞候ニ付、任主意右之姿ニ御座候旨申聞候、左様無筋役儀取離候儀ハ不本意と存、殊ニ以無謂為致退役候儀不行跡之致方、剩御陣屋元村之儀見聞及候て、外村之手本ニも相成候得は、郡中村々不取締之差闇ニも可相成儀ニ奉存候、依之郡中四拾余村一同評儀之上申合、追々種々挨拶ニ及候得共、村方ニ害申募候者有之と相見一向承知不致、無扨村々手を引罷在候、然処右様害ヲ申募四拾余村、蔑ニ致候程之者共御座候得は、此上何様之儀仕出、郡

中難渋懸候も難斗存候、左之上ハ御大切之御用人馬次ニ郡中用段、文通等為持候儀難為致旨官兵衛え申聞候処、此儀至極尤と申夫より当村え郡中より申談有之節、都合宜敷者斗以来御用人馬、其外郡中用談等ニ遣イ度と申、依之郡中帰依又ハ不用之族名前取調呉候様、官兵衛より後庄屋与次右衛門之数度懸合ニ為及候処、与次右衛門答候は、其段村方え申聞、而三度出会致候得共、右名前相分不申と斗のみ、惣代茂左衛門方え申答、右訳相立不申故其段茂左衛門より、官兵衛へ申談示候ニ付、無扨官兵衛より又々郡中え申聞候は、右而三度之村方出会之儀ハ、全与次右衛門偽リニ御座候旨申談事候得は、何卒右与次右衛門始、其外役懸り之者村方一同被召出、右出会正邪御糺之上、名前相分候様被仰付、被下置候様奉願上候、右御用人馬郡中用談人足相勤候得は、夫々賃銭等相払候ニ付、百姓作間之助成ニも相成候間、郡中え相俣候方遣イ申度、若又当分人馬御入用之節ハ、栃井・石神・上川邊・鹿塩其外近村より人馬差出、御用差支無御座候様取斗可申候、就中右御吟味之節、何角御尋被為遊候儀御座候ハハ、郡中代役之

義ニ御座候得は、何卒官兵衛被召出、被仰付被下置候様乍恐奉願上候、委細官兵衛得と承知之儀ニ御座候得は、御請御答可奉申上候、依之郡中惣代印形書付を以、幾重も奉願上候以上

文化十酉年三月

郡上郡村々惣代

甚三郎

多兵衛

久兵衛

加茂郡村々惣代

重右衛門

同断恵那郡兼惣代

茂左衛門

右郡中奉願上候通少も相違無御座候、若御吟味之義御座候ハハ、私え被仰付被下置候様奉願上候、仍奥書印形を以奉願上候以上

郡中代割元

官兵衛

下川邊

御役所

二五五 庄屋役入組收拾書

○町内下川辺

木下喜作氏所藏

(解説) 文化一〇年(一八一三)の庄屋役に関するものである。当事者が解決策を上申したもので、庄屋を二名とし、その他の村役人を選挙で選ぶという收拾策である。當時としては珍しい、村役人の入札による選出方法である。

乍恐口上書を以奉申上候

一 去ル文化六巳年より庄屋役之儀、彼是入組村方相治り不申候ニ付、此度村方小前之内三拾余人之者、何卒村方相治り候様、御利害奉願上候所、村方一同被召出御利害被成下置、双方屈服奉伏一同熟談仕候ニ付、以来治り方仕方可申上旨被仰付奉畏候、依之村方銘々口上書を以奉申上候

一 三役共元成官兵衛・与次右衛門・圓右衛門ニ、被仰付被下置候ハハ、先年え立戻り相治り可申哉ニ奉存

候御事

一 庄屋役之儀官兵衛・与次右衛門連名ニ仕、年寄役百姓代之義、村方一同入札ニ仕候て取究候ハハ、相治り可申哉ニ奉存候御事

一 三役共村方一同ニ仕候得は、凡百軒も御座候処、此度願方三拾余人ならてハ無御座候間、其余六拾軒も御座候ニ付、右六拾軒之内願方之入札程とり、余ハ焼捨双方打合開札之上取極候ハハ、相治り可申哉ニ奉存候御事

一 官兵衛・与次右衛門・圓右衛門、名前余ケ一同入札とり、右願人之札数程打合開札之上取究申候ハハ、相治り可申哉ニ奉存候御事

右は何れも先一兩年之内取究置候ハハ、其内ニハ村方も追々柔和ニ相成可申と奉存候得ハ、何卒右之内ニて御糺被仰付、御利害被成下置候ハハ、一同難有可奉畏候以上

文化十四年五月

下川邊
御役所

下川邊村郡中代割元
官兵衛印

二五六 庄屋役入組訴訟願

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

（解説） 文化一〇年（一八一三）の庄屋役に関するものである。役所の裁定によつて、庄屋役選任を種々協議したがまとまらず、訴訟として再度、役所へ提出した願書である。

右出入訴訟

乍恐以書付奉願上候御事

下河邊村小前惣代

金十郎印

常右衛門印

訴訟人 善藏印

七右衛門印

喜右衛門印

一村方熟談並後役取極相談差拒候出入

同村小前頭取

相手 久七

幸三郎

織部
元庄屋
与次右衛門
元年寄
圓右衛門
元百姓代
傳右衛門

私共三拾五人之者惣代を以奉願上候は、先ニ庄屋官兵衛勤役中之節より、村役望候久七・幸三郎ニ御座候、右荷担仕候は元庄屋与次右衛門・圓右衛門ニ織部申合、小前之者大勢のかたらい種々申進候て、官兵衛へ利不尽之申掛ケ退役為致候儀ニ御座候て、夫より後役之儀先達て奉願上候通、壹ヶ年限り取究置候処、其余兩年も押領致し罷在候処、無扨奉出訴御吟味被成下置候処、三役人共一言之申分も無御座候故、退役被仰付被下置候ニ付、村方熟談之上、後役取究メ可申旨、御利解被成下置難有御請仕候得共、御役所様御利解之差斗御請仕、村方へ引取双方出会仕候処、相談仕方も不改、何となく村方相納り不申候趣ニ御座候処、当村廣林寺住持罷出取噺シ被吳候得共、害のみ申募り熟談不仕候故、無扨廣林寺も手を引被申候、依之猶亦止事を不得奉願上候は、久七方之もの共一同被召出、人別御吟味被成下置候様奉願上候、且亦三役共退役仕候得は、

後役取究候迄ハ論中ニ御座候間、何卒熟談落着仕候迄、御賢察之上村方懸り合被之もの、何れへ成共兼帶庄屋被仰付被下置候様、幾重も奉頭上候、猶余ハ口上を以奉申上候以上

文化十年酉六月廿九日

(川)
下河邊村小前惣代

金十郎^印

常右衛門^印

善藏^印

七右衛門^印

嘉右衛門^印

下川邊

御役所

右奉願上候通相違無御座候、依て奥印仕奉差上候、何卒願之通御吟味、被成下置候様奉願上候以上

郡中代

官兵衛^印

二五七 村役紛糾訴訟願

○川辺町中川辺

木下尚年氏所蔵

(解説) 文化一〇年と推定される前記史料に關係した文書である。村方役人を暫定期限付で決め、その後は入札方法で決定する予定であつたが、入札時点で紛糾し、收拾不能となつたため、役所へ訴えた願書である。対立の深さがあるがえる。

乍恐以書付奉願上候

当村庄屋役之儀、官兵衛暫退役ニ及申候、後役之儀村方五人組頭折寄相談之上入札仕、則庄屋役与次右衛門・年寄圓右衛門落札にて、当未三月限り壹ヶ年相勤可申旨御役所へ相願、御聞濟之上当三月迄相勤罷在候處、右期月ニ至候得共退役不及故、数度催促仕候ニ付当四月十一日夜与次右衛門宅え、村方五人組頭之者出會之儀相触候ニ付、私共一同罷出候所、右三役人共より極通り壹ヶ年首尾能相勤候間、後役相談之上取究可申旨挨拶ニ及候故、三役一同退役ニおよび候てハ、村方相談取極メ之本人無之、先ツ庄屋役相究候迄ハ、年寄圓右衛門何角引受ケ世話被致候段、対談ニ及候處同人承知有之ニ付、同人宅え引去相談可致旨申談候處、同人方ハほど隔候付、村方立會役惣助方最寄ニ付、則

惣助方え引取り村方一同評議仕候處、何れニも入札之方可然と相談相決候故、則同月十四日開札之趣にて圓右衛門致承知、直様同人より印札仕立、与次右衛門方へさし出し候處、同人承知之上村方へ為配候得ハ、先達て出會之節名代差出し候者共より、入札之儀ハ相止メ右三役共元成ニ可致候間、入札ニ不及など申候て、圓右衛門方へ印札を相返し申候、会席へ不出のみならず、村役より配候印札を返し、村役を蔑之いたし方甚以難得其意、就中右役席引請ケ及同評ニ候、惣助不出之者一統同心ニ罷在候義ハ、何事ニよらず役儀は村方を騒ケセ候頭取りと奉存候、ケ様理不尽我尽申募り候儀、此俟捨置候ハハ村方之儀は惣助ハ不及申、三四人之者が心尽ニ取斗可申候、左候ハハ弥我意増長仕、村役押段可致工と奉存候、何卒御調之御吟味奉願上候、並三役とも先達て相談相決候通取究、何事ニよらず村方平和熟談仕候様、被仰付被下置候様幾重も奉願上候、余ハ口上を以可奉申上候

右之通当夏可奉願上候處、栃井村庄屋茂左衛門・石神村庄屋孫右衛門・酒倉村太藏立入、取暖内済熟談為致度意見致し呉候故、何卒平和ニ相納候様と右三人之者

へ打まかせ置候処、前又申上候惣助三四人のもの、我
 意申募り承知不致候付、無拠御訴詔奉申上候、此段被
 為聞召分、何卒願之通被為仰付被下置候様奉願上候以
 上

次郎作印	傳九郎印	兵三郎印
佐兵衛印	忠治郎印	七右衛門印
花右衛門印	嘉右衛門印	六右衛門印
忠兵衛印	権兵衛印	源四郎印
弥助印	利右衛門印	藤藏印
喜七印	藤左衛門印	半兵衛印
助兵衛印	和助印	五郎八印
金六印	直左衛門印	庄作印
林吉印	八百八印	九兵衛印
四郎兵衛印	多作印	藤助印
次左衛門印	善兵衛印	久助印
常右衛門印	金十郎印	源六印
瀬野右衛門印		

下川邊御役所

六村政

二五八 庄屋役引渡目録

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

〔解説〕 文化一三年（一八一六）の庄屋役引き渡しのさ
 いの諸色目録である。年貢免状をはじめ、反別名寄帳・村
 絵図・宗門人別帳、そのほか諸道具一式から、書類などの
 引き渡し目録である。

〔表紙〕

文化十三年

庄屋役諸色引渡目録

濃州加茂郡下川邊村

兵左衛門

一 螺	一 罇
一 筆筒	一 罇
一 御検地水帳本紙	一 罇
一 同写	一 罇
一 高反別名寄帳	一 罇

五八九

六 御免状御割附

百三拾三本

此訳

慶安壹本

承応三本

明暦三本

万治三本

寛文十一本

延宝八本

天和三本

貞享四本

元禄十三本

宝永四本

正徳四本

享保十五本

元文五本

寛保貳本

延享四本

寛延三本

宝暦十一本

明和八本

安永八本

寛政九本

享和壹本

文化拾本

ノ百三拾三本也

外ニ久右衛門・惣右衛門勤役中之御割附ハ、

其元へ御預置候事

七 村絵図

貳枚

八 村差出明細帳

三冊

九 田畑高反別質入並竹木値段附明細帳

六冊

十 鉄炮^(砲)御預書上帳控

貳冊

但し^{正徳}寛政年中

十一 溜池御普請御切手

四枚

十二 同書物

六枚

内三枚ハ絵図

十三

御普請所明細帳控

壹冊

十四

文化六年笠松堤方御役所へ書上候下書

十五

荒地高反別書上帳控

壹冊

十六

村高帳

六冊

是ハ文化七^(午)未より之分

十七

見取反取米附帳

六冊

十八

山御年貢取米附帳

六冊

十九

山石口米代附帳

壹冊

二十

定米割賦帳

壹冊

二十一

夫食拝借返納小前取立帳

壹冊

二十二

村内借用金返済取立帳

壹冊

二十三

亥御年貢米分帳

壹冊

二十四

亥大夫錢割附帳

壹冊

二十五

亥宗門人別御改帳控

壹冊

二十六

宗門代錢取立帳

壹冊

二十七

人別増減書上帳

壹冊

廿七	五人組御仕置帳控	壹冊
廿八	御領稗御預人別仕訳帳	壹冊
廿九	田方内見帳控	壹冊
三十	とどめき橋掛替仕様帳	四冊
三十	纏幟	貳本
三十一	纏揚張灯燈 外蟬燈燭入壹ッ	貳帳
三十二	箱灯燈	壹帳
三十三	郷蔵鍵	貳本
三十四	郷蔵附文庫 硯箱共	壹ッ
三十五	郷蔵附庭	三拾五枚
三十六	郷蔵附琉球座	壹枚
三十七	御国恩御囲穀代金調達人小前帳	壹冊
三十八	村方酉年小入用帳	壹冊
三十九	弓張桃灯	壹帳
四十	小以メ帳	壹冊
四十	産神祭礼庭割賦楽屋囲方人足割付帳	壹冊
四十一	出作印判 外田畑押切改印壹ッ	拾四
四十二	貯夫食小前帳	壹冊

四十五	太田駅伝馬人足向屋判取帳	壹冊
四十六	郷蔵枓 但壹斗入 壹升入	四ッ
四十七	算盤	壹ッ
四十八	式拾五メ目秤	壹本
四十九	五枚羽唐箕	壹ッ
五十	下男下女書上帳控	壹冊
五十一	番太宗門帳控	壹冊
五十二	中興名寄帳	壹冊
五十三	寛文四辰山検地帳写	壹冊
五十四	宝曆七(丁)丑砂留反別間数書上帳	壹冊
五十五	神明宮附 鍵壹挺 幟貳本 棟札壹枚	壹冊
五十六	神酒徳利二ッ 但シ箱入	壹通
五十七	用助より村方へ差出し証文	八本
五十八	御城米日丸幟	壹冊
五十九	村方小取替帳、但し戌年	壹冊
六十	神主官職奉加帳	壹冊
六十一	春下津出し出帳	壹冊

六十一 文化八年末年書上明細帳控

壹冊

六十式 同村絵図控

壹枚

六十三 文化八年末年御勘定様御改田畑荒地小前帳

六十四 同年田畑荒地並取下場絵図

六十五 同年起返本免入小前帳

六十六 貯夫食糲 但し四斗式升入

六十六 貯夫食糲 但し四斗式升入

此訳 拾俵 織部へ預

拾俵 久七へ預

拾俵 平八へ預

拾俵 与次右衛門へ預

拾俵 藤左衛門へ預

拾俵 官兵衛へ預

右之通り蔵へ預ヶ置

右書面之通立会当番相改之上引渡申所如件

文化十三年五月十八日

濃州加茂郡下川邊村休年庄屋

兵左衛門印

庄屋御当番

官兵衛殿

二五九 村役人選定願

○町内石神

石神区所蔵

〔解説〕 文政十一年（一八二八）の村役人跡役に關するものである。父子相伝の村役で、当人が若年のため二人制をとりたいた願ったものである。

乍恐以書付奉願上候御事

一 当御支配所濃州加茂郡石神村年寄役藤助義、先達て病死仕候ニ付、後役奉願度村方一同及相談候跡、右藤助世倅当藤助ニ為相勤度奉存候得共、未タ若年ニも御座候間、先年庄屋役相勤候徳十郎兩人ニて、後役為相勤候様仕度奉存候、尤右兩人共正路実躰成者ニて、是迄御咎等蒙り候義無御座、御用大切相勤可申候、然上ハ御上納物等御触御日限通、聊無遲滞相納可申候、万一御未進引負等仕候節ハ、村方へ引請早速弁納仕、其節御願ヶ間敷義毛頭仕間敷候、依之村方一同連印を以、幾重ニも奉願上候以上

文政十一子年四月

加茂郡石神村

小前惣連印

当年寄

藤助印

同断

徳十郎印

百姓代

吉三郎印

同断

兵衛印

年寄

七印

庄屋

源右衛門印

同断

貞助印

下川邊

御役所

二六〇 村役人引受一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説)

天保一四年(一八四三)の村役人に関するものである。病氣のため役職を引き受けることになったが、再度役職に復帰する場合は、いつでも戻すことを述べた差入一札である。

六 村 政

差入申取替一札

一 此度貴公様病氣ニ付、庄屋役之義當時拙者ニ相勤呉候様、此段村方立会中並ニ五人組一同へ、御相談有之候処、其段拙者え御相談有之承知いたし候、猶又貴家病氣全快之節ハ不及申ニ、何時ニても右役儀相勤被成候節は、相戻し可申段御引合候処相違無之、仍て為取替証文一札為念如件

天保十四卯年七月晦日

本人年寄役

藤左衛門印

親類加判

五郎八印

村方五人組百姓代

伝右衛門印

右同断立会

喜兵衛印

同断

貢印

庄屋

喜右衛門殿

二六一 村役人選定願

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

五九三

(解説) 天保一四年(一八四三)の村役人に関するものである。庄屋役の者が病気のため、二人制としたいこと、これにともない、他の役職の人選を行い、村中連印にて役所へ提出した願書である。

乍恐以書付奉願上候

当御支配所加茂郡下川邊村庄屋喜右衛門儀、此節病氣ニ付村中相談之上、当村之内庄屋耆人相増、兩人にて相勤申度当番引請、庄屋藤左衛門え御願奉申上度、年寄役之儀操上ケニ仕度、是迄百姓代相勤罷在候与次右衛門え御願申上度、百姓代之儀は村中相談之上、傳右衛門と申者え御願奉申上度、尤喜右衛門儀病氣本復仕候ハハ、其節引請之儀村役人連印を以、御届ケ奉申上度候間、何卒願之通り被仰付被下置候ハハ、一同難有奉存候、右之者は正路実躰成ものニ御座候得は、万一御未進引負等仕候ハハ、村方え引請急度弁納可仕候、何卒各別之御憐愍を以、右願之通御聞濟被下置候様奉願上候、依之村役人並小前一同、連印を以只管奉願上候以上

天保十四年卯八月

治郎作 ^{小前} 印	治郎兵衛印	小三郎印
宇右衛門印	甚三郎印	長作印
小兵衛印	庄七印	林右衛門印
源右衛門印	七郎兵衛印	幸右衛門印
茂吉印	平八印	孫左衛門印
助左衛門印	善右衛門印	近右衛門印
孫右衛門印	庄右衛門印	弥右衛門印
織之助印		
織右衛門印	河内印	利右衛門印
久吉印	織部印	治左衛門印
市右衛門印	孫八印	善藏印
長次郎印	惣三郎印	喜兵衛印
貢印	喜七印	勇右衛門印
伊助印	次郎右衛門印	佐助印
与七印	忠次郎印	弥次兵衛印
佐五平印	惣助印	七右衛門印
清兵衛印	太七印	浅右衛門印
六右衛門印	伊三右衛門印	半兵衛印

当御支配所
加茂郡下川邊村

百姓代
与次右衛門
寄藤左衛門
庄年喜屋右衛門
印

六
村
政

木下喜作氏所蔵

(表紙)

藤左衛門

一同写

壹冊

一五	高反別名寄帳	壹冊	一五	一郷藏附蒔	三拾五枚
一六	鉄炮 (砲) 御預り証文下書	壹通	一六	郷藏附琉球篋	壹枚
一七	下川邊村小前高改帳去辰九月改之分	壹冊	一七	去辰より村方諸入用帳	壹冊
一八	去辰見取反別取米帳	壹冊	一八	去辰小以ノ帳	壹冊
一九	去辰家役林米代錢小前帳	壹冊	一九	天保七申同十三寅同十五辰年三ヶ年	三冊
一拾	去辰御年貢割賦帳	壹冊	二〇	分八幡宮葺替小麦柄割賦帳	壹袋
一拾	天保五年宗門帳老冊同十三寅年分宗門帳老冊當巳年宗門帳共下書	三冊	二一	出作印形	壹冊
一拾	宗門送り案文	壹通	二二	去辰太田宿人馬問屋判取帳並當巳年	壹冊
一拾	五人組御仕置帳下書	壹通	二三	右同断	壹冊
一拾	文政十一子年より弘化二巳年まで家数人別増減帳合本	壹冊	二四	同人馬名前帳	壹冊
一拾	去辰宗門代錢帳	壹冊	二五	郷藏枿但壹斗入・壹升入・五合入	四ツ
一拾	天保八酉年田方立毛内見合毛附帳	壹冊	二六	壹合入ノ	壹挺
一拾	村方纏幟	壹本	二七	郷藏十露盤	壹挺
一拾	同揚張桃灯但箱入外ニ蠟燭箱壹ツ	壹張	二八	式拾五貫目秤	壹本
一拾	相添	壹本	二九	五枚羽扇風車	壹挺
一拾	郷藏鍵	壹本	三〇	中興名寄帳	壹冊
一拾	郷藏文庫硯箱共	壹ツ	三一	御城米日之丸幟	五本
			三二	去辰御膳初小前割賦帳	壹冊

三拾六	一 去辰郷蔵国帳並津出帳共	三冊
三拾七	一 産神八幡宮御鍵 弘化四未年神主すく返しおき被下候	
三拾八	一 夫錢集かわさいふ	壹ッ
三拾九	一 去辰伝馬人足賃繰出帳	壹冊
四十	一 天保十三寅年水難御手当御拝借金並	貳冊
	小前え貸渡帳共袋入	
四拾壹	一 去辰貯夫食小前取集書上帳 下川邊村則光	壹冊
合本		
四拾貳	一 去辰貯夫食穀割賦帳	壹冊
四拾三	一 天保八酉年四月貯夫食拝借御貸渡請	壹冊
印帳		
四拾四	一 去辰村方小入用書上帳	壹冊
四拾五	一 当已伝馬触当留帳	壹冊
四拾六	一 田畑押切印判壹ッ並肉壺共	壹箱
四拾七	一 天保十四卯年田畑仰訳反別石盛書上	壹冊
帳控		
四拾八	一 去辰七月割賦帳並初山二山割賦帳	三冊

六 村 政

四拾九	一 去辰諸不足繰出帳	壹冊
五十	一 天保三辰年同十一子年同十二丑年同十四卯年田畑荒地一筆限小前書上帳	八冊
	並同断起返取下小前書上帳共	
五拾壹	一 天保三辰年同十四卯年右同断耕地 繪図 鹿	貳枚
五拾貳	一 文政三辰年より年々ニ用田畑質地書	壹冊
入割印帳		
五拾三	一 年々貯夫食並添錢共御通貳冊 但下川邊則光	壹袋
五拾四	一 天保十四卯年御改革一件書物	壹袋
此記		
誰御代官所		
	何国何郡何村高反別小前帳案	壹冊
	田畑切添小前一筆限小前書上帳	壹冊
	美濃国加茂郡下川邊村高反別小前帳	壹冊
	畑田成一筆限小前書上帳	壹冊
	美濃国加茂郡下川邊村屋敷成小前帳	壹冊
	田畑切添地引絵図	壹冊
	田畑見取一筆限小前書上帳	三冊
	美濃国加茂郡下川邊村耕地跡畑仕訳	三枚

第二部 文書の部

五九八

絵図

御尋ニ付廉々取調書上帳

沓冊

諸色相場書上帳

沓冊

諸色明細書上帳

沓冊

村方諸入用付込帳

沓冊

当卯田方立毛仰訳御様合内見合毛

沓冊

附帳

当卯田方立毛仰訳書上帳

沓冊

御郡代様御直ニ被仰渡写

沓冊

正徳三巳年諸国御料所諸百姓え被

沓冊

仰渡候御書付写

五拾五
一当御陣屋引戻一件書物

沓袋

五拾六
一去辰御年貢米分帳

沓冊

五拾七
一去辰大夫銭割賦帳

沓冊

五拾八
一去辰小取替繰出帳

沓冊

右之通引渡申処相違無之候、依て改御受取可被成候以上

弘化二年巳五月五日

庄屋
藤左衛門印

当番庄屋

喜右衛門殿

当番立会中

二六三 御林山取締役御達申上書

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説)

弘化四年(一八四七)の御林山役に関するものである。旗本大嶋氏より、この職務を任命されたことに對する謝意と、家名の身上書を記述したものである。

乍恐以書付御達奉申上候

濃州加茂郡下川邊村

木下喜右衛門

(嶋)

右は今般大甲斐守様御林山根廻り、御料所村々より右御林山、向後御取締役被為仰附、難有仕合ニ奉存候、元来私し儀、古来より代々右村ニ永続、庄屋役等相勤メ罷在候処、宝永年中之頃御家御預り所之砌より、引続庄屋役数代相勤候ものニ御座候、猶今般右御林山御

取締役、御領内立入方等被為仰附候段、私しハ不及申
先租代々等迄、冥加至極難有仕合奉存候、依之心付書
留恐多クハ御座候得共、此段御達奉申上候以上

弘化四年未六月

中川邊

御役所

下川邊村

木下喜右衛門^印

二六四 庄屋役引渡願書

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文久元年(一八六一)の庄屋役に関するものである。役職譲渡のさい、役人の来所などにより日時が遅延し、それが紛争の原因となった。そのため役所へ願書を提出したものである。

乍恐以書付御歎願奉申上候

先般喜右衛門庄屋役織部え引渡方被仰付、右ニ付九月
廿五日同人え引渡可申処、右御日限御検見先為御伺、

六 村 政

村役人中被罷出旁以延引仕、同日夕方織部方え及沙汰
候処、同人義不快之由被申越候ニ付、尚亦織部方え行
渡、与次右衛門・喜助組頭一同相談之上、為請取方被
罷出候間其砌相渡遣申候、然ル処相手方ニおいてハ、
喜右衛門勤存中諸帳面不残並、小請取端書ニ至迄一時
ニ相渡可申様、大勢ニて村役人中並親類之ものえ、嚴
敷被申聞候間迷惑仕、然ル処喜右衛門大病ニて、忝官
兵衛儀も十方ニ暮当惑仕候得共、取急キ右之由遣申聞
セ、追々相分り候丈帳面為引渡得共、猶亦嚴敷被申聞
村方納リニも相来不申、誠ニ以親類一同心配仕候内、
最早当月十日御届之御日限ニも相違奉恐入候間、此段
御届ケ奉申上候、尤喜右衛門大病之義ニ御座候得は、
万一死後ニ至り跡方相続人え如何躰申掛り候義も難
斗、左候ては親類一同実ニ以歎ケ敷儀ニ奉存候、恐多
候儀ニハ御座候得共、格別之御慈悲を以同人方立行候
様、御賢察被成下置度只管御歎願奉申上候已上

文久元酉年十月

加茂郡下川邊村

喜右衛門親類筋

同

喜 四 郎

龜 三 郎

五九九

笠松

御役所

同

又右衛門

前書御願奉申上候間奥印仕候以上

右村年寄

与次右衛門

百姓代

喜助

二六五 庄屋役引戻連名願書

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説)

文久元年(一八六一)の庄屋役引き渡し文書で、史料二六四に関連したものである。いったん治まりかけた庄屋役などの譲渡について、一部の者の行動から、再び紛争の原因となった。そのため、以前の状態に戻すことを、連名で役所へ嘆願したものである。

乍恐御願奉申上候御事

御支配所下川邊村之内

上組小前惣代

長藏

同断

半兵衛

一 当八月村方之内、小前惣代西組小三郎・又三郎より村役人相手取、御願筋奉申上候儀、私共組内えも度々進メ参り候得とも、私共ニおいてハ村役人え、故障之筋合無御座候、尤喜右衛門方之儀ハ、先前より代々庄屋被仰付引続相勤、殊ニ郡中割元まで相勤候ほどの古き家株ニ御座候、諸事何事ニよらず下方取廻し行届候、村内不実意之者えハ情々心得方申付、猶又村方困窮之者え度々手当ても有之、取続候者も多分御座候、然ル処御百姓おろそか我まま仕度者は、勝手あしくより事を工ミ、此度之始末も右ゆへと乍恐奉存候、一体私共上組之儀は、懸昧之者共斗ニ御座候得は、御役所様え御苦勞奉掛ケ候儀は恐入、相互ニ睦間敷農行専一ニ奉存候得共、右小三郎・又三郎之人物、平日家業至て不精之者ニ御座候、尤上組之内小三郎伯父官右衛門と申者、平日氣分身勝テ之儀ニ付、是又喜右衛門より折々異見被差加候得共、一向氣分不立直候処、すでない小三郎昨年十二月、

村中之紙草世話仕、草代金先方より受取置、村方銘々
え少しも相渡し不申、右代金いづ方えか持参仕、差
支ニ及ばせ候より、度々さいそく仕候処、やどニ不
居合其上伯父官右衛門ト相談之上、不当之取斗仕村
中より掛合候処、両人にて何分申張り候間、追々掛
合候得共不筋之取斗、致置候上は何とも一言之無申
訳、以来之ため詫書一札差出した春より相頼候ゆへ、
村方一同用赦仕置候処、又候此度小三郎並伯父官右
衛門と申合、諸入相進メ御役所様も不恐欠込為致置、
村方にては官右衛門欠廻り、腰押仕ていよき表向ニ
て種々為入組候始末、兎角官右衛門気分悪敷者と組
合一同奉存候、然ル処先達ても気合立直り候迄、納
り方織部ニ当庄屋被仰付、右は一旦納り方之儀と相
心得、御受奉願上候得共一向取納メも不申、九月廿
六日引渡し之節も、小三郎・又三郎頭取仕、大勢喜
右衛門方へ相越し候、始末がら誠ニ法外之儀ニ奉存
候、其上年寄・百姓代を無体ニ申込、右両人大新仕、
喜右衛門病中ゆえ話かけ、郡中之内組合惣代中之異
見申口も聞入不申、利ふじん申張り候ほどの人物ニ
御座候間、万事右にて御賢察奉願上候、御役所様え

御苦勞奉掛候儀は、何とも恐入候儀と相心得、是迄
差控候得共新庄屋、並年寄役・百姓代役をないかし
ろニ致し、何事も官右衛門と申合、右工ミ仕候ほど
の者ゆへ、此後おもわざる難だい申懸、人々為困候
ては第一、私共懸昧不都束ニ御座候故、弥心配仕候
間恐多く儀ニは奉存候得共、何とぞ下川邊村之儀ハ
是迄之通、喜右衛門帰役差配被仰付下置候ハハ、私
共一同難有安心之上長く相続可仕候、且又外組之内
ニも同人差配受度、同意之者も御座候得共、組違之
儀ニ付不取敢、私共斗不得止事此段奉歎願候、何と
ぞ被為聞分御賢察之上、御慈悲を以幾重ニも、喜右
衛門差配相成候様被仰付下置候ハハ、重々難有仕合
奉存候、依之乍恐私共一同連印書付を以奉願上候以
上

文久元年酉十一月

小前

加茂郡下川邊村上組

源 六印

喜四郎印

金 六印

左左衛門印

喜 七印

藤左衛門印

又右衛門印

太 七印

久 藏印

長次郎印

助左衛門印

孫右衛門印

庄次郎 印	常右衛門 印	新右衛門 印
藤藏 印	平三郎 印	宇右衛門 印
庄七 印	文之助 印	治左衛門 印
与七 印	佐助 印	

右惣代

半兵衛印

同断

長藏印

笠松

御役所

二六六 庄屋役引渡書状

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説)

文久元年(一八六一)の庄屋役に関するものである。前記史料に関連したもので、役職引き渡しの際の当事者が、取り調べを受けることとなり、そのため役所へ書状を提出し、取り調べの猶予を願ったものである。收拾策と思われる。

乍恐以書付奉願上候

加茂郡下川邊村小前惣代又三郎・小三郎より、庄屋喜右衛門え相掛り候一件御吟味中之処、喜右衛門儀は人氣折合候迄休番庄屋被仰付、跡役村方相談之上織部え庄屋役人奉願上、然ル処右喜右衛門方書類織部へ引渡日限、去ル九月廿五日と相定、先般御日延御猶予奉願上、一同帰村仕罷在候処、右日限ニは村役人共無扨御用向差添へ、引渡方延引相成候より、小前惣代又三郎・小三郎其外之もの共、同廿六日喜右衛門屋敷外迄罷越候処、年寄与次右衛門・百姓代喜助より書類引渡延引相成候段、穩順ニ申余之儀ニて、右小前之もの共一同帰宅仕候儀之処、右始末喜右衛門親類共より訴上候ニ付、今般被召出嚴敷御糺請重々奉恐入、此度御吟味被仰候様相成候ては、如何体成行可申も難斗、心得違之段先非後悔仕一同奉恐入候間、何卒格別之以御慈悲此度之儀は、御吟味是迄ニて御赦免被成下置候様、村役人両御宿其外一同連印を以、御慈悲之御沙汰幾重ニも奉願上候以上

文久元酉年十二月

加茂郡下川邊村

小前惣代

又三郎

笠松
御役所

前書之通御頼申候処相違無御座候以上

下川邊村小前惣代

又三郎
小三郎

休番庄屋喜右衛門病氣二付
小三郎
百姓代
年寄
与次右衛門
庄織屋部
宿木屋
傳右衛門
龜源四郎

二六七 村役人選定願

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文久二年(一八六二)の村役人に関するものである。年寄役選定について、上組一同が連名で役所へ願書を提出したもので、父子相伝の村役である。

乍恐以書付奉願上候

加茂郡下川邊村上組之儀、今般組内相談之上年寄役之儀、喜右衛門伴官兵衛之為相勤度、尤右之もの勤役中万一御年貢米金等引負仕候ハハ、組弁ニ仕聊以御上様え、御苦勞ケ間敷儀御願申上間敷候間、何卒右願之通御聞濟被成下置候様、一同連印を以此段奉願上候以上
文久二戌年八月

加茂郡下川邊村上組百姓

平三郎印	庄次郎印	新右衛門印
常右衛門印	長藏印	藤藏印
庄七郎印	与七郎印	治左衛門印
藤左衛門印	佐助印	半兵衛印
久藏印	又右衛門印	太七郎印
栄助印	六兵衛印	九兵衛印
林吉印	奎左衛門印	五郎八印
喜七郎印	金六郎印	喜四郎印
源六郎印	武助印	七右衛門印
半右衛門印	龜三郎印	七兵衛印

年寄願人
右村百姓代
喜助印

年寄見習 繁三郎印
庄 与次右衛門印
笠松 御役所

二六八 村役人選定記録類

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

〔解説〕 文久二年（一八六二）の村役人などに関するものである。村方三役である庄屋役・年寄役・百姓代の役職就任についての書類であるが、下川辺村は上組と東西組から成り立っていて、種々混雜も起こり、その度に談合をして決めた経緯が記載されている。また末尾の一通は改印届であり、いずれも、これらの届け出を記録したものである。

乍恐書付を以奉願上候

加茂郡下川邊村東西組之儀、今般組内相談之上、年寄役傳右衛門・百姓代小三郎右兩人え為相勤度、尤右之

者共勤役中万々一、御年貢米金等引負仕候は組弁三仕、聊御上様え御苦勞ケ間敷義御願申上間敷、何卒右願之通御聞濟被成下置候様、一同連印を以此段奉願上候以上

文久二戌年八月

加茂郡下川邊村東西組百姓

次郎作印	次平印	次郎兵衛印
七郎兵衛印	〇〇印	〇〇印
織部印	織之助印	善藏印
貢印	次郎右衛門印	貞助印
清兵衛印	伊三右衛門印	源兵衛印
長四郎印	傳左衛門印	九藏印
長作印	平八印	弥右衛門印
近右衛門印	久吉印	孫七印
喜兵衛印	又三郎印	五郎平印
伊助印	忠次郎印	嘉右衛門印
喜三郎印	平右衛門印	又助印
久右衛門印	清四郎印	林左衛門印
茂吉印	庄右衛門印	利右衛門印
惣三郎印	市右衛門印	勇右衛門印

浅右衛門印 惣 助印 賂 助印
新 助印 三 藏印 太兵衛印
助右衛門印 孫右衛門印 長次郎印
官右衛門印 庄 作印 百姓代願 小三郎印

笠松
御役所

年寄役願 傳右衛門印
右村百姓代 喜助印
年寄見習 繁三郎印
年寄 与次右衛門印

差上申一札之事

私共村方之義居合不宜、内輪所之混雜罷在候処、庄屋役織部儀老衰ニ付、今般退役之義村方へ申出候ニ付、諸役相談之上御願可申上と、一同談合候得共、行違不行届無拠其段奉願上候処、御糺之上御見様中左之通、可相心得旨被仰渡候

一上組ニて年寄役耆人、東西組ニて年寄役耆人相立、御年貢金村入用共、取立方は幾日より幾日迄は、何組之分取立と日限相極觸置、其組年寄役之者庄屋役

方へ罷出、立会之上取立いたし、右金銭は庄屋役相預り請払可致事

但御年貢米郷藏ニおいてハ請取候も、本文同様可相心得事

一差定候村入用は先規引付之通ニ付、其度々評議ニは不及候得共、臨時入用は立会百姓一同評議いたし、其度々取極候義ニて、一村一躰ニ付組限ニ不拘村役人不残、並当番組頭高持百姓罷出評議可致事

但当番組頭之義上組ニて式人、東西組ニて式人相立可申、且万端何事ニよらず、庄屋方ニて評議可致事

一神事祭礼ニ付一村のものとも打揃参詣、又は於神米御神酒を開候節、一時ニ相成候ては混雜可致ニ付、組合は当年は昼前上組、昼後東西組、翌年は昼前東西組、昼後上組より隔番ニ年限順を定置、其組年寄役之者組付、小前一同参詣可致、尤庄屋役之者ハ上組東西組ニ不拘、参詣之度ニ可罷出事

但雨乞等ニて一村之者一同罷出候節も、本文ニ準し可申事

一宗門帳其外差出候帳面類、都て是迄之通り一帳ニ可

第二部 文書の部

致は勿論にて、何組等と認候義は不相成、上組東西組と組分之姿ニ相聞候得共、右は気合相整候迄治り方、御見様中下方限御仕法之義ニ付、其段相心得決して心得違致間敷事

一村方溜池之義早魃之節、雨乞いたし候ても水不足之節、用水手当として冬水より囲有之由之处、当夏中右水路之栓両三度拔出用水相洩、其上右栓何し欵紛失不見当由にて、其度ニ新規ニ打直し候趣にて、畢竟村方不取締より出来候義と相聞候得共、用水之義は其年作柄ニ相拘不容易義ニ付、御取調可相成之处風聞迄之義ニ付、以来村役人共ニおいて急度取締相立、万一右様之義有之候は、早々訴上村内ニおいても尽吟味可致事

一御用村用都て何事ニよらず庄屋役え申聞、差函請不相決義は評議可致事

右之趣銘々無違失相守可申旨、被仰渡之趣承知奉畏候、依之年々立会組頭当番名前書、並組限名前書共別紙式通相添、御受印形差上申処如件

文久二戌年八月

加茂郡下川邊村百姓

次郎	作印	次	平印	次郎	兵衛印
小三	郎印	七郎	兵衛印	孫左衛門	印
吉	藏印	傳左衛門	印	織	部印
織之	助印	善	藏印		貢印
次郎	右衛門印	億	助印	清兵	衛印
伊三	右衛門印	源兵	衛印	長四	郎印
傳左衛門	印	九	藏印	長	作印
平	八印	孫右衛門	印	近右衛門	印
久	吉印	孫	七印	喜兵	衛印
又三	郎印	五郎	平印	伊	助印
忠次	郎印	嘉右衛門	印	喜三	郎印
平右衛門	印	又	助印	久右衛門	印
清四	郎印	林左衛門	印	茂	吉印
庄右衛門	印	利右衛門	印	惣三	郎印
市右衛門	印	勇右衛門	印	浅右衛門	印
惣	助印	賂	助印	新	助印
三	藏印	太兵	衛印	助左衛門	印
孫右衛門	印	長次	郎印	官右衛門	印
庄	作印	平三	郎印	藤	藏印
常右衛門	印	新右衛門	印	庄	七印

次左衛門印 喜 七印 藤左衛門印
佐助印 半兵衛印 六兵衛印

久藏印 又右衛門印 永助印

五郎八印 九兵衛印 長藏印

林吉印 金六印 奎左衛門印

常七印 喜四郎印 源六印

庄次郎印 与七印 七右衛門印

龜三郎印 七兵衛印 半右衛門印

武助印

右村百姓代

喜助印

年寄見習

繁三郎印

年寄

与次右衛門印

休番庄屋

喜右衛門印

笠松

御役所

乍恐以書付奉願上候

加茂郡下川邊村与次右衛門義、是迄年寄役相勤来候処、
今般村内相談之上、同人え庄屋役御願奉申上度、尤右
之者勤役中、万一御年貢米金等引負仕候は、村弁二仕
聊以御上様え御苦勞ケ間敷義、御願申上間敷候間、何

卒前書願之趣御聞濟被成下置候様、一同連印を以此段
奉願上候以上

文久二戌年八月

加茂郡下川邊村百姓

壺

小三郎印

孫左衛門印

次郎兵衛印

傳右衛門印

七三郎兵衛印

次平印

吉藏印

織之助印

善藏印

武

次郎右衛門印

貢印

億助印

清兵衛印

伊三右衛門印

傳左衛門印

源兵衛印

九藏印

長作印

又三郎印

弥右衛門印

近右衛門印

平八印

三

長四郎印

又助印

喜三郎印

久吉印

喜兵衛印

忠次郎印

孫七印

喜兵衛印

忠次郎印

四

伊助印

嘉右衛門印

林左衛門印

平右衛門印

茂吉印

清四郎印

久右衛門印

庄右衛門印

利右衛門印

五郎平印

市右衛門印	惣三郎印	新助印	五
三藏印	勇右衛門印	浅右衛門印	路
惣助印	惣助印	助左衛門印	太兵衛印
長次郎印	官右衛門印	廣林寺印	六
庄作印	織部印	新右衛門印	平三郎印
常右衛門印	長藏印	藤藏印	七
庄七印	次左衛門印	藤左衛門印	与七印
佐助印	半兵衛印	久藏印	八
又右衛門印	永助印	六兵衛印	太七印
九兵衛印	林吉印	奎左衛門印	九
五郎八印	金六印	喜四郎印	喜七印
源六印	武助印	七右衛門印	半右衛門印
河内印	龜三郎印	七兵衛印	

右村年寄退役

笠松
御役所

乍恐以書付奉願上候

今般庄屋織部義退役奉願上候ニ付、若年之私え年寄役被仰付下置、重々難有仕合冥加至極ニ奉存候、然ル処親喜右衛門義昨年来より病氣勝ニて罷在、家事取締等私え打任候ニ付、私万事行届不申且又、奉申上候共恐入候得共、内輪甚不行届種々心痛仕罷在候、仕合之折柄折角御慈悲ニ被仰付下置候儀も、何卒格別之御憐愍を以、当村之处右御免被成下置候様奉願上候、前頭御召出之上御手厚ニ被仰付下置候段、重々難有奉存候、然ル上は早速御受奉申上へく各々御座候得共、昨今病氣勝ニ付難相認、勝手ヶ間敷此段重々奉恐入候、何卒前書之次第厚御賢察被成下、御聞濟被下置候様奉願上候以上

庄屋預
与次右衛門印
百姓代
喜助印
年寄見習
繁三郎印
休番庄屋
喜右衛門印

文久二戌年八月

笠松
御役所

下川邊村
官兵衛印

乍恐以書付奉願上候

印鑑印

加茂郡下川邊村
官兵衛

右は印形文字難相分ニ付、此度改印御願奉申上度、何卒右願之通御聞濟被成下置候様、連印を以御願奉申上候以上

文久二戌年閏八月

加茂郡下川邊村

官兵衛印
右村百姓代
喜助印
年寄見習
繁三郎印
庄
与次右衛門印

笠松
御役所

六村政

IV 家格・身分

二六九 苗字帯刀許可願

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

〔解説〕 文化一三年（一八一六）の苗字帯刀願である。

医薬を家業としているが、江戸の医業元から苗字帯刀を許されている身分のため、その経緯を述べて、改めて許可を願ったものである。但し、村内ではそれを行使しないという。

乍恐以書付奉願上候

当御支配所

濃州加茂郡下川邊村

百姓医師
織部

一私儀高拾石余取持仕、代々当村百姓ニ御座候処、親織部代より引続外科本道医術相営ミ、御支配様御療

六〇九

治被仰付候節ハ、懸(ろう)陋之医案ヲ以奉調進候儀も有之、御代々以先格ヲ御目通りも被仰付、冥加至極難有仕合奉存候、私並倅右仲儀も年来医学修行仕候得共、辺鄙之儀ニ付難行届、去ル戌年出府之砌、其節之御支配柳原小兵衛様御役所より、御声懸り被成下置、半井大和守様御門人ニ罷成候処、都て右御門之儀ハ仕来にて、御同家より苗字帯刀被差免候儀にて、私儀も以来同様可相心得旨被申渡、御定紋付御自服拜領仕道中絵府等被相渡、尤其節之御支配当御役所様えも、大和守様より右之趣御文通も有之候由承知仕、帰村之上村役人親類組合等えも相嘶置候儀にて、其頃早速御支配当御役所様えも、村役人一同以書付身分之儀可奉願候処、折節御支配様御替被遊、笠松様御預り所より、此間も当御支配所ニ罷成、右様度々御引替之御中故、身分之儀奉申上候も如何と差控罷在、此節村役人其外親類組合ハ勿論、村内えも篤と相嘶、村高拘り候儀にて村用相談ハ勿論、百姓株ニ付候節ハ相用不申候得共、医業ニ付半井大和守様御門之趣相名乗罷出候節ハ、御同家より被差免候儀ニも御座候間、苗字帯刀相用候様仕度奉存候、前書之

通先御支配様於江戸ニ、御聞届御声懸りも被成下候儀ニ付、尚又御聞取被為置、右之趣御免被下置候様偏ニ奉願上候、一躰之儀ハ当村百姓にて、万事村役人之差凶受候儀ニ付、壁医道ニ付儀ニ候共、御役所様え奉対公事訴訟、御吟味筋にて罷出候節ハ、百姓一同と相心得罷在候儀勿論之儀ニ付、平日帯刀など仕候儀ハ相慎候儀ニ御座候、右心得方之儀ハ、先般於江戸ニ先御支配様えも奉申上置候故、村役人其外えも篤と相嘶、右之趣御聞取被為置被下置候様奉願上候以上

文化十三年子十月

濃州加茂郡下川邊村

百姓医師

織部印

下川邊

御役所

前書織部奉願上候通相違無御座候、全医道ニ付候節ニ限候儀ニ付、御公辺御吟味筋ハ勿論之儀、百姓株ニ拘り候儀、其外平日たり共百姓株にて相談等ニハ、決て相用不申候間、村内差障り之筋も無御座候、先御支配様於江戸ニ御聞済も被下置候儀ニ付、織部願之通被仰付被下置候様一同奉願上候、仍之奥印ヲ以此段奉願上

候以上

濃州加茂郡下川邊村

庄屋

官兵衛印

年寄

兵左衛門印

百姓代

傳右衛門印

右之趣御役所様え奉願上候ニ付、此度奥印相頼如斯御座候以上

本人

部印

同僚

仲

庄屋

官兵衛殿

二七〇 袴着用一札

○川辺町所蔵
(西村家文書)

(解説)

文政十一年(一八二八)の袴着用に関するものである。無断で袴を着用したため問題となったが、その後許可となったときの一札である。身分関係の厳しい時代で、服装についても規制があったことがうかがえる。

差出し申一札之事

一私義上下着用之儀ニ付、心得違有之及御差当候間、段々御頼申候処、以来何事ニよらず上下着用不苦候間、被仰付難有奉存候、右ニ付村方へ対シ威勝ケ間敷義無之様、相慎可申段被仰付奉畏候、為其差出申一札仍て如件

文政十一年子十二月

頼主

親類

五人組

平

作

定右衛門

藏

御庄屋

御組頭

衆中様

二七一 帯刀許可覚書

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説)

弘化四年(一八四七)の帯刀に関するものであ

る。林山取締役を命じ、そのため領内での帯刀を許したもので、大嶋氏より出された覚書である。

〔封書〕

覚書

下川邊村

割元庄屋

木下喜右衛門

其方儀身柄之者故、当方林山取締之儀ニ付、向後立入之儀相頼申候、依之当領内帯刀之儀は為勝手次第候

弘化四丁未年六月八日

後藤唯之丞⑨

大嶋友之丞⑨

二七二 帯刀免許覚書

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 安政三年（一八五六）の帯刀に関するものであ

る。大嶋氏領主の直筆で、大小の帯刀を先規に習って許したものである。財政面の多大の援助の見返りと思われる。

〔封書〕

覚書

先規之通永々大小令免許もの也

安政三辰年四月

帯刀

義直（花押）

矢嶋八左衛門へ

二七三 被服下賜覚書

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 年号不詳であるが被服に関するものである。紋付・袴を江戸表の大嶋氏から下賜されたもので、多分に財政援助が絡んだ布石と推定される。

〔封書〕

覚書

其方事家筋之者候故、江戸表え申上候処、今般御紋付
麻上下沓具被下置候間、頂載可有之候也

正月廿六日

大嶋三郎右衛門

羽瀧六郎右衛門

矢嶋八左衛門殿

〔封書〕

覚書

其方事今般御用金出精被差上御満足之御事ニ候、因茲
御召御羽織地沓端、被下置候様被仰付候之間、幾久敷
頂戴可有之候已上

四月十八日

大嶋三郎右衛門

羽瀧六郎右衛門

矢嶋八左衛門殿

二七四 被服地下賜覚書

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 年号不詳であるが被服に関するものである。御
用金を提出したことで、着物地が大嶋氏から下賜されたと
きの覚書である。

V 村方入組

二七五 川境並流木争論取曖書

○町内上川辺

上川辺区所蔵

(解説) 寛政元年(一七八九)の取曖書である。上川辺・下麻生両村で、川境・流木の取り扱いについて紛争が起り、仲介人によつて和談が成立したときの、太田陣屋あての和談書である。

取曖引合之事

- 一下麻生御湊上川邊村と境之義大水岸境
- 一船之儀ハ水ニ准シ最寄ニ取囲、綱株之儀ハ立木岩ニ至迄勝手次第ニ繫候事
- 一上川邊村より留木之儀ハ亀ヶ瀬下ニ限候事
- 一御用材諸材木薪ニ至迄御定之留賃相渡、諸木引取ハ

究之事

一懸り木之儀ハ上川邊村より手差不申事
一高河原松原之儀ハ以来上川邊村より彼は申間敷事
右之条々今般御湊内、懸り木並松原之儀上川邊村より及争論ニ、太田宿福田七郎右衛門・下川邊村喜右衛門両人之取扱ニて、ヶ条書之通双方え被申間致和談、後々ニ至迄両村申分無之内済仕候以上

寛政元酉四月

下麻生村

上組庄屋	伊左衛門印
同村同断	権左衛門印
同村下組庄屋	平左衛門印
同村頭百姓	佐右衛門印
同村同断	三左衛門印
同村船役	佐次右衛門印
同村船問屋	藤藏印
同村下組庄屋	長谷川久左衛門印
同村御役所附問屋	原六左衛門印
同村同断	井戸又右衛門印

太田
御陣屋

同村同断
佐藤四郎次郎印

与次右衛門控

二七六 流木争論訴状

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 文政四年(一八二一)の流木に関する争論である。かなり大きな杉の流木をめぐって、石神・中川辺両村が争ったもの。係留場所が石神村地内でありながら、無法な取り扱いをされ、その上話し合いにも応じないため、役所に訴えた文書である。

乍恐以書付御届ケ奉申上候

当八月六日飛驒川出水之節、石神村地内字水揚場と申所之内、馬乗と申岩上ニ凡長拾六間余、元口ニて差渡凡三尺五寸程之杉大材流寄候を、当村百姓久六・久右衛門・直七・又左衛門掛留置候处、大嶋肥前守様御知

六村政

行所中之番村藤藏・兵三郎・周助、右場所え参り石神村之者繫置候縄を、中之番村右藤藏外二人之者ほとき取り、中之番村より別段ニ縄を掛替候を、石神村久六外三人見付候ニ付、石神村地内ニて元より当村之者掛留置候を、何故右躰之取斗いたし候哉之段、直様対談及候得共強勢のみ申之候故、無拠石神村役人より中之番村庄屋才三郎・甚兵衛え掛合候处、右場所ハ中之番村地内ニて、材木之儀も同村之者掛留候儀之由申之、甚以迷惑至極仕候、依之再三申談候得共、中之番村地内ニて同村之者掛留候由申紛シ応対ニては、品々寄口論ニ可相成も難斗奉存候間、猶又文通を以掛合候得共、先方勝手之事のみ申越答之始末不相分、乍去隣村之義争論ニ相成候ては、氣之毒ニ奉存候間、流木御注進之義ハ暫見合置、数度懸合候得共何分不行届、附ては止事を不得右之始末も御訴申上候義ニ付、左候ては弥表立双方難儀仕候義ニて、且ハ先方心得ニも相成候義ニ付、念之為右之次第御支配様え御届奉申上候間、先方ニても其筋え申立候共、可然取斗候様是亦隣村之義ニ付、書状を以当月十六日差遣候得共、庄屋才三郎・甚兵衛受取不申、封之俣押返し取敢不申迷惑至極ニ奉存

候、右躰石神村地内え立入不束之取斗仕、殊更当村地内を中之番村地所之由申越候段、甚以難心得次第ニ奉存候、勿論右材木懸留場之義ハ、石神村地内ニ少も相違無御座候、石神村ニて掛留置候義ニ付、御見分被成下置、右材木ハ木主え引渡候様被仰付度奉存候、依之此段書付を以御届ケ奉申上候以上

文政四巳年八月

加茂郡石神村

百姓代

又右衛門 印

年寄

源太郎 印

同断

藤助 印

庄屋

源右衛門 印

同断

長十郎 印

下川邊

御役所

二七七 流木争論取暖一札

○町内石神

石神区所蔵

〔解説〕 文政四年（一八二一）の流木に関するもので、史料二七六の取暖書である。中川辺・石神両村の紛争を、四か村の仲介によつて解決したもので、中川辺村役人から石神村役人あての一札である。

取暖内済証文之事

当巳八月七日飛驒川出水ニ付、大材流通り候を石神村之者駄付、飛（カギ）鎰打掛候得共水上ニては水勢強留兼候ニ付、漸々追かけ及手越掛留候处、中之番村と論合ニ相成難治り、最早御公訴ニも可相成候处、左候ては材木留賃ハ不申及多分入用相掛り、両村共往々難洪之義ニ付、双方御支配御地頭御役人衆御内意を以、木野村重右衛門・関村源四郎取暖被仰付候ニ付、右兩人並下川邊村官兵衛・栃井村茂左衛門・得右衛門一同立入取暖候、趣意ハ右掛留候材木、並双方憤之处暖人貫請、材木之義ハ木主え引渡、留賃之義ハ木主より凡金三両余受取之、暖中郷宿飯料諸雑用ニ引払、其余之分ハ暖人了簡を以、双方え引渡可申旨取斗、以来出水流木之節は是迄出来之場所之外、双方混雜不致候様、御役所様より急度被仰付候ニ付、双方無申分熟談納得内済仕

文政四巳十月廿五日

百姓代番村

組
利頭原
兵 兵
衛 衛
印 印

同
源 兵衛印
断 兵衛印
行 兵衛印

市郎右衛門同斷印

同
德左衛門
原断
三郎
印

同
彦断源
兵 三
衛 郎
印 印

庄
甚屋彦
兵 兵
衛 衛
印 印

同
才断甚
三 兵
郎 律
印 印

重右衛門印

同重
源断右
四衛
郎門
印目

官 兵 衛
同 斷 印

茂左衛門印

得右衛門同断印

石神村主

庄屋

孫右衛門殿

六
村
政

同断

年寄

同
与断

百姓代

又右衛門殿

源
太
郎
殿

藤助殿

長十郎殿

二七八

白山権現社出入和談一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説)

弘化四年（一八四七）の出入和談書である。原

因が明確でないが、宮守と一部の者の間に出入があつて、役所へ出願前に村役人が仲介となつて解決したもの。今後の白山社の取り扱いについて、村人一同が連名で取り決めた一札である。

(表紙)

白山出入

濟口証文連印写

濟口証文連印之事

村内白山権現社之儀ニ付、宮守善藏一家、織部・貢より村方之ものえ相掛、彼是差入組既ニ出願ニも可相成之处、庄屋所ニおいて惣方え異見被差加有之候处、白山宮起立之儀ハ古棟札之通願主惣右衛門ニて、地所は御検地之節御見検地ニ相成候由明細帳ニ有之、其後享保十三年古宮寄進之もの有之、建直し候節惣氏子と棟札書改候得共、社内竹木之余力を以宮守善藏方ニて、宮修復祭礼等引請来候处、追々同人及困窮竹木等も立枯相成候ニ付、以来祭礼之節神酒之義は惣氏子より相帰、湯立之義は先規之通宮守善藏方よりいたし、同人一家よりも以後助力之上、祭礼等は迄仕来之通執行、宮修復之儀は寄付之もの有之節、御役所え願之上御差図可受舌^(善)ニて、双方無申分和談いたし候ニ付、神事祭礼興行之節之ため一同連印一札依て如件

弘化四年未九月廿四日

小三郎	治郎兵衛	傳右衛門
七郎兵衛	孫右衛門	治平
吉藏	織右衛門	折之助
善藏	億助	治郎右衛門
源右衛門	長作	九藏
源兵衛	武助	喜助
伊三右衛門	清兵衛	傳左衛門
長四郎	孫七	平八
弥右衛門	進右衛門	久吉
喜兵衛	伊助	忠次郎
七右衛門	嘉右衛門	半右衛門
久右衛門	茂吉	平右衛門
茂兵衛	清四郎	九郎右衛門
甚三郎	庄右衛門	市右衛門
善右衛門	利右衛門	与七
仁右衛門	三藏	新助

加茂郡下川邊村

本織部印
同断貢印

此より相手

治郎作印

林右衛門 浅右衛門 七兵衛
 惣助 惣三郎 勇右衛門
 多兵衛 五郎平 半助
 藤右衛門 平三郎 新右衛門
 常右衛門 庄治郎 宇右衛門
 孫右衛門 浅治 助左衛門
 幸右衛門 庄七 藤藏
 河内 治右衛門 佐助
 佐五平 半兵衛 文之助
 長治郎 多七 又右衛門
 久藏 栄助 六兵衛
 五郎八 九兵衛 林吉
 正作 左右衛門 金六
 賢吾 源六 喜六

前書之通取調候処相違無之ニ付、奥書いたし改置候以
 上

庄屋 喜右衛門印
 同断 藤左衛門印
 年寄 与治右衛門印
 百姓代 弥助印

二七九 年貢米上納賃錢紛争訴状

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所藏

(解説) 安政五年(一八五八)の年貢上納諸経費に關するものである。上納にさいしての経費について、村役人と村人との間に確執が起こり、村役が不当の要求として役所に解決を訴えたものである。

覺

当御役所御年貢米村方百姓共より、年々御上納申上候、米壹俵ニ付四斗入御払ニ相成候分、附払賃錢之儀壹駄ニ付貳百文ツツ相掛り、庄屋所において御年貢勘定之砌、前年之分右米相納候もの共へ相掛り、勘定仕立申候、往古より之仕来りニ御座候処、右附払之儀先年より八兵衛・甚左衛門・才三郎三人之斗りニは相懸り不申、古来より仕来ニ御座候処、一昨辰年村方者難渋申立、右附払一同ニ順ニ相掛呉候様、以中人相願候ニ付、先規より之仕来今更相改候も如何とハ奉存候得共、達て

難渋申立相頼候、尤種々訳柄も御座候ニ付、任其意以來相掛り可申約定ニ取極メ申候、然処此節右附払賃錢先年より之分、元利共勘定仕出金致し候様難題申掛ケ、左候も無之候ハハ、村方一統押掛ケ受取可申様理不尽申立、元来私共義ハ生得□弱無口之性分を見込、法外之儀申何共迷惑難渋之至リニ御座候、乍去右附払賃錢差出之筋ハ決て難仕奉存候、且御年貢米之儀ハ、元々より私共酒造米ニ買取候年柄も有之、其外御下シ米夫錢米等多分御座候ニ付、小前方御定メ賃錢より相増候年柄は、御座有間敷と奉存候、此段村方庄屋共え御尋ニ相成候得ハ、明白相分候儀と奉存候、此旨御憐察被成下、何レニも穩ニ相治候様奉願上候以上

安政五年十一月

西村才三郎⑨

矢嶋甚左衛門⑨

矢嶋八兵衛⑨

御役所

二八〇 付払金錢支払紛争訴状

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 安政五年（一八五八）の付払金に関するもので、史料二七九に関連するものである。村役人と村人との紛争に對し、仲介人を依頼してある程度の妥協をはかったが収拾できず、村役人が役所に訴えたものである。

乍恐以口上書御歎願奉申上候

一此度村方附払一条一同混雜仕候ニ付、村役人中より御内届ケ申上候処、厚以思召熟済仕候様、村役人共え被仰渡奉畏候、依て下川邊村喜右衛門・栃井村友右衛門村役より相頼立入、双方え行渡被申候得共、行届不申破談ニ相成、其旨又々御内届申上候処、何分ニて下済仕候旨、以村役人下方一同え被仰渡、猶又私共へも情々御利解被仰付、重々奉恐入候、乍去右附払之義ハ、以別紙奉申上候通り古来より之仕来御座候て、私共思以之存候事ニも無之、今更金子差出

安政五年十一月

西村才三郎^①

矢嶋八兵衛^②

御役所

二八一年貢米足錢支払熟談一札(一)

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 安政五年(一八五八)のもので、前記史料に關

連した熟談書である。太田宿の村役人まで巻き込んだ紛争で、最終的には当事者の中川辺村役人が妥協し、多額の足錢を支払って解決したときの村人側の一札である。

為取替申熟済証文之事

一 今般当村矢嶋八兵衛殿・西村才三郎殿兩人、数年来御年貢米足錢持高之分不被差出候ニ付、小前より彼是申立候処、往古より仕来候趣於矢嶋・西村被申立、差入組罷在候処於内輪熟済不行届破談相成、小前一

し候筋合ハ無御座義と愚考仕候得共、御時節柄御上様御手数ニ相成候段奉恐入、且村方へおいても穀高難渋之時節ニ候得は勘弁仕、兩人ニて金百両差遣可申旨御請申上候間、右之趣村役人中え御申渡御座候処、先達て喜右衛門・友右衛門取暖候砌、金百五拾両ニて内済仕候間、下方へ利解申候間、百両ニては迎も先方相治り不申、村役人ニても申渡しかたき段申上候、右ニ付最初喜右衛門・友右衛門取暖通り、金百五拾両差出し候段、猶又嚴敷御利解被仰付奉恐入候、最初喜右衛門・友右衛門より金子之数ハ一切承り不申、当節承存外之義甚迷惑仕候得共、前条奉申上候次第、御上様御手数ニ相成候義、何分ニも奉恐入候、依之金百五拾両差遣可申候、右ニて下済仕候様御手厚ニ御利解之段奉申上候、見越之儀ニハ御座候へ共、万々一先方不行届節ハ、此上之致方無御座候間、此段御憐察被成下破談ニ相成候ハハ、別紙願面之趣御糺之程奉願上候、先方之もの共ハ私共不弁柔弱を見込、多人数押掛直相对仕候等と理不尽申掛、何共迷惑難渋千万ニ奉存候、幾重ニも御上様ニて御利非御糺之程奉願上候以上

統より笠松御陣屋え出願之積にて、多人数太田宿迄被参候処、同宿ニおいてハ助郷村之儀ニ付、問屋福田義三郎殿・福田七郎右衛門殿罷出被差留、理非御聞訂相成候之处、双方互ニ申条之廉々は有之候得共、是は取扱人え貰請右足錢勘定合之儀は、打消為助成金貳百六拾両也、矢嶋・西村御兩人より今般出金いたし貰、小前一統え慥ニ受取以来双方無申分熟済相整申候、就ては右両家を相手取御年貢米足錢之儀ニ付、以来彼是入組ケ間敷儀申間敷、勿論矢嶋八兵衛殿・西村才三郎殿おいても、当時御役柄之儀ニ付、若後日小前へ対し右一条ニ付、重て難渋迷惑之筋為致間敷候、依て後日違約為無之、為取替申熟済証文一札如件

安政五年十一月

中之番村

天王町組惣代

彦右衛門 印

大北組惣代

重藏 印

六兵衛 印

横町組惣代

孫六 印

助藏 印

矢嶋八兵衛殿

矢嶋甚左衛門殿

西村才三郎殿

前書之通拙者共立入取扱候処相違無之、依て奥印致候以上

上中町組惣代
甚右衛門 印

市郎右衛門 印

下中町組惣代
萬助 印

源助 印

下町組惣代
安兵衛 印

伊右衛門 印

源三郎 印

忠藏 印

組頭惣代
彦兵衛 印

孫平 印

嘉平 印

庄
喜右衛門 印

弥平 印

文三郎 印

下川邊村

木下喜右衛門 印

二八二年貢米足錢支払熟談一札(二)

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 安政五年(一八五八)のもので、前記史料に対して村役人が差し出した熟談一札である。

為取替申熟済証文之事

一 今般拙者共両人数年来御年貢米足錢、持高之分不差出候ニ付、小前より彼是申立候処、往古より仕来之處申立差入組罷在候処、於内輪ニ熟済不行届破談相成、小前一統より笠松御陣屋へ出願之積ニて、多人數太田宿迄被參候之處、同宿ニおいてハ助郷村之儀ニ付、問屋福田義三郎殿・福田七郎右衛門殿罷出被差留、理非御聞訂相成候跡、双方互ニ申条之廉々は有之候得共、是ハ取扱両人へ貫請、右足錢勘定合之儀は打消、為助成金貳百六拾兩也、拙者共両人より今般出金いたし、村方一統へ慥ニ相渡、以来双方へ無申分熟済相整申候、就ては向後彼是差入組ケ間敷

六 村 政

義有之間敷、勿論拙者共おいても役柄之義ニ付、村方へ対し右一条ニ付、迷惑之筋致間敷候、依て後日違約為無之為取替申熟済証文一札如件

安政五年十二月

西村才三郎 印
矢嶋甚左衛門 印
矢嶋八兵衛 印

庄屋 文三郎殿
弥平殿
組頭 惣代 喜右衛門殿
嘉平殿
孫 彦右衛門殿
天王町惣代 重藏殿
大北組惣代 六兵衛殿
孫 六殿
横町組惣代 助藏殿
上中町組惣代 基右衛門殿
市郎右衛門殿

六二三

第二部 文書の部

萬 助殿

下中町組惣代

源 助殿

安 兵衛殿

下町組惣代

伊右衛門殿

源 三郎殿

忠 藏殿

彦 兵衛殿

前書之通拙者共立入取扱候処相違無之、依て奥印致候以上

太田宿問屋

福田義三郎

福田七郎右衛門

二八三 付払金錢熟談上納金

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説)

万延元年(一八六〇)のもので、前記史料に關連がある。村役人との確執が一応解決したが、この上は上部機関の役所の取り調べが及ばないよう、上納金を納付し

て未然に防止をはかった願書である。

一 昨午年十一月御出役之砌、村方駄付払之儀ニ付、彼是差入組候一件御調へニ付別紙奉申上候、右駄付払之義は、私共古来より相掛り不申仕来ニ御座候処、村方小前之者共申合、宝曆年中より此方之付払賃錢、元利倍之積立凡千両余り有之候由、当時ニ差出可申等と法外之儀申掛候ニ付、私共儀は先年より之仕来り候間、勘定仕差出候事難相成旨申節候処、彼は申混雜ニ付下川邊村喜右衛門立入取喰申、下方之者共私共始役方迄も家作打崩候趣可致風聞、其上美濃御郡代笠松御役所え御願申上候旨申、惣人数太田宿迄被罷越候処、同宿役人共取押へ、猶又当方村役人共も追々欠付差留置、種々利解申聞則太田宿福田義三郎・福田七郎右衛門・下川邊村喜右衛門三人立入、取喰内済和熟仕候、右始末之儀は別紙済口書面之写奉差上候間、右ニて御承知可被成下候、然処此度右付払賃錢、先年より之分御取調被仰付候ニ付、是又別紙ニ取調奉差上候、此上江戸表え御呼下御調ニ相成候ては、遠路之処甚々迷惑難洩至極ニ付、種々御

歎願申上候処御聞濟被成下、当方ニて御調向御濟し
被成下、重々難有仕合奉存候、右ニ付為御礼金子拾
両上納仕候、可然様御執成奉願上候以上

万延元年申十一月

矢嶋八兵衛印

御出役助川善司様江戸表御持参ニ相成候

大嶋友之丞様

助川善司様

二八四 御尋に対する回答一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文久元年(一八六一)の回答文一札である。一部の村人が村役を差しおいて、笠松役所へ出願したための釈明書で、組としては常に十分に話し合いを行っており、今回のようなことは一部の者のしわざであるとある。そのため連名での回答となっている。

御尋ニ付差出申一札之事

此度村方小前之内より、村役人衆中へ対し申分有之由
ニて、御上様え出願仕度趣等申立候ニ付、笠松郷宿傳
右衛門殿より急飛脚被差越、昨五日朝百姓代喜助殿、
並七郎兵衛殿御越、郷宿傳右衛門殿一同申談、御異見
被成下候得共、其俣捨置被下候段申聞、更ニ引取方不
致承引已ニ出願ニ及ひ候趣、右ニ付出会之上銘々え其
段為御聞被下、村中五人組一同承知仕候処、右罷出候
小三郎外五人之者共と相談之上、一体仕候哉又ハ其内
組頭たり共存不申哉之段、銘々え御尋有之候得共、一
切私共より相談相加り、出願筋承腹仕候ものハ無御座
候、尤五人組中ニおいて、年々立会役会之者五人宛差
出し置候て、村勘定並村事入用向等、是迄相談之上取
斗有之候間、難心得儀等有之節ハ、其時々立会之者よ
り御尋可為申筈、猶又当村是迄之規格ニ御取斗有之ニ
おいてハ、聊無申分儀と相心得申候、縦ひ難心得義等
有之候共、村方ニて得と辞談之上不成可は、御上様え
出願等之儀ハ難仕義ニ有之处、公役出願ニ罷出候者共
心得方之儀ハ、左之五人組中ニおいてハ少も難心得義
と存候、然ルニ付私共組下之者之内、以来彼是申出候

もの有之候ハハ、相談之上当役衆中へ晰合仕り、其上不成候ハハ出願等決して不為仕儀ニ御座候、右心得方御尋ニ付、一同立会相談之上連印を以、此段相答申候処少も相違無御座候仍て如件

文久元酉年八月六日

下川邊村五人組頭

七郎兵衛印

次郎作印

貢印

善藏印

与平代
傳右衛門印

武助印

平右衛門印

喜助印

半右衛門印

喜兵衛印

龜三郎印

惣助印

七右衛門印

平三郎印

又右衛門印

五郎八印

喜四郎印

官右衛門代

孫右衛門印

織部印

庄屋

喜右衛門殿

年寄

与治右衛門殿

二八五 村役人不信任訴状

○町内下川辺

木下喜作氏所藏

(解説)

文久元年(一八六一)の庄屋不信任の訴状である。庄屋役の肩書を利用して独断なことが多く、用水の利
用、村入用金の使用、帯刀などを箇条書きにして、村人一同連名で役所へ訴えたものである。村役人と村人との対立である。

乍恐以書付奉願上候

加茂郡下川邊小前三拾九人、惣代又三郎・小三郎・太

兵衛奉申上候、私共村方庄屋喜右衛門義、先年飛州御出張御支配之節は、割元大庄屋様と号し横行致、村内は勿論外村々迄、小事をも大事ニ企て済儀も容易ニ不相濟、年来為及迷惑終ニは雜費ニと引倒、小前一同

(ザン) 纔窮ニ陥り、当御支配ニ相成候ても已前同様、殊ニ

は同人忝勘兵衛と申者、部屋住ニ乍在万事ニ先立、小前方えは村役之勢を以様々申威し、小前之者共は蠅虫同様ニ相心得高慢相募、平生自用ニ罷出候得は馬上ニ跨り通行いたし、乍恐百姓ニ不似合風義不相成段、度々御触も有之奉対御上様え奉恐入候儀と奉存候、右躰之次第ニて喜右衛門差配請居候ては、往々可及潰は脇前実以歎ケ敷御座候間、ケ条を以左ニ奉申上候

一弘化二巳より去申年迄、御割附拝見仕候迄御年貢取立の夫錢帳共披見仕度候間、此段被仰付候様奉願上候

一当夏照統田畑旱魃いたし、用水引取方役威を以、喜右衛門所持之田面えは勝手ニ水配仕、小前御田地黒干・白干ニ相成候ても用水不為引取、右は喜右衛門忝人ニて御年貢御上納致呉候哉、左も無御座候得は無甲乙用水為引取呉候、半ては御收納難相勤極々難

洪仕候、何故自尽ニ用水引取候哉、此段御吟味奉願上候

一当夏照統田畑旱魃仕百姓難儀仕候ニ付、格別之御仁恵を以為雨乞、多度山黒幣写御渡被成下、組合枋井村宮森え、村々小前一同参詣可仕旨喜右衛門より相触、尚引続相触候は枋井村えは参詣不相成、七月三日未明村方社内え御神移有之候間、同日早朝参詣可致と之事ニて、則刻限不違小前一同罷出候处、村役人参詣不相濟内は小前参詣難相成段申聞、右早朝より昼頃迄宮中ニ為待置、漸々昼後喜右衛門忝勘兵衛清服ニて、片箱を為持立流ニ供方召連、引続外村役人共参詣相濟、夫より小前共参詣仕候儀ニ御座候、御大切之雨乞すら右之通之為体ニ付、此後役威を以如何様之儀仕出し候も難斗、此段御賢察奉願上候

一喜右衛門儀去申年中御出張御支配御願申上旨、申立内存ニは御陣屋留主居番仕度心組ニて、村方え申掠右雜用金三拾両余出金為致候、此段御吟味奉願上候

一五ヶ年已前と覚、八幡宮境内之桧材売払代金取込罷在候、御糺之上出金被仰付候様奉願上候

一喜右衛門儀大嶋様御家来之由ニて帯刀致、就中村方

第二部 文書の部

ニ葬式有之候節は、寺案内仕其時々帯刀いたし、右
始末御糺明奉願上候

前ヶ条之通、喜右衛門並同人伴官兵衛追々増長仕、不
都合之廉々同人御召出之上、嚴重御糺明被成下置候様
仕度、此上同人勤役仕居候ては、前書奉申上候通小前
之者共、可及潰より外無御座歎ヶ敷御座候間、何卒御
慈悲を以退役被仰付被下置度、乍併彼是差拒候儀も御
座候ハハ、小前三拾九人之者共ハ同人差配は不及申、
御年貢其外諸御上納之品、向後右喜右衛門えは得差出
不申候間、直御上納被仰付候様奉願上候
右口上は一同安穩ニ御百姓相続可仕と、重々難有仕合
奉存候、余は御尋之節乍恐口上ニて可奉申上候已上

文久元酉年八月

孫 七 久 吉 加茂郡下川邊村
利右衛門 孫左衛門 伊三右衛門
治郎兵衛 治 平 清 四 郎 作
織之助 吉 藏 億 助
九 藏 長 作 清 兵 衛
傳左衛門 源 兵 衛 平 八

六二八

長 四 郎 治郎右衛門 喜 三 郎
又 助 忠 次 郎 伊 助
林左衛門 五 郎 平 茂 吉
市右衛門 庄右衛門 惣 三 郎
浅右衛門 砧 助 新 助
甚 藏 久右衛門 藤左衛門

右三拾九人惣代

又 三 郎

小 三 郎

太 兵 衛

笠松

御役所

二八六 村役人紛争熟談一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説)

文久二年(一八六二)の熟談一札である。史料
二八五に関連するもので、役所の取り調べも延引するため、
双方にて話し合いの解決を指示され、了解したとの一札で

ある。

(表紙)

留書

差出申一札之事

去酉年八月より喜右衛門相手取、小前方三拾九人之者共より笠松御役所え御訴詔奉申上候一件、既ニ昨冬於笠松ニ郷宿当人より下済、和熟取暖被申候处、少々行違之筋立之内済不相届破談ニ相成候处、最早年内余日無之一先帰村被仰付、当春早々一同御呼出御取調御座候旨被仰渡一同帰村仕候、然处再応之御呼出之上、事柄一々御吟味銘々罷成候ては、御上様御手数ニも相成奉恐入、猶亦惣方共此上雑用雜費相懸、難渋之段被及御聞御立入被下内済、和熟仕候様精々御利解被仰聞候ニ付、一同承伏納得仕惣方共申分無之、向後相互ニ睦間敷申談可申候、依之笠松表ニて昨冬取暖之趣意之通熟済可仕候、為念下内済差入申一札依て如件

文久二戌年正月

治平 治郎作 治郎兵衛

六村政

孫左衛門	吉藏	久吉
治郎右衛門	又助	孫七
伊助	五郎平	久右衛門
茂吉	新助	甚藏
浅右衛門	清兵衛	源兵衛
九藏	長四郎	億助
喜三郎	忠次郎	林左衛門
清四郎	利右衛門	市右衛門
惣三郎	庄右衛門	太兵衛
砧助	傳左衛門	平八
長作	織之助	藤左衛門
伊三右衛門		

矢嶋甚九郎様

前書之通熟談相整候ニ付奥印仕候以上

庄屋 有元 織部
年寄 嶺川与次右衛門
百姓代 桜井喜助

三拾九人惣氏
同 又三郎
小三郎

六二九

二八七 村役人紛争熟談書

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文久二年(一八六二)の熟談書である。前記史料の役所の指示により、庄屋役の書類などを調査し、その結果を箇条書きで報告したものである。すべては庄屋役の休職という收拾策で解決をはかり、村内の関係を表面に出ないよう配慮されている。

乍恐以書付奉願上候

加茂郡下川邊村小前三拾九人、惣代又三郎・小三郎より同村庄屋喜右衛門え相掛候一件、双方被召出御糺中之处、喜右衛門儀人氣折合候迄休番仰付、当番織部え庄屋役人奉願上、右一条双方被召出、喜右衛門煩ニ付代倅官兵衛より仕成、証拠書類奉入御覽候より、村役人両郷宿立会調方可仕様被仰付奉畏、一同立会書類篤と取調仕候处、廉々明白相分り聊故障申分無御座、則左ニ奉申上候

一 神明社木売払代金之儀遣払明白相分候事
一 八幡宮枯木売払代金之儀、右修復延引中預り金当番庄屋え差送候事
一 愛宕山林木売払代金之儀、遣払明白相分候事
一 かしの木一件之儀は、川下ヶ之節川手形差出懸り合無之事
一 頼母子講金一条之儀、遣払明白相分候事
一 郷藏敷地之内元地之場所え作物仕付候ては、米拵等之節一同迷惑いたし候ニ付、以来相止可申事
一 弘化二巳年より村方諸入用帳、十七ヶ年より郷宿立入

附、当番庄屋え引渡目録書之外、勤役中諸帳面喜右衛門方え相戻し可申事

前書之通納得熟談相整、偏ニ御慈悲御威光故と難有仕合奉存候、右一件ニ付重て御願筋申分毛頭無御座、以来相互ニ睦間敷致合可申候、依て先般奉差上候願面、御差下被成下置候様、一同連印を以奉願上候以上
文久二戌年正月

加茂郡下川邊村

小前三拾九人惣代

又三郎印

笠松
御役所

同村休番庄屋

喜右衛門煩二付代

官兵衛印

郷宿木屋

龜

傳右衛門印

屋

源四郎印

小三郎印

VI 村方諸事

二八八 郷蔵普請仕様帳

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

〔解説〕 宝暦十一年（一七六一）の下川辺村郷蔵普請帳

である。蔵の大きさ、材料の大小明細から必要人員の総人数まで、こと細かく記載し、役所へ届けたものである。村の年貢米が収納できる相当大きな蔵であった。

〔表紙〕

宝暦十一年

美濃国加茂郡下川邊村

郷蔵継普請仕様帳

巳九月

下川邊村

庄屋控帳

一 郷藏継足普請壺ヶ所

美濃国加茂郡

下川邊村

桁行四間

但シ梁式間

軒九尺

此坪拾貳坪

但シ壺坪ニ付、御粗三拾貳俵詰之積

七坪壺合

当已御囲粗式百廿八俵詰置候積り

内

四坪九合

是迄有来り候郷藏手狭ニ御座候所ニ、

去辰年御囲粗詰置候故、当已御膳粗

御年貢取納場所ニ仕候積り

右仕様

根伐

松木拾本

但シ長九尺五寸
目通貳尺五寸廻り

本柱

根伐

松木八本

但シ長九尺五寸
目通貳尺廻り

間柱

根伐

松木六本

但シ長貳間壺尺
目通三尺廻り

両平桁二通中
桁壺通

是ハ桁行四間壺通ニ式本継之積り

根伐

松木拾七本

但シ長貳間壺尺
目通壺尺八寸廻り

梁木

是ハ桁延四間之所壺尺五寸間ニメ拾七通之積り

根伐

松木貳本

但シ長貳間
目通四尺廻り

板木

是ハ挽立五分板式拾四枚ニ仕候積り

板木末木

松木貳本

但シ長貳間壺尺
目通貳尺五寸廻り

横木拾貳挺

根伐

松木四本

但シ長貳間
目通三尺廻り

下根太木

柱末木

松木八本

但シ長貳間
目通壺尺八寸廻り

上根太木

是ハ土附下根太木之上ニ壺尺五寸間ニ壺本宛之積

り

桁下根太木末木

松木拾本

但シ長九尺
目通壺尺八寸廻り

合掌五組

竹百四拾四本

但シ目通三寸廻り

笠木舞

是ハ桁行四間両平三尺間ニ笠木舞九本宛之積り

竹百八本

但目通三寸廻り

横木舞

是ハ軒高九尺式拾七通り之積り

竹百本

但目通六寸廻り

垂木□

是ハ桁行四間両平垂木竹五寸間ニメ積り

竹式拾本

但目通七寸廻り

屋中□

是ハ片平ニ五通宛両平拾通之積り

竹六拾本

但シ目通五寸廻り

屋根□

是ハ六ッ割ニメ両平之分積り

繩式拾四束

但シ壺抱
式拾尋

萱百式拾八束 但シ五尺繩ニメ

是ハ屋根坪両平分拾六坪壹坪ニ付、萱八束宛之積
り

大工三拾六人

木挽三拾六人

葺師拾貳人

人足百貳拾人

右寄

合松木六拾七本 但シ長四間より九尺迄
目通四尺より壹尺八寸廻り迄

此根伐四拾七本

合竹四百三拾貳本

但シ目通七寸より三寸廻り迄

右は美濃国加茂郡下川邊村、当已御囲柵置候積り、有
来り郷藏壹ヶ所継足普請仕、書面之通ニ御座候以上

已九月

美濃国加茂郡下川邊村庄屋

喜 年 六 印

寄 次 郎 印

長 代 印

百 姓 与次右衛門 印

与次右衛門 印

下川邊

御役所

六 村 政

二八九 雨乞花馬役覚帳

○町内福島

福島区所蔵

〔解説〕 天明五年（一七八五）の雨乞い行事のさいの役
割帳である。降雨を祈願しての行事で、先払い・笛・太鼓・
馬・はやし方などの役があつた。

（表紙）

天明五年

福島村

雨乞花馬諸事役覚帳
掛り合

已六月十八日ニ済

覚

一先払貳人

佐藏・半十

但はかま付

一村役人貳人

宮吉・諸七

但上下

一たいこ

丈八

- 一 笛 清次郎・新吉
一 笛すけ 宮次郎・吉藏・傳藏
一 つつみ 宮吉・乙次郎
一 大たいこ 和七
一 式人たいこ持 亀松・常八
一 神馬 林藏・甚三郎・常八・傳十
一 花馬 谷平・幸助・半九郎・源藏
一 馬付世話 吉兵衛・四郎右衛門・藤次郎・平左衛門・忠六・圓三郎・半六
一 羽織にてつえ 清右衛門・豐藏・伊右衛門・彦兵衛
付 権右衛門代・新藏・茂十郎・九兵衛
政藏・倉藏
一 はやし方 嘉吉・宇吉・倉吉・斧次郎・和田八
宮吉・条次・佐郡治・弥藏・林吉・瀧藏・幸八
一 加茂明神様 弥吉・類助・利八・武兵衛・只右衛門・治兵衛・金右衛門・力助
諸事掛合

二九〇 郷藏建替諸色覚帳

○町内下川辺

木下喜作氏所藏

〔解説〕 文化一三年（一八一六）の郷藏建替覚帳である。蔵が破損したので、入札形式で建替するもので、九三年ぶりとある。材料の明細から古材の売却の記載もある。

（表紙）

文化十三年

郷藏建替諸色覚帳

子八月

下川邊村
庄屋

官兵衛

覚

当村郷藏建替之事、先郷藏正徳四千年大風ニ付吹潰候ニ付、建直シ候趣申伝ニ候、其節村役人庄屋太次右衛門・宗右衛門・八左衛門と梁指ニ書付有之候、然処当文化十三年迄年曆凡九拾三ヶ年ニ相成候ニ付、大破ニ相成候故村方一統相談之上、建替一色渡し方入札ニ

いたし候処、当村源六落札ニ相成候処、上川邊村七郎兵衛と申者引受、同閏八月ニ建申候、壁形候間当村九藏と申者相渡申候之、尤渡し方金子之訳末々認メ置之

文化十三子年八月

庄屋
官 兵 衛
年寄
兵四右衛門

一 垂木松式寸

一 平板

一 瓦さん

代金拾壹両銀拾三匁五分

当村
源 六

内渡

金貳両 八月四日渡

同三両 八月十日渡

同貳両 八月十九日渡

同貳分金 八月十日渡

同壹両 同十日渡

同貳分金 廿九日渡

同貳両壹分 九月四日渡

ノ拾壹両壹分

藏仕様之覚

六 村 政

一 蔵 長五間 梁式間 瓦下地 軒下九尺

一 土台栗 四寸 五寸 真角

一 柱 役柱栗五寸角 間柱杉四寸角

一 梁指式通り松四尺廻り

一 貫三通り

一 軒松 四寸 五寸 角

一 登り両妻式通り

一 棟木松 五寸 六寸

一 もや松四寸式通り

一 地形下地壁竹縄芝木共一色渡し方

壁毛ふせ通

代金壹両壹分

九 藏

源右衛門

内金三分 閏八月十日渡

金□□渡

一 土居葺板釘手間共

代金壹両壹分式朱

内金貳分 閏八月十一日渡

外ニ

銀壹匁八分四厘 七寸釘三本

当村
新右衛門

六三五

第二部 文書の部

六分四厘 六寸釘式本

三匁三分 五寸釘壹□半

貳匁貳分 三寸釘壹□半

壹匁貳分 作料半人

×九匁八厘

残て

壹匁壹分五分八厘

九月廿七日渡ス

川□ 庄七

一壁板長八尺三寸ニて両拾四間之開

戌代壹兩ニ

内貳分金 廿六日渡ス

一釘代

一手間料

都て十二日戻済

一大直し中ぬり上ぬり

代三兩三分銀壹匁

一瓦 曾兵衛

代五兩壹分

此訳

間留り 式本

大巴 式本

唐草 八拾枚

軒 四拾八枚

平 九百八拾枚

のし 貳百拾枚

かんふり 四拾貳枚

めんと 八拾四本

角三 四枚

一壹×三百三十七文

瓦屋雜用十五人分

一三分余

瓦駄ちん

×廿四兩三分余

古蔵売払 庄右衛門

代貳×五匁

古かや 助左衛門

代壹×貳拾八文

古小郷蔵 久 藏

代金貳分也

VII 財政

二九一 借用金子年賦返済証文

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 元文元年(一七三六)の金子証文である。村方
年貢代として借用した金子を、新たに年賦返済とするよう
願ったものである。そのため、下川辺・下麻生両村を請人
とした証文である。

年賦ニ御断申金子之事

合金貳拾五両也 但し文金也

右之金子は、当村方御年貢ニ前々借用仕候所ニ、近年
村方及困窮ニ利足相勤申儀難成候ニ付、何とぞ年賦ニ
御請取被下候様ニ、下川邊村太次右衛門殿・久七殿・
瀬右衛門殿・下麻生村弥助殿・兵藏殿相頼御頼申候得

六 村 政

は、願之通被成被下置忝奉存候、然上ハ当年より五ヶ
年ニ相済申筈ニ相極メ、則当年分五両唯今相渡シ申候、
残て貳拾両は来巳年より申年迄、左之通り相済可申候
一金五両 巳十一月十日前ニ相済可申候
一金五両 午十一月十日前ニ相済可申候
一金五両 未十一月十日前相済可申候
一金五両 申十一月十日前ニ相済可申候

ノ貳拾両

右之通り四ヶ年ニ無相違急度相済可申候、縦何様之儀
御座候共、於此金子ニハ村方割付相極メ置候上ハ、日
限少も御断申間敷候、勿論御地頭様代り、又ハ村方庄
屋組頭相替り候ても、四ヶ年之内此証文以判形之者、
急度相済可申候、為後日証文仍如件

元文元年辰十二月

加茂郡石神村庄屋かり主

同 治五右衛門
同 断 長 十 郎
年 寄 かり主
組 頭 かり主 新 左 衛 門
藤 助
惣 百 姓 代 角 兵 衛
同 断 孫 太 郎

六三七

同 断 文左衛門
同 断 源助

傳左衛門殿

右石神村御年貢ニ御借シ置被成候金子、前々より我々共奥判致置候処、此般年賦ニ御断申候得は、当年より五ヶ年之年賦ニ被成被遣、我々共御請負則当年分金五両相済申候、残て式拾両ハ来巳年より申年迄、四ヶ年之内毎年五両ツツ霜月十日前ニ、急度相済させ可申候、若何様之儀有之候共、我々共御請負申上ハ、右日限無相違急度相済させ可申候、為其仍如件

下川邊村

太次右衛門

同

久七

同

瀨野右衛門

下麻生村

兵藏

同

弥助

佐次右衛門殿分
一金拾八両貳分五ヶ年賦

金三両貳分拾貳匁辰ニ出ス

同 断 巳年出ス分

同 断 午出ス分

同 断 未出ス分

一金四拾両貳分拾四匁

同 断 申出ス分

金八両八匁八分辰出ス分

同 断 巳出ス分

同 断 午出ス分

同 断 未出ス分

同 断 申出ス分

二九二 年貢代上納取調願書

○町内石神

石神区所藏

(解説)

宝曆一二年(一七六二)の年貢代に関するものである。一部の村人の年貢代を村役三人が借用金で上納したが、今回村役交替の時期が来たので、返済方を、役所に願ったものである。

乍恐書付ヲ以奉願上候御事

一石神村去ル巳年御年貢諸役銀、小前百姓残金拾五六両も御座候所、段々才足申付候共、殊外こんきう

仕候村方ニ御座候ハハ、一向不埒ニ御座候故、御年貢石代金私共借り入仕候て、御公儀様え御上納仕候、当村庄屋役三人にて年番ニ相勤申候、当年御取箇前ニ役義相渡し申度候所、右巳年御年貢残り金小前不埒ニ御座候故、得相渡し不申候、何卒御勘弁之上小前百姓御吟味被遊、役銀殘金急ニ相勤申候様ニ、被為仰付被下置候ハハ難有奉存候以上

宝曆十二年午九月

加茂郡石神村庄屋

徳 十 郎

同 村 年 寄

又右衛門

同村百姓代

藤 助

笠松

御郡代所

二九三 貸付金返済証文

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 安永二年(一七七三)の貸付金に関するものである。村の入用金として拝借した金銭を、五か年賦で利息

六 村 政

ともども返済するもので、質地として田畑が提供してあり、村方三役の捺印もある証文である。

差上ヶ申証文之事

一金貳拾七両貳分

内

金拾貳両ト銀九匁九分五厘

同

拾五両壹分銀五匁五厘

上組

藤

助組 印

下組

長兵衛組 印

右ハ元御広敷御貸附金之内拝借奉願候処、金貳拾七両貳分去ル巳六月より来ル戌ノ六月迄、中年五ヶ年季拝借被仰付奉請取、利足之儀ハ年壹割之積りを以、利金年々上納仕、元金ハ来ル戌六月急度返上納可仕候、別帳質地之儀ハ水帳御引合、小前御改御吟味之上、所値段三割引ニ仕、元金壹倍之金高を以別紙之通、質地差上拝借仕候処仍て如件

安永二年巳六月

美濃国加茂郡石神村上組

金子拝借主

助 印

同 孫

徳 重 郎 印

同 断

又 三 郎 印

同 断

善 三 郎 印

六三九

二九四 花馬諸入用帳

下川邊
御役所

同村下組

金子拝借主

庄年
屋藤寄吉
助郎三
百姓代
三右衛門
印印印

○町内福島

福島区所蔵

(表紙)

天明五年

花馬諸入用覺帳

巳六月

L

（解説）天明五年（一七八五）の雨乞い行事のさいの諸
 入用帳で、史料二八九に関連したものである。道具類・米・
 酒・その他諸入用金のすべてを記録した入用帳である。

一 式 匁 七 分	い な 紙 三 丈
一 三 匁 四 分 二 厘	半 紙 式 束
一 七 分 五 厘	赤 紙 五 拾 枚
一 式 わ 七 分 九 里	直 し 三 丈
一 三 分 八 厘	ひ し や く 式 本
一 四 分 五 厘	同 小 五 本
一 式 わ 式 分 四 厘	し ぼ り 七 尺
一 九 匁	中 も ミ 壹 丈 式 尺
一 壹 匁 九 分 二 厘	紅 ち よ く 六 匁
一 四 分	茶 袋 壹 尺 六 寸
ノ 壹 分 九 匁 五 厘	

此錢壹ノ六百七十文

一五拾七文

六寸竹
三本

孫七

一十六文

けいこ竹
四寸式本

与平次

一三十式文

茶式百五十
外九十文遣ス

同人

一四拾文

青紙廿組

与平次

一四文

筆壹本

同人

一七文

糸一かけ
ふきぬき三入

同人

一貳拾文

赤数拾まい
追かけ紙

同人

一六十文

麻三十目
同又八わ出ス

孫七

一六拾六文

明神様え神酒
代割合出し

傳藏

一四文

縄壹わ

傳藏

薪拵入用

壹升三合五勺

一貳百三拾壹文

白米三升かゆに致し羽掛ヶ様迄遣ス

ス

一貳百文

たいこ持
貳人遣ス

亀松
常八

一拾貳文

佐郡治

乗くら入え箱直し

一百六拾六文

つゆかへ

大豆貳升
与平次取かへ

六月十七日 太次屋

一九百四拾五文

酒壹斗壹合

夫
六兵衛

六 村 政

六月十八日 追かけニ

夫

一四百貳拾壹文 酒四升五合

六兵衛

ノ貳ノ貳百九十五文 書上

四ノ八百五拾九文

銀ノ壹分九匁五厘

此錢貳ノ五百貳拾貳文

錢ノ貳貫貳百七拾七文

一口ノ四貫七百九拾九文入用

二九五 御用金貸付願

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 文化八年(一八一二)の貸付願書である。村方

入用のため、役所へ多額の借用金を依頼したもので、短期間の借用期限からして、収納米を勘案してのもの。その使途は、恐らく領主大嶋氏への費用と推定される。

乍恐以書付奉願上候

六四一

一 大嶋兵庫知行所拝領高四千七百石、内美濃国加茂郡川邊村高八百四拾八石九斗五升八合六勺、收納米四百拾七石五斗四升三勺九才之内、米貳百八拾石書上引当を以右村無抛要用ニ付、当御役所御用金之内貳百両、村方え御貸附御座候様仕度奉願候、尤返納之義ハ、来ル廿日限無相違急度返納可仕候、何卒願之通御貸下ヶ被仰付被下置候ハハ、難有仕合奉存候以上

文化八末年十二月

大嶋兵庫知行所

美濃国加茂郡川邊村
庄屋拝借人 甚兵衛
拝借人親類 平右衛門
庄屋代 八左衛門
年寄 才三郎
組頭 徳左衛門
百姓代 利兵衛

山田
御奉行所

二九六 御用金拝借並引当米証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 文化九年（一八一二）の拝借金証文である。村

入用金として奉行所から借用したもので、引当米を書き上げて提出した証文である。なお、大嶋氏家臣の添え書きが添付してあるが、恐らく前記領主の入用金と推定される。

〔表紙〕

文化九年

御用金拝借証文

申正月 高四千七百石

大嶋兵庫知行所

美濃国加茂郡川邊村

拝借人庄屋

甚兵衛

御用金拝借証文

一金貳百両

但利足年壹割

右ハ村方無抛要用ニ付、当御役所御用金之内御貸付奉

願、書面之通拝借仕候処相違無御座候、依之為引当収
納米貳百八拾石、別紙之通書入置拝借仕候上ハ、来ル
十二月廿日限三元利金取揃、無遲滞急度返納可仕候、
若又御日限返納方等閑之義御座候ハハ、拝借人は勿論
加判之者共、一同如何様之御咎ニも可被仰付候、為後
日連印証文差上申所仍て如件

文化九申年正月

大嶋兵庫知行所

美濃国加茂郡川邊村

百姓代 利兵衛 印
組頭 德左衛門 印
年寄 才三郎 印
拝借人親類 平右衛門 印
庄屋代 八左衛門 印
庄屋拝借人 甚兵衛 印

山田
御奉行所

拝借金引当米書上

一 高八百四拾八石九斗五升八合六勺

此反別七拾六町五反九畝貳拾貳步六厘

六 村 政

収納米四百拾七石五斗四升三勺九才 定免納辻
内米貳百八拾石 拝借引当米

此俵七百俵

四斗貳升入

右ハ此度御用金貳百両拝借仕候ニ付、為引当収納米前
書之通書上候間、此段地頭所え相届村方反別収納米、
為御突合当村御水帳、並ニ皆済目錄差出候処、御改相
済御貸附拝借仕候上ハ、万一水旱損御座候ハハ、拝借
人ハ不及申、親類並ニ加判之者共持地相払、代金を以
返納仕、聊御用御差支無之様取斗ひ可申候、為後日拝
借金引当証文仍て如件

文化九申年正月

大嶋兵庫知行所

美濃国加茂郡川邊村

百姓代 利兵衛 印
組頭 德左衛門 印
年寄 才三郎 印
拝借人親類 平右衛門 印
庄屋代 八左衛門 印
庄屋拝借人 甚兵衛 印

山田
御奉行所

六四三

前書大嶋兵庫知行所濃州加茂郡川邊村名前之者、今般御用金貳百兩収納米引当を以拝借仕、証文差上候通相違無御座候、然ル上ハ以来如何様之儀有之候共、御定日限通聊無遅滞返納急度申付置候、依之奥印仕候以上

申正月

大嶋兵庫内
大嶋三郎右衛門印

二九七 村入用金借用証

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文化一二年(一八一五)の村入用金借用証である。年貢上納に充当したもので、庄屋が借り主となって立て替え払いしたものである。

借用申金子之事

一金拾五両は

元金也

右は当亥村入用金ニ差詰り申ニ付、如此慥ニ借用仕御年貢御上納申処実正也、利足之義ハ元金に相加へ、来

子七月限りニ急度御返済可申候、若元利之内少ニても滞り候ハ所持田畑売、金子を以無相違返済可申候、為後日仍て如件

文化十二亥十二月

石神村かり主庄屋

孫右衛門印
受 人 又右衛門印
年 寄 源太郎印
下川邊村受人割元 官兵衛印

下川邊

林藏殿

二九八 御用金拝借並引当米証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 文化一四年(一八一七)の拝借金証文である。村入用金として奉行所から借用したものである。これの引当米を書き上げ提出しているが、大嶋氏家臣の添え書きもあり、領主の入用金と推定される。

(表紙)

文化十四丁丑年

御用金拝借証文

正月 高四千七百石

大嶋肥前守知行所

美濃国加茂郡川邊村

拝借人庄屋

甚兵衛

御用金拝借証文

一金貳百兩

但利足年壹割

右は村方無拋要用ニ付、当御役所御用金之内御貸附奉願、書面之通拝借仕候処相違無御座候、依之為引当収納米貳百八拾石、別紙之通書入置拝借仕候上は、来ル十二月十日限元利金取揃、無遲滯急度返済可仕候、若又日限返納方等閑之儀御座候ハハ、拝借人は勿論加判之者共、一同如何様之御咎ニも可被仰付候、為後日連印証文差上申処仍て如件

文化十四丁丑年正月

大嶋肥前守知行所

美濃国加茂郡川邊村

百姓代

利兵衛印

六村政

組頭

德左衛門印

年寄

才三郎印

拝借人親類

平右衛門印

拝借人庄屋

甚兵衛印

山田

御奉行所

拝借金引当米書上

一高八百四拾八石九斗五升八合六勺

美濃国加茂郡

川邊村

此反別七拾六町五反九畝貳拾貳步六厘

収納米四百拾七石五斗四升三勺九才 定免納辻

内米貳百八拾石

拝借金引当米

此俵数七百俵

四斗式升入

四斗納

右は此度御用金貳百兩拝借仕候ニ付、為引当収納米前書之通書上候間、此段地頭所え相届村方反別収納米為御突合、当村御水帳並皆済目録差出候処、御改相済御貸附拝借仕候上は、万一水旱損御座候ハハ、拝借人並加判之者は不及申、村方持地相払代金を以返納仕、聊御用御差支無之様取斗可申候、為後日拝借金当証文仍

六四五

て如件

文化十四丁丑年正月

大嶋肥前守知行所

美濃国加茂郡川邊村

百姓代

利兵衛印

組頭

徳左衛門印

年寄

才三郎印

拝借人親類

平右衛門印

拝借人庄屋

甚兵衛印

山田

御奉行所

前書大嶋肥前守知行所、美濃国加茂郡川邊村名前之者、
今般御用金貳百兩収納米引当を以、拝借仕証文差上候
通相違無御座候、然上は以来如何様之義有之候共、御
定日限通聊無遅滞返納急度申付置候、依之奥印仕候以
上

丑之正月

大嶋肥前守内

大嶋三郎右衛門印

「当年迄矢嶋六左衛門・矢嶋仁左衛門奥印仕候処、
此度大嶋三郎右衛門義、江戸表より帰役ニ付、
奥印仕候、仍て此段奉申上候」

二九九 御用金借用証文一札

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所藏

〔解説〕 文政二年（一八一九）の御用金に関するもので
ある。既に借用している村御用金について、期限後さらに
延長借用を申し出、そのさいの添証文を依頼したものであ
る。

奉差上一札

大嶋肥前守知行所濃州加茂郡川邊村当御役所、御用金
貳百兩御口入を以、先達てより拝借仕罷在候、右御金
一ヶ年限にて元利皆上納之儀、一同承知仕罷在候、此
節御利納持参仕、改元金拝借仕度罷出候処、松本助之
丞殿御家御大借、其上数口御用金御取次にて、彼是御
借財相嵩御家難相立候ニ付、御絶家ニ可相成段、依之
御用金添証文御調印難被成候ニ付、其段陣屋役人中並
村方え先達て御文通有之、猶又右為御駈合御人被差立
候趣ニ付、来年拝借之添証文御調印難相成旨被仰聞候

処、私国元出立之砌右之次第、承知不仕候て此度承り、何共当惑之至ニ御座候、一体被仰聞候趣御尤承知仕候得共、差掛り候儀ニて何共取斗難相成、依之来辰年七八月迄ニ御皆納仕候欵、又は御地頭村方御師職え相頼、添証文印形相調引替候様、精々取斗可仕候間、夫迄之処御調印被下候様御頼申上候処、御承知被下添奉存候、前文之趣歸村之上、役人並判人共え委細可申聞候、万一七八月延引仕候共、来ル十二月ニ至てハ無相違取斗可申候、仍為後日一札如件

文政二己卯年十二月

大嶋肥前守知行所

美濃国加茂郡川邊村

庄屋甚兵衛代

甚左衛門印

松本助之丞殿

御親類御衆中

三〇〇 御用金拝借並引当米証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

六村政

〔解説〕

文政五年（一八二二）の拝借金証文である。村入用金として奉行所から借用したもので、これの引当米も書き上げて提出している。それに大嶋氏家臣の添え書きもあつて、領主の入用金に充当したものと推定される。

〔表紙〕

文政五壬午年

御用金拝借証文

正月 高四千七百石

大嶋肥前守知行所

美濃国加茂郡川邊村

拝借人庄屋

甚兵衛

御用金拝借証文

一金貳百両

但利足年壹割

右は村方無拠要用ニ付、当御役所御用金之内御貸附奉願、書面之通拝借仕候処相違無御座候、依之為引当収納米貳百八拾石、別紙之通書入置拝借仕候上は、来ル十二月十日限元利金取揃、無遅滞急度返納可仕候、若又御日限返納方等閑之義御座候ハハ、拝借人は勿論加判之者共、一同如何様之御咎ニも可被仰付候、為後日

六四七

連印証文差上申処仍て如件

文政五壬午年正月

大嶋肥前守知行所

美濃国加茂郡川邊村

百姓代

組頭

利兵衛

年寄

才三郎

拝借人親類

平右衛門

拝借人庄屋

甚兵衛

山田

御奉行所

拝借金引当米書上

一 高八百四拾八石九斗五升八合六勺

美濃国加茂郡

川邊村

此反別七拾六町五反九畝貳拾貳步六厘

収納米四百拾七石五斗四升三勺九才 定免納辻

内米貳百八拾石

拝借金引当米

此俵数七百俵

四斗貳升入

四斗納

右は此度御用金貳百兩拝借仕候ニ付、為引当収納米前

書之通書上候間、此段地頭所え相届村方反別収納米為御突合、当村御水帳並皆済目録差上候処、御改相済御貸附拝借仕上は、万一水旱損御座候ハハ、拝借人並加判之者は不及申、村方持地相払代金を以返納仕、聊御用御差支無之様取斗可申候、為後日拝借金引当証文仍て如件

文政五壬午年正月

大嶋肥前守知行所

美濃国加茂郡川邊村

百姓代

組頭

利兵衛

年寄

才三郎

拝借人親類

平右衛門

拝借人庄屋

甚兵衛

山田

御奉行所

前書大嶋肥前守知行所、美濃国加茂郡川邊村名前之者、今般御用金貳百兩収納米引当を以、拝借仕証文差上候通相違無御座候、然上は以来如何様之儀有之候とも、御定日限通聊無遅滞返納急度申付置候、依之奥印仕候以上

午之正月

大嶋肥前守内
大嶋三郎右衛門^印

三〇一 御貸付金並質地証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所藏

(解説) 文政五年(一八二二)の貸付金に関する証文である。村入用金として借用したもので、各個人の田地を質地とし、かなり厳しい条件で役所から貸付を仰いでいる。そして、大嶋氏家臣が連名でその保証をしている。

(表紙)

文政五年

御貸附金拝借質地証文

午十二月

大嶋左衛門知行所
濃州加茂郡
川邊中之番村

六 村 政

御貸附金質地証文之事

大嶋左衛門知行所

濃州加茂郡川邊中之番村

一金百兩也

此質地壹町四反五畝貳拾歩

年壹割利来未より亥迄五ヶ年済、元金之内壹ヶ年

金貳拾兩宛返納、其年之残元金三応し利金相添、

但

毎年十一月廿日限相納返納皆済之節、年々之御請

取手形を以此証文引替可申事

内訳	地主
字金古久	彦兵衛
上田貳反拾九歩	同
字三反田	同
上田壹反四畝三歩	同
字安道	同
上田壹反歩	同
字二ノ井	同
上壹反九畝四歩	同
字大北前	同
上田九畝歩	同
字洲原橋	同
中田壹反拾五歩	同
字三反田	同
中田八畝廿四歩	同
字城うら	同
中田七畝歩	同

六四九

字嶋西

一 中田壹反壹畝步

字嶋西

一 中田壹反壹畝步

字町裏

一下田六畝五步

二同
一所
口

一下田八畝拾步

字小庵

一下田壹反步

同同同地同
同同源甚主甚同
三兵兵
人 人 郎 衛 衛

右之寄

上田七反式畝式拾六步

石盛壺石四斗

此高拾石式斗壺合三勺

但村方質入値段壹反二付
金拾貳兩之積

此金八拾七兩壹分卜永百九拾文

中田四反八畝九步

石盛壹石三斗

此高六石貳斗七升九合

但村方質入値段壹反二付
金拾兩之積

此金四拾八兩壹分卜永五拾文

下田弐反四畝拾五步

石盛壺石式斗

此高式石九斗四升

但村方質入値段壹反二付
金八両之積

此金拾九兩貳分卜永百文

反別合壹町四反五畝貳拾步

此高拾九石四斗貳升三勺

此金百五拾五兩壹分卜永九拾文

但シ拝借金三割増之積

右は宿駅御手当東海道六ヶ宿・中仙道六ヶ宿・美濃路
々ヶ宿より宿方並助郷助成、並寄持金年々割利の方、
御貸附金之内書面之金子、質地差出拝借仕処実正ニ御
座候、尤当時相用候村方反別帳面之通、字反別位附仕
拝借金三割増之地所、差上候処相違無御座候、勿論右
田地何方えも質物書入等仕候儀無御座候、若年限中荒
地變地等相成候ハハ、質地引替差上可申候、尤返納之
儀は前書之通、元金五ヶ年ニ割合返納之積、其年々残
元金ニ応し利金相添、毎年十一月廿日限無相違急度上
納可仕候、太切之御貸附金ニ付水旱損、其外如何様之
儀御座候共、御日限通無相違相納可申候、尤御用ニ付
元金不時御取立御座候ハハ、何時成共其節迄之利足相
添、聊無遲滞返上納可仕候、万一相滞候ハハ質地御取
上御払被仰付候共、又は地所村方え引請相払候共、元
利御金高都合仕急度上納可仕候、然上は右拝借年限中、
此質地証文御取用被下置、返納皆済之節年々之御請取
手形ヲ以御引替可被下候、依之御貸附拝借質地証文差
上申候如件

文政五年十二月

大嶋左衛門知行所

地主

彦兵衛

孫市

八兵衛

平右衛門

甚兵衛

三郎

利兵衛

市郎右衛門

才三郎

御役所

六
村
政

大嶋三郎右衛門印

矢嶋仁右衛門印

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

文政五年（一八二三）の貸付金に関する証文で

ある。川辺・栃井両村の借用金として、各個人の田地を質
地としたものであるが、大嶋氏家臣が連名で保証人となっ
ている。

中田四反八畝九步

石盛老石三斗

此高六石貳斗七升九合

但村方質入値段老反二

付金拾兩之積

此金四拾八兩貳分ト永五拾文

下田貳反四畝拾五步

石盛老石貳斗

此高貳石九斗四升

但村方質入値段老反二

付金八兩之積

此金拾九兩貳分ト永百文

反別合老町四反五畝廿步

此高拾九石四斗貳升三勺

此金百五拾五兩老分ト永九拾文

但シ拝借金三割増之積

栃井村

字小嶋
一上田老反貳畝步

地主
源右衛門 印

同所
一上田九畝步

同
人 印

同所
一上田老反老畝貳拾步

同
磯右衛門 印

字水口
一上田老反六畝步

同
友三郎 印

字的場
一上田老反貳畝老步

同
磯右衛門 印

字石居
一上田老反拾七步

地主
友三郎 印

字岩兼
一中田老反貳畝拾貳步

同
人 印

同所
一中田老反貳畝拾貳步

同
人 印

字針田
一中田老反步

同
磯右衛門 印

字石居南
一中田老反步

同
源右衛門 印

同所
一中田七畝步

同
磯右衛門 印

字石居南
一下田老反老畝步

同
源右衛門 印

同所
一下田老反老畝拾五步

同
磯右衛門 印

右之寄

上田七反老畝八步

此高拾石六斗九升

石盛老石五斗

此金八拾五兩貳分ト永九拾九文

但村方質入値段老反二

中田五反老畝廿四步

付金拾貳兩之積

此高六石七斗三升四合

石盛老石三斗

此金五拾老兩三分ト永五拾文

但村方質入値段老反二

下田貳反貳畝拾五步

付金拾兩之積

此高貳石七斗

石盛老石貳斗

但村方質入値段老反二

此高貳石七斗

但村方質入値段老反二

此高貳石七斗

但村方質入値段老反二

付金八両之積

此金拾八両

反別合壹町四反五畝拾七步

此高貳拾石壹斗貳升四合

此金百五拾五兩壹分ト永六拾九文

但シ拝借金三割増之積

右は宿駅御手当東海道六ヶ宿・中仙道六ヶ宿・美濃路
壹ヶ宿分宿方、並助郷助成並寄持金年壹割利之分御貸
附金之内、書面之金子質地差出拝借仕処実正ニ御座候、
尤当村相用候村方反別帳面之通、字反別位附仕拝借金
三割増之地所、差上候処相違無御座候、勿論右田地何
方えも質物書入等仕候儀無御座候、若年限中荒地変地
等相成候ハハ、質地引替差上可申候、尤返納之儀は前
書之通、元金五ヶ年ニ割合返納之積、其年々残元金応
シ利金相添、毎年十一月廿日限無相違急度上納可仕候、
大切之御貸附金ニ付、水旱損其外如何様之儀御座候共、
御日限無相違相納可申候、尤御用ニ付元金不時御取立
御座候ハハ、何時成共其節迄之利足相添、聊無遲滞返
上納可仕候、万一相滞候ハハ質地御取上御払被仰付候

共、又ハ地所村方え引請相払候共、元利御金高都合仕
急度上納可仕候、然上は右拝借年限中此質地証文、御
取用被下置返納皆済之節、年々之御請取手形ヲ以御引
替可被下候、依之御貸附拝借質地証文差上申候如件

文政五年十二月

大嶋左衛門知行所

濃州加茂郡川邊中之番村

地主彦兵衛

同孫市

同八兵衛

同平左衛門

同甚兵衛

同源三郎

同百姓利兵衛

同年寄市郎右衛門

庄屋才三郎

栃井村

地主源右衛門

同儀右衛門

多羅尾鞆負様

御役所

同友三郎印
百姓代吉印
年寄定吉印
友右衛門印
庄屋得右衛門印

前書之通当御役所御貸附金之内、左衛門知行所村方え
拝借仕候ニ付、差出候書面質地之儀、私共相改所質入
値段其外共得と相糺候処、聊相違無御座候、且又元利
上納方右証文面、御日限通相違無之様精々申附置候得
共、万一遅滞仕候ハハ連印之者共御呼出、如何様ニも
可被仰付候、其上ニも相滞候ハハ主人方え引請、無相
違相納可申候、依之奥書印形仕候以上

大嶋左衛門内

大嶋三郎右衛門印

矢嶋仁右衛門印

三〇三 借入金出入一札

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 文政八年（一八二五）の借入金に関するもので
ある。紛争の背景が明らかでないが、連名者の名前から村
入用金と推定され、仲介人によって年賦払いとなったとき
の一札である。

為取替申一札之事

一勘定方え去ル未年致借用候金五拾両、相滞候ニ付及
出入候処、栃井村佐吉・当村庄屋代源兵衛立入取
候趣意は、右金五拾両也利足取除、元金済ニて十ヶ
年賦取極、当酉年より来ル午年迄壹ヶ年ニ金五両ツツ、
十二月廿日ニ返済之筈致熟談候、然上は毛頭違乱無
之候、為後日証文仍て如件

文政八年酉十二月

矢嶋甚兵衛印

矢嶋仁右衛門印

金山村
忠兵衛殿

取嘆人 栃井村
佐 吉印
庄屋代
源兵衛印

三〇四 先納金借用証

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文政八年(一八二五)の先納金借用に関するものである。羽生村(富加町)の村入用金を、短期間下川辺村から借用したときの証文である。

借用申先納金之事

一金貳拾両は

本金也

右は地頭方要用金ニ差詰、右之金子貴殿より借用申所実正也、返済方之儀は来ル戌之二月廿日限、世並之利足を加え急度返済可申候、万一返済方元利之内少ニても相滞候ハハ、左之名前連印者家財田畑其元見立次第

売払、右代金を以右日限通急度返済可申候、為後日之証文仍て如件
文政八年酉十二月

加茂郡羽生村

百姓惣代 喜兵衛印
同断 円右衛門印
組頭惣代 治郎平印
百姓 平助印
年 磯右衛門印
庄 利兵衛印
請人下川邊村 半右衛門

割本官兵衛殿

三〇五 貸付金証文帳

○川辺町所蔵
(西村家文書)

(解説) 天保三年(一八三二)の貸付金証文である。川辺・栃井両村がそれぞれ村入用として、千人講から借用し

たもの。満講迄の期限で村役連名の証文である。

(表紙)

天保三年

御貸附金証文帳

辰 五月

千人講御貸附金拝借証文之事

一金五両也

右は村方無抛入用之義ニ付、拝借仕候処実正也、返済之儀は満講之迄年々壹割貳分之利足ヲ相定、元利共急度御返済可仕候、為後日奉差上候証文仍て如件

天保三年辰八月

川邊村百姓代拝借人

組頭 利兵衛 印
同 彦市 印
同 弥助 印
同 彦兵衛 印
同 源三郎 印
同 源兵衛 印

六村政

御役所

千人講拝借金証文之事

一金貳両貳分は

元金也

右は村方無抛入用ニ付、拝借仕候処実正之、返済之義ハ満講迄年々壹割貳分之利足相添、元利共ニ急度御返済可仕候、為後日奉差上候証文仍て如件

天保三年辰八月

栃井村借用主

百姓代 友三郎 印
組頭 吉 印
同 彦兵衛 印
庄屋代 九郎次郎 印
庄屋 友右衛門 印

御役所

庄屋 太兵衛 印

六五七

三〇六 添証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 天保四年（一八三三）の借入金添証文である。

川辺・栃井両村が質地を提出して肩代り借用し、年賦で返済するという添証文である。それに領主大嶋氏の家臣も引請人となっている。

（表紙）

天保四年

添証文

巳十二月 大嶋兵庫知行所

美濃国加茂郡

川邊村

栃井村

差上申添証文之事

一金貳百両也

利足年壹割来午より来ル戌迄五ヶ年済、元金但之内壹ヶ年金四拾両ツツ、其年之残元金ニ応利金相添、毎年十一月廿日限返済之積

右は当御支配所東海道坂下外式ヶ宿、連々困窮ニ付相続方差出、貸附金之内書面之通、私共村方え借用仕候处、右は格別難渋宿ニ付、相続方之儀再応江戸表え被仰立、御取調有之御手当被下金之上、右躰貸附金被仰付、宿相続方御主法之儀ニ付、其段厚相心得証文面之通返済方無遅滞取斗候様可仕、万一差滞候節は御伺済之趣を以、当御役所ニおいて御取立方、御吟味可有御座儀ニ付、兼て其段相心得可罷在旨、被仰渡之趣承知仕候、右躰格別之御主法金之儀ニ付、限日通聊無遅滞急度返済可仕候、依之連印添証文差上置申所如件

天保四巳年十二月

大嶋兵庫知行所

美濃国加茂郡栃井村

質地主

源右衛門

同

徳兵衛

同

九兵衛

大嶋兵庫知行所

美濃国加茂郡川邊村

質地主

彦兵衛印

同

才三郎印

同

甚三郎印

同

八兵衛印

同

甚左衛門印

同

彦右衛門印

同国同郡栃井村

百姓代

友三郎印

年寄

定吉印

庄

友右衛門印

同国同郡川邊村

百姓代

利兵衛印

年寄

源三郎印

庄

太兵衛印

多羅尾鞆負様

御役所

前書之通兵庫知行所村方え借用いたし候ニ付、返済方
之儀限日通相違無之様、精々申付置候得共、万一遅滞

六村政

仕候ハハ、連印之のもの共御呼出如何様ニも可被仰付
候、其上ニも相滞候ハハ、主人方え引請無相違返済可
致候、依之奥書印形仕候以上

大嶋兵庫内

大嶋友之丞印

三〇七 借用金証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 天保四年(一八三三)の借用金証文であり、史
料三〇六に関連したもの。川辺・栃井両村が借り主で、相
手方の村宿に差し出し、質地の提出から大嶋氏家臣の保証
もある証文である。

第二部 文書の部

(表紙)

天保四年

御主法金借用証文

巳十二月 大嶋兵庫知行所

美濃国加茂郡

川邊村

栃井村

御主法金借用質地証文之事

一金貳百両也 大嶋兵庫知行所美濃国加茂郡

此質地貳町九反八畝廿九歩

川邊村

栃井村

利足年壹割来午より来ル戌迄五ヶ年済、元金

四拾両ツツ返済之積、其年之残元金ニ応利金

但 相添、毎年十一月廿日限返済、終年ニ至り年々

之御請取手形を以、此証文可引替事

内

字能田

一 上田九畝廿壹歩

川邊村質地主

彦兵衛印

一 同 上田五畝七歩

同

同 人印

一 同 上田五畝拾八歩

同

同 人印

字安道

一 上田壹反四畝拾歩

字能田

一 上田四畝拾四歩

字二ノ井

一 上田壹反九畝四歩

同金古久

一 上田壹反貳拾七歩

字安道

一 上田壹反歩

字西合

一 中田壹反壹畝廿七歩

一 中田壹反壹畝廿七歩

字岩田

一 中田九畝拾歩

一 中田壹反拾歩

同

一 中田九畝歩

同

一 中田七畝貳拾歩

字岩田

一 中田七畝廿歩

字小嶋

一 上田壹反貳畝歩

同

一 上田九畝歩

字石末

一 上田九畝廿四歩

字堤

一 上田壹反壹畝歩

同

一 上田壹反壹畝歩

同

一 上田壹反歩

六六〇

同

才三郎印

同

同 人印

同

同 人印

同

同 人印

同

才三郎印

同

八兵衛印

同

同 人印

同

才三郎印

同

甚左衛門印

同

甚三郎印

同

八兵衛印

同

彦右衛門印

同

源右衛門印

同

德兵衛印

同

源右衛門印

同

德兵衛印

同

源右衛門印

同

同 人印

上田壹反壹畝步

上田六畝拾五步

同上
上田六畝拾五步

字吉原
一中田七畝三步

一字小嶋中田壱反式拾四步

一字石末中田八畝步

一 中田 壹反步

一 中田八畝貳拾三步

下田壺反歩

一下田壹反步

右之寄

上田壱町六反六畝五歩 石盛壱反二付川邊村壱石四斗・栃井村壱

此高貳拾四石壹斗三升壹合三勺

但村方質入値段壺反二付、

金拾貳兩ツツ之積

此金百九拾九兩壹分下永百四拾九文九分壹厘

中田壱町壱反貳畝廿四歩 石盛壱反二付川邊村・栃井村共壱石三斗

此高拾四石六斗六升三合八勺八才

但村方質入値段壺反二付、

金拾兩ツツ之積

此金百拾貳兩三分卜永五拾文

下田式反歩

石盛壺反二付
川邊村・栃井村共壺石貳斗

此高式石四斗

但村方質入値段壺反二付、

金四兩ツツ之積

此高八兩也

反別合弍町九反八畝廿九步

此高四拾壹石壹斗九升五合壹勺八才

此金三百廿兩卜永百九拾九文九分壹厘

右は其御宿方相続方御主法金之内、書面之通質地差入致借用候处実正也、尤右田地何方えも質物書入等二いたし候儀無之候、返済之儀は前書之通元金五ヶ年ニ割合返済之積、其年ニ残元金ニ応利金相添、毎年十一月廿日限無相違急度可致返済候、右は格別之御主法金之儀ニ付、水旱損其外仮令内外如何様之変事可有之共、日限通返済は勿論、期月内ニ候共若元金御入用之節は、何時成共其節迄之利金相添、聊無遲滞返済可致候、万一相滞候ハハ、御支配御役所え被申上、御伺済之趣を以御支配ニて御取立方、御吟味有之儀ニ付、兼て其段

第二部 文書の部

相心得可罷在旨承知仕候、然上は右借用年限中、此質地証文御取用被下、返済皆済之節年々之御請取手形と御引替可被下候、依之御主法金借用質地証文如件

天保四巳年十二月

大嶋兵庫知行所

美濃国加茂郡栃井村

質地主

源右衛門 印

同

徳兵衛 印

同

九兵衛 印

大嶋兵庫知行所

美濃国加茂郡川邊村

質地主

彦兵衛 印

同

才三郎 印

同

甚三郎 印

同

八兵衛 印

同

甚左衛門 印

同

彦右衛門 印

同国同郡栃井村

百姓代

友三郎 印

六六二

年寄 吉 印
庄屋 友右衛門 印

同国同郡川邊村

百姓代

利兵衛 印

年寄

源三郎 印

庄屋

太兵衛 印

東海道

坂下宿

庄野宿

石薬師宿

御役人中

前書之通相違無之候、右は相統筋格別之手当金之儀ニ付、返済方万一差滞候節は、信楽御役所ニおいて御取立方御吟味有之儀ニは候得共、其上ニも相滞候ハハ於役場、繰替相渡可申候、為其奥印如此候以上

大嶋兵庫内

大嶋友之丞 印

三〇八 村方諸入用帳

○川辺西小学校所蔵

(解説) 天保八年(一八三七)から一年間の下川辺村諸
入用帳である。役所用の費用、接待費、公共家屋や道路の
修繕から、謝礼・旅費・舟賃・人夫賃・消耗品など、村方
の必要経費を明細に記録したものである。

(表紙)

天保八年

庄屋
喜右衛門控

西七月より
戌七月迄

村方諸入用帳

当番
治郎作

久七

弥助

平三郎

長次郎

申酉

平八

酉戌

治郎作

子丑

近右衛門

丑寅

久七

辰巳

半右衛門

巳午

弥助

七右衛門

平三郎

賢吾

長次郎

戌亥

七郎兵衛

未申

傳右衛門

六村政

寅卯 善藏

亥子

貢

午未 弥右衛門

卯辰

源兵衛

与次右衛門

喜兵衛

半兵衛

又右衛門

一百四拾壹ノ三百八拾四文

是は村方より庄屋え可差出分

内

酉春かり入
金五両貳分壹朱

郡中より
笠松御囲糶貸渡し、質地金

受取尤五年済、元貳割利壹

割貳分ツツ五ヶ年出金之事

酉九月
金五両貳分壹朱

高山御郡代様より御貸下置

候拝借金、郡中一同割賦か

り入、右ハ来ル戌年十月迄

小以ノ拾壹両貳朱也

此錢七拾五ノ六百四拾八文

錢六拾五貫七百三拾六文

右ハ村方より庄屋へ取立可申分

八月三日
一金三分貳朱ト三百五十七文

右ハ虫干入用

此識別受取通ニあり

六六三

一同
一錢貳貫文

白米五升 飯米

白米三升 酢し米

白米貳升 茶附米

一匁斗代 貳匁文

右入用

八月三日
一匁九百拾八文 取かへ

玉子十五 百五十文

浅くさのり 百文

かぼちゃ 百文

こんにやく 六十四文

貳百文 とうふ代取かへ

貳百五十文 どじやう代取かへ

百五十文 しいたけ代

五十文 なすいろいろ

五十文 午房代

右虫干之節入用代取かへ

八月三日
一錢九百三拾六文 藤左衛門

うどん粉壹貫五百め

一同
一五百文 右入用

たまり貳升 貳百廿四文

薪四ツ六束 貳百文

芝三束 七十貳文

右入用

八月四日
一貳九百九拾貳文 頼限直吉払

此訳

壹匁文 中さば廿

六百六十四文 大八本

三百文 西瓜貳ツ

百五十文 とうかん壹ツ

百五十文 白みそ

六百文 いな十五

百廿四文 としよう五

右宗門印判之節入用

一同
一貳九百拾七文

白米五升 飯米

同 三升 酢米

一八升也

代壺ノ六百文

外 百文 玉子十ヲ

百五十文 長いも

百五十文 しいたけ

四十五文 半平婦

貳百文 松竹

百文 こんにやく

五十貳文 あげ

百六十四文 とうふ代

四十八文 午房(莠)

廿四文 にんじん代

百文 さとう代

七十貳文 やきふ

百文 みりん酒

一同 九百三拾六文 藤左衛門方払

うどん粉壺ノ五百め

一同 五百文 取かへ

たまり貳升 貳百廿四文

松四ツ六束 貳百文

芝三束 七十貳文

六村政

一同 一三朱 うぬま 善五郎

手間料遣ス、四日分水夫

八月九日 一金貳分貳朱ト錢四百文 取かへ

此訳

壺分 秋山様

壺分貳朱 堀津様

壺分貳朱 青山様

壺分壺朱 忠八殿

壺朱 源助

錢貳百文 下女

錢貳百文 同断

右ハ行倒女御見分御礼、字宮根多七山岸之節御

入用、右藤左衛門殿渡し上ケ札

一同 貳朱 甚助へ遣ス

右一件之節心附

九月二日 一金貳分貳朱 取かへ

右同断

字寄末又右衛門畑岸行倒越中之者之由、御礼如

此右藤左衛門殿へ渡ス

同
一金貳朱

甚助へ

九月十九日
一三朱

右同断心附遣ス

ハチヤ
勘三郎へ払

取かへ

此訳

ハチヤ柿上十五壹朱

なし柿 貳朱

右ハ御検見之節、御茶場並御多免之節、御休所

入用如此

九月廿日
一金壹朱也

取かへ

甚助へ渡ス、浪人とらせ錢遣ス

十月廿日
一金壹兩貳朱也

五郎八・助右衛門へ渡ス

右ハ甚助居家立替ニ付、家入以ふきかべ迄一色請

取如此、藤左衛門・与左衛門立会相談之上、如此

取斗遣ス

九月改
一銀貳百五拾三匁六分壹厘

申御廻米御粃共江戸納入用、並欠石共不足如此出

金

一銀九匁五分

未江戸浅草御藏前米御出張所入用割

九月廿九日割之分
一金貳兩三分ト銀九合三厘 取かへ

当酉より来ル卯迄七ヶ年定免願入用割

同
一金貳兩三分貳朱ト銀三匁六分貳厘四毛 取かへ

右ハ申御廻米之内、畑方引並日延願安□願、其外

□願、其外惣代治郎右衛門・徳十郎江戸行入用、

御礼割共不足如此

同
一銀五百貳拾三匁八分四厘 取かへ

右ハ酉御検見郡中諸入用御礼、割引石高壹石ニ付

銀六匁貳分ツ、尤御引石高ニ如此之

一銀拾八匁四分壹厘

荒地取下御改ニ付為入用御礼割

一銀四拾九匁壹分八厘 取かへ

申太備米代納不足、尤三分一年延三分貳、代百七

拾六匁六分八厘、内金貳兩貳朱内納引残り如此、

相場三拾五石ニ付金百九拾九兩貳分ニかへ之上納

一銀貳百拾貳匁五分七厘 取かへ

酉太備米七斗七升五合

申三分一日延米貳斗五升八合四勺

ノ壹石三升三合四勺

三拾五石ニ付代金百貳拾兩かへ

上納致ス也

一 銀貳拾壹ノ七百三拾三文

上乗
賢 吾

此訳

錢六貫九百三文 川合船六艘余、新六払

同五百文 同所船酒手払

米百三十七俵此石五十四石八斗

金壹兩貳朱ト五十九文 無勒寺問屋

十四俵五分かへ

此米六斗五升七合六勺

運賃米代

貳百貳拾七文

桑名仲入用、船代

四百拾文

仲仕御用ちん

五百七拾文

あんぬき壹俵切米五

升代

壹ノ貳百文

宿払、みよしや

百文

横越定式

貳分六匁

九日分、十月廿五日

より十二月三日迄上

乗給

小以ノ金壹兩貳分三朱壹日四匁ツツ改

錢拾貫貳百五十七文

六 村 政

此替錢廿壹ノ七百三十三文

西十二月
一金壹分ト永百拾壹文四分

右ハ西十二月笠松定式人馬賃之割、高百石ニ付永

七拾貳文七分掛り也

一同
一 永拾貳文六分

右納人ちん払

一同
一 永七拾五文六分

酉年こも僧留場割出金之分

一 錢四拾四貫百拾四文

酉十二月郡中割当り出金之事

一 銀貳拾五匁五分五厘

右ハ太田助郷入用割十二月廿五日切、三升屋へ出

金之事、行司廻文来ル如此出金渡ス

一金貳拾四兩壹分三朱ト 取かへ上納致ス

銀貳匁九分七厘

右は未川々御普請未御物成米之内、如此米三拾石

置米ニ相成、内米貳石貳斗八合下り米ニ相成候、

引残て貳拾七石七斗九升貳合売払米、上納辻間損

如此ニ御座候、いオハ未定米帳届ニ仕訳、売払等

時々相場附等くわしく印置物也

六六七

一金壹両壹分ト銀五分四厘

右は未置米兩三斗壹升六合六勺かへ、兼山町廻米平均相場如此被仰付、依之御歎願仕漸右値段ニ式割半安相場ニ願済相成、兩ニ三斗九升五合八勺式才かへニ被仰付、右ニ付高山表へ惣代として石神村徳十郎・又同村治郎右衛門兩度願ニ参り、右入用割並御札割如此出金致ス

西八月三日より六日迄
一銀拾貳匁

上古井くろ萩
柳助
周藏

大洞留池道直し並溝堀上ケ八人、外道直し

一同
一錢壹匁六百元

右兩人

下用八人分石高ニ付、壹日壹人貳百文之割如此

一同
一同五百三拾貳文

右兩人

酒壹升四百文代

さばえ百三十貳文

壹日壹人度八文ツツ積り

西十一月十八日
一金壹兩也

使
李左衛門渡ス

太田小松屋伝馬宿払定式

一同
一銀拾壹匁四分

使
李左衛門渡ス

右は尾州御侍目附ヲ以、助郷一同庄屋・年寄・定

伺入白判取りニ付、兩度参り候節小松屋支度払之

十二月十三日
事

一錢五百文

太田船人
仁平へ相渡ス

太田渡り兩村方より定式払

一金三分也

免割入用定式

一金貳分也

庄屋場原美紙定式

一錢三百七拾貳文

炭壹俵代右積り定式

一錢三百文

浪人とせ錢定式

一銀拾壹匁

蠟燭壹箱定式

一錢五百文

中札書ちん

一同五百文

竹札代

一錢壹匁文

莚式東代

一 銀五匁

仙過通紙壹状

一 三百四拾八文

箕式掟代定式

一 三百文

津嶋御師宿払定式

一 三百文

津嶋御師宿払定式

一 銀六匁

津嶋天王様燈明油代神主へ渡ス

一 銀六匁

右はあつた屋燈明油代

一 金百疋

神主へ雨乞二夜三日兩度、並鎌留雨乞数度御祈祷

料遣ス

一 金貳朱

溜池せんぬきちん料九藏へ渡ス

一 壹匁文

申御膳粃御廻粃三拾俵三重かわ代

一 金壹分五百文

御陣屋御年暮定式

此訳

貳 朱

壹 朱

壹 朱

貳 百文

百 文

貳 百文

右御陣屋歳末年寄藤左衛門殿え渡ス

一 金貳分也

右ハ郡中頼母子金五兩借用有之、右利足壹割出金

如此、元金ハ居り之引続キ借用ニ相成候事

一 金貳兩壹分也

酉早廻し五拾壹石六斗下り、二番船六拾八石暮船

下り

江戸御廻米納入用

右積り如此

一 錢四百四拾文

右ハ甚三郎潰し候故、村方五年済賦済返金之分、

酉年分如此村方え差出ス

一金四兩壹分ト銀貳匁七分五厘

矢嶋通ノ高

一 七百七拾貳文

七右衛門通ノ高

一 一百五拾三文

忠二郎通ノ高

一 貳貫四百六拾九文

柳助通ノ高

一 拾四ノ三百拾壹文

瓢屋通ノ高

一 錢七百四拾八文

申十二月分取替

帳落物酉七月諸入用帳え出し可申候処、帳落ニ相

成如此、此所え出ス

一 銀貳拾壹匁五厘

材木屋
久吉払

材木や久吉方通ノ高尤甚内普請木代共

一 錢三百文

同
久吉払

右ハ座頭宿三人分泊り宿料払

一 金壹分ト貳百文

酉宗門帳並五人組帳書賃、尤七月帳ノ内え可入分

帳落ニ相成此所へ出ス

一 銀六匁三分

宗門帳・五人組帳紙代定式、尤七月帳ノ内え可入

分帳落ニ相成此所へ出ス

酉十月十七日
一 銀壹匁五分

取かへ

御郡代来村之節、扇子台共村役人献上物

兩三千カヘ千枚板六百枚至て値段高値ニ候
一 銀拾貳匁

使
人足左衛門人足

上川邊材木屋源右衛門払、桧千枚板六百枚、此貳

束太田小松屋馬屋屋根八月十四日大風ニ付挽候、

依之入用持セ遣し候

十二月十三日津出し米百七拾俵酉御廻米貳番船下り
一 錢貳拾四ノ七百五拾貳文

此訳

五百文

船頭へ酒代

八ノ八十文

川合船七艘新六払

壹兩壹分貳朱

八斗壹升六合無韌寺運賃米、

内貳百五十文ぬり

兩三六斗壹升かへ

壹分ト貳百八十文

桑名みよし屋払、こも代中仕

入用共

銀四拾四匁

十一日分、上乘傳右衛門日雇

百文

横越

ノ金壹兩貳分貳朱

此錢拾壹ノ四十八文

銀四拾四匁

此錢四ノ九百八拾四文

錢八ノ九百六十四文

此皆廿五ノ四文

内式百五十文 無鞆寺釣り引

一 錢貳拾五ノ四百五拾壹文

下用ノ高

貳百七拾三人半

外取かへ物共

一 百四拾三ノ九百八拾五文

伝馬賃錢ノ高

一 三拾八ノ五百七拾貳文

小取替ノ高

一 合金四拾五両貳分貳朱

此錢三百拾ノ貳百四拾八文

一 合銀壹ノ百九拾五匁七分貳厘

此錢百三拾五ノ五百拾四文

一 合永百九拾九文六分

此錢壹ノ三百五拾五文

一 合錢三百三拾八ノ八百四拾八文

四口 皆錢七百八拾五ノ九百六拾九文

外二 六拾五ノ七百三拾六文 前所不足

六 村 政

合八百五拾壹ノ七百九文

内 百四貫百八拾六文 神山

百四ノ百八拾六文 二山

貳ノ三百六文 宗門

貳ノ六百八拾四文 見取

四拾四ノ四百四拾九文 家林

四百貳拾五ノ八拾四文 大夫錢

引殘て 六十八拾貳ノ九百拾壹文

百六拾八ノ七百九拾四文

是ハ村方より庄屋へ取立分

西十二月廿八日 内金拾貳両貳分

同 内金拾貳両貳分

小以ノ貳拾五両也

此錢百七拾ノ文

差引て 錢壹ノ貳百貳文過

是ハ庄屋より村方え差出候分

平三郎よりかり入

弥助よりかり入

藤左衛門印

与次右衛門印

弥助印

傳右衛門印

六七一

平三郎印
久七郎印
次郎作印
長次郎印

此払

西十二月
一 金 八百五文
一 金 貳百文

小取替帳落物ノ高
弥助へ相渡

太田伝馬宿年玉

一 銀 壹匁五分

御陣屋御年頭扇子村役人入用

一同
一 同 四匁五分

扇子三箱、半紙壹束、太田御番所年玉

正月十六日
一 金 壹朱

甚内はし渡ス

浪人とらせ銭へ

一 錢 八貫三百六拾六文

茂平殿頼遣し入用

粗三十三俵米拾四俵

此訳

錢貳貫三百拾文

川合船運賃貳艘

同百廿文

同所付入ル

同貳百文

御船頭へ酒代

同三ノ三百廿文

無鞆寺ちん舟代

此金壹分三朱ト貳百六十文

質米貳斗六升六合式勺

兩二五斗六升かへ
錢五百八拾四文

桑名仲仕入用

同七拾五文

こも代

同壹ノ七百四十八文

但壹俵ニ付壹匁六分ツツ

戌正月廿八日
一 金 壹分三朱

礼金、上乘頼遣候ニ付如此

粗拾五石五斗

米貳石壹斗四升六合式勺

右御粗・御廻米江戸納入用

右積り差出し候分

但壹石ニ付壹匁貳分当テ

正月廿七日
一 金 壹兩ト永貳百拾三文九分七厘壹毛

喜右衛門納ノ

内永八分包分銀

右ハ去西御年貢金、御役所え上納如此御切手有之

候事

戌正月卅日付出
一 金 壹分也

屋根屋
増藏払

右ハ神明様御堂建替、屋根屋升藏へ金壹兩壹分替
渡し、内金壹兩神明様去八月十四日大風にて、風

折松木拾本大小ニて御座候、右二口ニ割壺口代金
式分つ、弥助壺口ハ多七右兩人へ、村役人其外
立会入札ニて如此取斗、右不足金前書壺分村方雇
抱ニ相成、如此ニ御座候以上

三月十七日
一 錢三貫九拾文

うぬま
直吉 払

右は宗門印判之節入用ノ高直吉払如此

一 錢六百七拾七文

取かへ

此訳

たまり壺升五合 壺匁五分

す五合代九十文

薪凡積り代百文

玉子八ッ代六十四文

浅草のり式枚代四十八文

白みそ代百文

みりん代百文

小以ノ六百七十七文右之節入用

一同五百六拾文

白米式升酢し米

同 式升御飯米

右之節入用百文ニ七合かへ

六 村 政

一同七百廿六文

うとん粉八升

右入用

一同式百文

水夫 壺人

平 藏

一金壺分式百文

宗門帳並五人組帳書賃定式

一 銀五匁四分

宗門帳、五人組帳紙代定式

三月晦日
一 錢貳百文

甚内はしへ

浪人とらせ錢渡ス

四月廿五日
一 錢百文

関吉田新長谷寺住持奉加差出、七とうからん其外

修復之由

六月朔日
一 錢貳百文

尾州国府宮神主役人御賽前ニて永代

御神米村中安全御穀成就、尾州様御免勤地ニて如

此取斗、尤近村ハ皆々百疋より式正ッツ候得共、

当村ハ本願寺勝手ニて奉加相断、以来共御被ニお

よび不申段断置、右ニて相済申置候事

戌六月六日
一 銀三百三拾五匁壺分式厘

六七三

而御巡見様入用割、高百石ニ付銀六拾六匁八分五厘掛り、郡中一同如此、尤人馬等無之村々ハ、右之外ニ入用高百石ニ付八匁ツツ、多ク候事ニ御座候以上、右割元振割払帳ニくわし留あり

銀三拾九匁分五厘是ハ帳尻ニて引可申分

右ハ郡中より栃井・下川邊・上川邊・鹿塩・石神五ヶ村へ中之番入用石無升として、郡中より申受候、割合如此当り申候金三兩申受、高百石ニ付銀七匁八分壹厘ツツ当り、本文訳帳尻ニて引可申候分、此所へ一寸印置申候、後年ニ至り見合ニも可相成事ニ候得は如此印置

一金壹兩ト錢四拾文

御巡見様中之番諸入用割当村出金之分、右割合は年寄藤左衛門殿不参候事、庄屋太兵衛殿へ遣ス

一錢三拾五貫九百九拾三文

戌七月郡中割

七月
一金壹分ト錢五百文 御陣屋中元定式

此訳

式朱 親玉様

壹朱 堀様

壹朱 森様

式百文 忠八殿

三百文 下男下女三人え

一壹ノ文

うぬま
直吉払

素麵代

六月十三日
当夏引渡し之節壹ノ五百め

一金壹分也

津嶋様御初穂定式

代参三四郎え渡ス

一同
一同壹朱也 三四郎え渡ス

代参料

戌七月分
一金壹分也

右御郡代様御逗留ニ付

御用人井上源兵衛様

御侍 林 政 吉様

御仲間 弥 七 様

同 断 藤 吉 様

右御方様方へ中元御祝儀入用

四月六日分
一金壹分式朱也

御巡見様御通行村方人馬相当り、中之番へ継立ニ

罷越候故相談上、御日待入用神主主膳殿当番此代、
主膳・藤左衛門・与次右衛門・平三郎・治郎作・
久七・弥助・長二郎・作右衛門
定使多助・九藏

一金壹朱

神主渡邊主膳殿御日待御礼如此

一金四両壹分

此錢貳拾八ノ九百文

一銀三百四拾六匁五分貳厘

此錢三拾九ノ貳百六拾九文

一永貳百拾三文九分七厘壹毛

此錢壹ノ四百五拾三文

一錢五拾三ノ八百七拾三文

内四口皆錢百貳拾三ノ五百三文

壹ノ貳百貳文

前書過錢

金五両壹分三朱ト

去酉年定米帳尻

九拾四文

此錢三拾七ノ七拾文

銀三拾九匁壹分五厘

御巡見様之節、郡中よ

り見

此錢四ノ四百三拾六文 舞入前書ニ委細有之
百四貫百九拾三文 戌七月より

差引て
小以ノ百四拾六ノ九百九文
是は庄屋より地下方へ
可差出候以上

可差出候以上

戌七月十日

新帳へ出ス

三〇九 金子借用証文

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 天保九年(一八三八)の借用証文である。借用

金について紛争があり、代官所の取り調べを受けたが、当面一部を返済し、残金も今月中に完済するというもの。その原因が明らかでないが、村対村の紛争と推定される。

借用申金子之事

一金三拾五両也

右は今般中保村外六ヶ村より、下川邊附村々掛り候一

件、割元官兵衛宛差入組、高山御役所え双方被召出、御吟味中之処、郷宿之挨拶を以熟談御願済ニ付、右趣意として金五拾両差出し可申候処、只今不持合漸々拾五両持合差出し、残金前書之通り慥ニ借用いたし候処、実正ニ御座候、返済之儀ハ拙者共帰村之上、当戌八月廿日迄ニ、此証文引替返済可申候、依借用証文如件

天保九年戌八月五日

下川邊村かり主

割元

官兵衛印

木野村惣代

茂平印

中保村

外六ヶ村衆中

三二〇 村方諸入用帳

○川辺西小学校所蔵

(解説) 天保一二年(一八四一)から一年間の下川辺村諸入用帳である。諸役人来村のさいの接待費から、役所へ

の上納金、そして神社関係の費用まで。そのほか、旅費・年貢米舟賃・借入金金の返済など、また諸雑費も明細に記録した入用帳である。

(表紙)

天保十二年

丑七月より
寅七月迄 村方諸入用帳

当番

次郎作・久七郎・弥助

平三郎・長次郎

庄屋喜右衛門控

申酉	平八	酉戌	次郎作
子丑	近右衛門	丑寅	久七
辰巳	半右衛門	巳午	弥助
	七右衛門		平三郎
	賢吾		長四郎
戌亥	七郎兵衛	未申	貢
寅卯	善藏	亥子	傳右衛門
午未	弥右衛門	卯辰	源兵衛

半兵衛

喜兵衛

五郎八

又右衛門

丑七月十二日
一錢貳拾四ノ貳拾三文

是ハ庄屋より村方え可差出分如此

此払

一貳百文 伝馬宿小松屋へ

丑正月年頭年玉長兵衛ニ相渡ス

丑七月十三日
一錢六百文

中之番村桶工
伊助払

右ハ太田小松屋伝馬

馬喰ふね三ッ代、但ふね三ッ也貳百文ツツ

同
一銀七匁貳分 中之番 太治右衛門払

右馬屋やね板六百枚代、丑四月入用ニ付取かへ

之分

丑四月分
一同七匁貳分

喜右衛門取かへ

右同断六百枚、右ハ喜右衛門買置候板、太田不

足ニ付ふき師助左衛門へ遣し候

丑七月十四日
一金貳朱

半右衛門取かへ来ル

右ハ去年牧野芝居之節、村花半右衛門頼遣し同

人取かへ来、昨年帳落ニ付此所え出ス

丑七月廿四日
一錢五百七文

中之番太治右衛門方便多助

六村政

払

堤方戸津様・原田様御泊り入用買物代

しいたけ代 七拾貳文

氷こんにやく代 拾四文

ゆば代 十六文

青こんにぶ代 廿四文

玉子七ッ代 百文

ヤキふ代 十五文

ふさう一本代 十八文

こんにやく代 廿四文

わらびのこ貳合代 四十八文

さば貳本代 百六十四文

右堤方御泊り之節入用、買物定使多助へ渡ス

〳〵廿七日
一五百五拾六文 中之番ニて太治右衛門使多

助へ払

右は堤方戸津様・原田様御泊り入用買物代

とうふ貳丁代 四十八文

こんにやく代 廿四文

しいたけ代 百文

わらひのこ代 四十八文

六七七

玉子七ツ代

百文

さば式本代

貳百六拾四文

やきふ代

十六文

あさくさのり代

四十八文

八月八日
一 銭壹ノ百四拾八文

太田長崎屋

曾平方払

此訳

玉子十代

百三十四文

しいたけ代

百文

青こんふ代

三拾貳文

白みそ代

百文

こんにやく代

六十文

丸ふ四ツ代

五十文

長いも代二本

百文

くずのこ代

四十八文

しうか代

十五文

あゆ七ツ代

五百文

右ハ御普請役関谷官藏様・堤方戸津助太夫様御

泊り入用、買物人足定助へ払渡ス

八月十日
一 銭拾貳文

取かへ

右ハ石津郡百八重内萱野村専念寺御堂建立奉加

八月十二日
一 銭貳百文

兼山船頭へ払

右ハ兼山渡船作り候ニ付奉加船代取かへ

丑九月廿九日
一 銀八匁五分四厘

喜右衛門取かへ、定使多助

ニ為持遣し候

右は丑取下場御見分ニ付、内入用当月廿九日割

合候間、鹿塩村惣代徳右衛門へ御差出し可被成

候、右之通り廻文参り候故、如此遣し申候以上

十月十五日
一金貳朱

右ハ当丑初納金御年貢之内上納被仰付候間、如

此惣代徳右衛門殿へ頼遣し上納致ス

十二月八日渡ス
一 永九百七拾三文五分四厘取かへ

此訳丑元永七百八十五文四分

丑利永百八拾八文五分

右ハ去子笠松御役所御備金、新郡中え金四拾七

兩被仰付候ニ付、去子より五ヶ年済ニ奉願候処、

依之拝借五ヶ年済之分、当丑上納之分如此、丑

十二月十日上納之事、惣代徳右衛門殿へ相渡ス

一同
一 永貳百七拾六文七分 取かへ

当丑十二月笠松御用会所臨時入用割

高百石ニ付永五拾五文式分掛り、惣代徳右衛門
殿へ渡ス

一同
金貳分永七分

一同
金貳分永四拾九文四分

右ハ去亥年平岡対馬守知行所、並村瀬長門守知
行所国役普請金五ヶ年賦、去子年丑両年分高掛
ケ、書面之通り候間、来ル十五日迄ニ可相納候、
此廻状刻附を以村順能相廻し、留村え可相返も
の也

丑十二月朔日

笠松
御役所

右村々役人

右之通り御触有之候ニ付、十二月七日惣代徳右
衛門殿え御頼申相渡ス

十二月七日如此

一同
永百拾三文四分取かへ

寅こも僧留場料、並奉加共西惣代源六殿・又左
衛門殿より申来候間相渡ス

一同
金五両也

右ハ当丑御年貢米江戸御廻米納入用金、御役所

六村政

丑十二月
え上納如此、惣代徳右衛門殿え相渡ス
一銀貳拾五匁壹分

右ハ亥七月分当丑極月迄、太田宿行司宿方諸入
用不足出銀如此、太田三升屋宇兵衛方へ相渡ス、
丑十二月十八日遣し候分

御廻米貳百貳拾俵初下り
十一月十三日津より廿三日帰村
一金三両三分壹朱ト錢八百壹文

此訳

錢拾貳貫五百文

川合船拾艘
但老艘壹ノ式百五十文ツツ
川合船方差配人藤助へ相払

銀六拾五匁三分八厘

笠松酒屋武治払
質米九斗貳升四合代

金三分壹朱ト

桑名辰巳屋払

錢三百四拾三文

此訳

三百六十三文

こも代

三ノ八百六十一文

仲仕入用

七百文

□り四ツ

銀七匁六分五厘

壹斗四合五勺ノ引米代

小以ノ如此

金壹朱

御出役様入用栃井村わり合

錢百文

御同人様御家来同断

六七九

錢四拾六文

米番賃辰巳や払

小以ノ替金三両三分壹朱ト錢八百壹文

十一月十三日より廿三日迄
銀五拾五匁

右上乘
与次右衛門払

上乘日数十三日分手間代、賃銀之儀、是迄壹朱

ツツ之處、桑名行人無之ニ付相談仕、立会村役

人一同調之上如此取斗申候事

一 錢百文

同人へ払

桑名積越入用

定式払

十二月十日
一 銀九拾七匁式分五厘

下川邊村出金

右ハ当丑七月より十二月迄、笠松ニテ惣代入用、

並御陣屋御歳末御年玉入用割、惣代徳右衛門殿

え相渡ス

但高百石ニ付銀拾九匁四分掛り

十二月十二日
一 銀拾七匁六分五厘

丑十二月十三日組合七ヶ村割惣代、鹿塩村惣代

徳右衛門殿え渡ス

十二月十七日
一 永壹ノ八拾四文

丑十二月笠松御役所小役割上納、惣代徳右衛門

殿え渡ス

同
一 銀七匁三分四厘

此訳

三匁壹分

御廻米納入用不足之割

式匁

鵜沼宿ニテ村役人入用割合

式匁式分四厘

こも僧夏廻り割

丑十二月十三日
一 錢百三拾式文

右惣代割之節、栃井村嘉吉殿え渡ス

取かへ

是ハ組合割之節、惣代徳右

衛門殿え配荷壹枚、鹿塩村

ニテとりかへの品として、

村方みやけニ遣ス

一 銀九拾匁七分八厘

此訳

元銀六拾六匁七分五厘、利銀四匁三厘

右は去ル酉年笠松御膳糺代拝借、三嶋屋武助行

不返済、先三年月返済如此取かへ

一金壹両式分式朱ト銀式匁五分

右ハ郡中頼母元金五両借用之内、三ヶ年済去子

より丑寅如此、二年目之分返済

一 銀拾九匁式分五厘

右式分式厘之利足、尤年壹割也如此出金致ス

一金壹両也

使仁三郎へ相渡ス

太田小松屋伝馬人足宿料定式遣ス

一 錢五百文

太田渡り船賃定式取かへ

一金三分也

免割入用定式、尤近来穀高ニ付まし入ル

一同式分也

庄屋所年内原墨紙代定式

一 錢五百四拾八文

庄屋場勘定之節、炭壹俵代定式

一 錢三百文

浪人とらせ錢定式

一 銀拾壹匁

蟬燭壹箱代大積り定式

一 錢五百文

御廻米竹札代定式

一 錢五百文

中札書賃定式

六 村 政

一 錢壹ノ百文

莚式束郷蔵入用定式

一 錢五百四拾八文

箕式掟郷蔵入用代、右同断取かへ

一 銀四匁三分七厘

御年貢米通紙代定式、尤至て紙高値ニ付如此取

かへ払

一 錢三百文

津嶋様御師宿代定式庄七へ払

一 錢三百文

いせ御師宿代定式尻抱

一 金貳朱

喜七払

右ハ溜池セン打ちん

一 銀貳朱也

津嶋様御立府油代

一 金百疋

神主え相渡ス

右は雨乞虫送り入用如此

一 錢九百三拾貳文

取かへ払

子御膳粃拾三石五斗

子御廻粃五斗

六八一

第二部 文書の部

六八二

ノ此俵廿八俵

右三重かわ代定式

十二月
一金壹分ト永貳百四拾六文三分

笠松堤方定式人馬賃丑納

一永六百拾六文八分

丑御年貢金笠松御役所より上納分、惣代徳右衛門殿え遣ス

一銀九匁貳分五厘

此訳

三匁七分五厘

御扇子台共丑正月、当代御陣屋村役人年玉帳落如此

五匁五分

丑十月飛驒御郡代様御泊り之節、村役人より扇子上ケ如此

一銀五匁六分

此訳

扇三本代

壹匁五分

半紙壹帖代

四匁壹分

太田御番所入用、丑春之分取かへ分前帳落、此所え出ス

一錢貳百四拾八文

此訳

貳百文太田小松屋年玉、並伝馬貳拾八ノ帳紙代帳落、如此丑年之分

一錢壹ノ六百廿八文

取かへ払

内
貳升代貳百文

半兵衛

壹升代百文

同人

貳升六合貳百六十文 治郎作

壹升六合百六十文 廣林寺

五升三合五百三十文 傳右衛門

貳升七合貳百七十文 又右衛門

壹升百文

久助

小以ノ壹ノ六百廿八文

子川船数不足買足代

丑
一三百三十貳文 久吉

奉加人、宿貳人分取かへ払

右夫錢帳出払

十二月廿一日
一金貳兩貳分三匁壹分 笠松
木屋下用ノ高

同
一七匁壹分三厘 右鹿塩村惣代徳右衛門殿へ渡ス

組合追割

同
一百三拾貳文

(力)
配腐壹枚

惣代へ年暮

一 錢百六拾壹文

七右衛門通ノ高

一 錢貳ノ八百三拾文

平右衛門通ノ高

一 金貳両三分三朱

越中屋弥助

一 錢七拾三文

通ノ高

一 金貳両壹分壹朱ト

瓢屋通ノ高

錢四百文

一 金貳朱錢三百文

御陣内御歳末

此記

貳朱秋山様

三百文下男女え

一 五拾六貫六百元

小取替ノ高

一 錢壹ノ拾五文

同断帳落物

一 九拾三貫八百八拾三文

伝馬賃錢ノ高

一 拾五貫八百七拾三文

村方下用ノ高

二月廿八日より三月朔日迄
銀九匁

与次右衛門

笠松行三日掛り御用

御宗門之節分出

六 村 政

一金三両也

右ハ地藏堂瓦入用不足、尤去ル酉年取替置候処、
追々年柄あしき故、見合候ニ付元利多分ニ候間、
村方相談立会之旨如此

ノ金貳拾五両貳分壹朱

此錢百六拾八貫七百拾貳文

ノ銀三百八拾七匁貳分六厘

此錢四拾貳ノ五百九拾五文

ノ永三貫三百六拾文八分四厘

此錢貳拾貳貫百七拾八文

四口
皆錢

ノ四百拾六貫五百八拾文

内

貳拾四貫貳拾三文 前書過錢

百四貫百八拾八文 神山

貳貫百六拾文 宗門

壹貫九百貳拾四文 見取

三拾貫九百四拾八文 家林

三百四拾七貫三百拾七文 大夫錢

小以
ノ五百拾貫五百六拾八文

六八三

差引て

九拾三貫九百八拾四文

是ハ庄屋より村方え可差出候事

外二

壹分ト三拾貳文 割木置場賃

此錢壹ノ六百八十文 孫右衛門持参

此払

寅正月五日より六七日迄
一銀九匁

喜右衛門

笠松御年貢掛り

一銀三匁

多助

一銀壹朱ト貳百四拾四文 喜右衛門取かへ

右ハ御年頭之節、川船並返り之節組合割合入用

一銀三拾七匁七分五厘

御年玉

御扇子

枝柿 十五入代銀拾匁内壹匁箱代

ハチヤ助三郎払

元ノ三人十二入三箱代銀貳拾壹匁六分

同断

外箱代貳匁四分

同断

金壹朱宿へ

小以
一銀三拾七匁七分五厘

同
一錢貳百文 使
与助へ相渡ス

太田小松屋年玉

同
一錢六十文 同人

伝馬帳紙三十枚

正月十一日
一銀五匁四分 同人え

此記

三匁半紙一束

扇子三本代貳匁四分

御番所年玉

正月元日之分
一銀三匁

村同人入用

当御陣屋御年玉扇子壹箱並台共

寅二月壹日
一金壹両貳分

永貳百拾匁六分

丑御年貢太餅米買納代、御役所え上納之分、惣

代鹿塩村徳右衛門殿え相渡ス

二月廿二日
一錢三ノ七百六文 関のた屋
幸八方払、使定助

此記

三百五拾文	名□壺本
百三十式文	いか三ツ
百五十文	白みそ代
七十式文	長芋
百文	連こん代
三十式文	うどん粉
三十式文	人じん五本
百文	しいたけ
四十八文	漬うり式ッ
式百五十文	かつふし式ッ
百文	浅くさのり
式百文	午房式わ
七十式文	とうふ三丁
三百六十四文	たまり三升
式百五十文	すみ半俵
式百文	あふら代
式百文	赤みそ代
三百文	薪代
四十八文	だいこん漬
式百五十文	さけ半分

六 村 政

三十式文	ねふか
百五十文	さといも六升
式百五十文	あいなめ三ツ
小以ノ二ノ七百六文	
右ハ御廻米両御粃御見分御泊り之節、御出役三科安平様並御家来、其外惣代組合庄屋衆村役人一同、入用買物ノ高取かへ如此	
一壺ノ式百式拾文	
上白米壺斗式升	
但百文ニ付九合かへ	
右御出役様惣代庄屋衆村役人定使、其外水夫入用白米代如此	
一六拾文	かふぞ五足代取かへ御出役、御家来惣代衆入用
一銀拾匁六分	蜂屋右村忠兵衛方にて、使定
枝柿	助上十ヲ中十ヲ
右入用代取かへ	
一錢六百分	
夜具上キヌ壺人前並座ふとん式ッ代三百文中、	

拾人前右入用之節取かへ代三百文

一同 貳百文 定助

右買物人足関行賃

一同 一匁ノ六百文

右水夫人足貳人ツツ

一同 金三朱 多兵衛・定助・鉄藏・千助
取かへ

内貳朱うなき切壹枚安様へ、壹朱御家来え

右ハ御膳糲納り方六ヶ敷故、村役人相談之上内

入用取斗ひ

二月十九日 一銀貳百匁貳分六厘 通ニ受取あり

右ハ御廻米兩御糲御廻村入用、並諸御泊り入用

割惣代、徳右衛門殿え渡ス

金壹兩貳朱村方ニ御泊り入用、組合より申受来

り、此帳尻にて勘定之節引さり可申事

一錢貳ノ八百八拾八文 兼山行買物代取かへ

使定助

此訳

五百五十文

貳百文

さば 大四百文
小五百五十文
かつふし

貳百文

しいたけ

百文

半平婦代

貳百文

長いも三本

七十貳文

午房壺わ

百文

生ふ代

百文

くずのこ代

百五十文

みりん代

貳百文

白みそ代

百三十貳文

うど三わ

百三十拾貳文

嶋さより五本

三十貳文

ふき少し

百文

こんにやく代

四十八文

くるみ代

三十六文

くわい代

三十貳文

じゆさい代

百廿四文

やきふ代

三十貳文

三嶋のり代

百文

浅くさのり代

三十貳文

粉からし代

貳百文

酢し米貳升

小以ノ式ノ八百八十八文

右ハ御宗門帳印判之節、買物入用ノ高取かへ之分如此
同
一七拾式文 定助

右買物人足壱人兼山行

同
一錢貳貫五百五拾六文 取かへ

此訳

五百五十文

白米五升五合

九百三十六文

うんとん粉壱ノ五百め代定

式

百六十四文

薪四ツ五束

六十四文

芝貳束代

三百六拾文

たまり二升代

百四十八文

すみ代

七十式文

積こけ代

貳百五十文

くわし代

小以ノ式ノ五百五十六文

右同断之節入用取かへ

四月八日

一銀拾壱匁式分

上川邊上乘平九郎殿へ渡ス

御膳粃御廻粃貳拾七俵、笠松問屋民治方運賃払

四月八日

一銀七拾匁九分三厘

右同断

六村政

右川合運賃桑名入用御粃掛り下り入用

此訳

金壱分式朱

川合船式艘代

同式分ト三匁七厘

桑名入用ノ高

同壱分式朱

上川邊平九郎殿へ上乘札

同三朱

傳右衛門殿笠松迄□見送り

賃

小以ノ金壱両壱分三朱ト三匁七厘

此割粃廿七俵下川邊引

外銀七拾匁九分三厘

粃壱俵ニ引

銀貳匁六分八厘内

粃七俵栃井村

掛り銀拾八匁三分九厘切り

四月八日九日十日迄
一銀九匁三分掛り

喜右衛門

一銀拾壱匁式分五厘

取かへ

村方丁ちん五張

此訳

壱張

庄屋え

壱張

年寄え

三張

百姓代え

同役式人え

六八七

右笠松にて買來ル

四月十三日
一 錢百四拾八文

取かへ

右は明昼、見廻り料松月志城兩人え渡ス

御米百七拾七俵余下り入用

一金三兩ト錢三百七拾四文 上乗 藤左衛門へ払

此記

錢拾壹ノ貳百五拾文 川合船九艘

此金壹兩貳分三朱ト百拾四文

銀六拾四匁九分九厘 笠松運賃民治払

金三分ト百貳拾四文 辰巳屋払中せ入用共

錢四十八文 新田迄御迎人共入用

小以ノ金三兩ト錢三百七拾四文

四月廿七日より五月六日迄
一 銀五拾五匁

藤左衛門御用済

錢百文

横掛定式

右御米上乘入用払

六月十三日
一 金壹分也

津嶋代参源六え渡ス

津嶋御初穂料定式

一 同壹朱

同人

同代参料定式

寅六月廿九日納
一 金壹分ト

納人
藤左衛門

永四拾壹文九分七厘壹毛

右ハ先年御置稗御払代御貸附金拝借、去丑年よ

り利金納之分如此上納仕、笠松御役所え

七月七日
一 永壹ノ三百三文四分 惣代鹿塩村 徳右衛門殿え渡ス

右ハ当寅七月笠松御役所小役割、御上納之分如

此

一同 錢四百文 同断 同人え

去丑年夫食添錢右同断

六月廿七日より七月二日帰村
一 銀拾五匁 藤左衛門

丑年皆済御目録御割付、御引替御用並水難御貸

附金、拝借等之いろいろ御用笠松行五日分

寅七月八日
一 銀百拾五匁三分 惣代徳右衛門殿え渡ス

組合東西□□□□下野迄

組合郡中割出銀之分

一同 銀七匁五分 惣代徳右衛門殿え渡ス

当組合割当七月之分

一 銀拾七匁四分四厘 右同人え渡ス

御拝借金貳拾兩願下し、惣代分御入用割

一 銀貳匁九分貳厘 同人え渡ス

組合たん子笠松ニおいて出来右入用割

七月八日
一銀三匁

加治田配荷御頼西惣代え延引之節、入用代取か

へ

一金百疋

錢貳百文

宗門帳
五人組帳 書賃定式

一銀七匁五分

宗門帳紙代・五人組帳紙代定式

七月十三日
一金貳朱ト錢三百文

年寄藤左衛門殿・百姓代与

次右衛門殿え遣ス

此訳

式朱秋山様

三百文下男女三人え

右ハ定例御陣内中元定式上ケル

同
一錢九百六拾六文

取かへ

当番引渡東西壱ノ五百め代、但百文ニ百八十八文

かへ代

一銀貳拾三匁三分五厘

太田助郷割出金、寅七月分

六 村 政

一金五両壹分

秋山様頼母し掛金

此訳

金四両壹分より村方持金壹両、喜右衛門分帳尻

にて出金

金ノ拾兩三分三朱

此錢七十式ノ百八十四文

銀ノ六百拾八匁四分

此錢六拾八ノ廿三文

永ノ壹ノ五百五拾五文九分七厘壹

此錢拾ノ貳百六十七文

錢ノ拾五貫九百拾八文

四口皆錢
ノ百六拾六貫四百文

九拾五貫六百六拾八文

金四兩三分三朱ト銀三匁八厘
前書過錢
上米帳尻

此錢三拾貳ノ九百廿五文

五拾式ノ百文七月割

金壹兩

此錢六ノ六百文、是ハ藤井講会ニ付喜右衛門
出金之事

第二部 文書の部

六九〇

銀四拾匁

平三郎

此錢四ノ四百文、是ハ堤方止宿ニ付、組合より出金之事

長次郎

金壹兩貳朱

此錢七ノ四百廿四文、是ハ当春御糴改之節、組合より出金之事

三二一 金子借用証文

○町内下川辺

小以ノ百九拾九貫百廿壹文

木下喜作氏所蔵

差引て
三拾貳貫七百貳拾壹文

是ハ庄屋より村方え差出候事

（解説） 嘉永五年（一八五二）の借用証文である。村入

寅七月十三日改

用金として短期間借用したもので、村三役名の証文である。

右之通り新帳え過錢分出ス

借用申金子事

一金三兩は 元金也

庄屋 喜右衛門
年寄 藤左衛門
百姓代 与次右衛門
同役 弥助
同断 傳右衛門
当番 治郎作

右は今般村方入用金ニ指詰り申ニ付、書面之金子慥ニ借用仕処実正也、然上は右金子返済之義は、当八月廿日切ニ世並之り足ラ相加え、元利共急度御返済可仕候、為後日書入申一札之事

嘉永五年子七月七日

武助 弥助

上川邊村かり主

百姓代
金右衛門印

下川邊村
木下喜右衛門殿

年寄
兵三郎
庄屋
金藏
印

三二二 正金預り証文

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 安政五年(一八五八)の預り証文である。下川辺役所付の村々の、金銭を預ったもので、入用のさいは何時でも返納するとある。

正金預り証文之事

一金六拾五両三分式百四拾五文五分五厘

右は下川邊御陣屋附村々、御備貯錢書面之通奉預候処、実正ニ御座候、尤御入用之節は、御差図次第上納可仕候、為後証預り証文仍て如件

安政五年午五月

六村政

福王三郎兵衛様
下川邊
御役所

下川邊村御用会所内

庄屋
喜右衛門
預り人
御用会所内
年寄
証人
与次右衛門
印

三二三 金子借用返済証文

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 慶応四年(一八六八)の返済証文である。多額の借用金返済について紛争が起こり、そのため新たに分割にて返済を確約した証文である。郡中総代として江戸出府のさいの諸費用と推定される。

差入申一札之事

当十一月晦日金五拾両也
但同十二月十日金五拾両也

六九一

来巳正月晦日金五拾両也

一 当春郡中惣代江戸表出府仕、帰国之節御立会之上傳

吉殿にて、金百五拾両也金子借用ニ罷成候処、約束

通返金ニ不相成、追々及延引候ニ付、当八月九日代

人源藏殿・源四郎殿を以巖敷御催促御申入、一言之

申訳無御座候、然ル処此度一時弁金早速不行届ニ付、

御逗留之上御取立ニも可相成思召之処、今般各々様

にて代人衆中へ御立入、江戸表へ出府人共より、元

証文添書差上申候ニ付、格別之御勘弁を以右前頭之

通、三度ニ元利共無相違返済可仕候、右約定申上候

上ハ、何様之義御座候共、各々え聊御苦勞掛り申間

敷候、為後日之証文連印差上申処仍て如件

慶応四辰年九月十一日

濃州加茂郡下川邊村

借用主

百姓代

小三郎印

右同断

喜助印

右同断

半右衛門印

年寄

右衛門印

右同断

龜三郎印

木下内記様
尾州犬山
坂井屋源藏様

庄屋
与次右衛門印